

大井川が育む みどり豊かな自然と共生する
資源循環型のまち しまだ



第2次 島田市環境基本計画

【後期基本計画】

島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）



島田市

はじめに

島田市は、市内を貫流する大井川の恵みのもと、豊富な森林資源、美しい茶畑の景観など、豊かな自然環境を有しており、こうした自然環境と調和した都市・文化の発展を続けてまいりました。

しかしながら、今日の情勢は、地球温暖化や資源エネルギーの枯渇、生態系の破壊といった地球規模の環境問題に直面しています。

このような問題を解決するために島田市でも昨年度宣言している「私たち一人ひとりが価値観や生活スタイルを見直し、環境に配慮した行動を選択する」いわゆる「**COOL CHOICE**」はもちろん、地球温暖化防止対策としての「**再生可能エネルギーの活用**」を積極的に推進していく必要があります。

今回の第2次島田市環境基本計画の見直しにつきましては、主に、前期計画の中間目標に対する評価を行い、4年後の目標値や内容についての修正のほか、第2次総合計画策定により、目標が変更になったものなどについて修正を行っております。

見直しによりこれまでの環境施策をさらに発展させ、本市の良好な環境を次世代に継承していくため、決意を新たに環境の保全及び創造に向けた取組を推進してまいります。

今後は、本市が目指すべき望ましい環境像「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ」の実現に向け、市民・事業者の皆様との連携・協働により、積極的な取組を進めてまいりますので、皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

島田市長 染谷 絹代



第2次島田市環境基本計画（後期基本計画）の構成

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

- ①環境問題の解決のために必要なこと
- ②国内外における動向
- ③島田市における動向

2 基本的事項

- ①計画の目的と位置付け
- ②計画の期間
- ③環境の範囲
- ④計画の対象地域
- ⑤計画の推進主体と責務

3 前期基本計画の評価

- ①数値目標による評価

第2章 望ましい環境像と基本目標

1 基本理念

- ・人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。
- ・環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

2 望ましい将来像

「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する
循環型社会のまち しまだ」

3 基本目標と将来イメージ

- ①自然環境の保全
- ②生活環境の保全
- ③資源循環の推進
- ④地球環境の保全
- ⑤環境教育・環境保全活動の推進

第3章 望ましい環境像を実現する取組

1 自然環境の保全

- ・川や水を守る
- ・森林を守る
- ・農地を守る
- ・自然とのふれあいや多様な生き物を守る

2 生活環境の保全

- ・公害対策を進める
- ・きれいな水を守る
- ・きれいな空気を守る
- ・静かな環境を守る
- ・有害化学物質対策を進める

3 資源循環の推進

- ・3Rでごみを減らす
- ・ごみを正しく処理する
- ・ごみのないまちづくりを進める
- ・グリーン購入・地産地消を進める

4 地球環境の保全

- ・地球温暖化対策を進める
- ・省エネルギーを進める
- ・新エネルギー・再生可能エネルギーの利用を進める
- ・低炭素型まちづくりを進める

5 環境教育・環境保全活動の推進

- ・環境教育・環境学習を充実させる
- ・環境情報を発信する
- ・環境保全活動を活発にする

◎印で表示
重点取組

第4章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）【適応計画を含む】

1 地球温暖化とは

- ①地球温暖化のメカニズム
- ②地球温暖化による影響
- ③将来予測

2 実行計画の概要

- ①地球温暖化に関する動向
- ②実行計画の基本的事項

3 温室効果ガス排出量の現状

- ①温室効果ガス総排出量
- ②部門別温室効果ガス排出量

4 温室効果ガス排出量の削減目標

- ①将来推計
- ②削減目標
- ・削減見込量の推計
- ・削減目標

5 地球温暖化に関する取組

- ①緩和策
- ・再生可能エネルギーの利用促進
- ・区域の事業者・住民の活動促進
- ・地域環境の整備及び改善
- ・循環型社会の形成
- ②適応策
- ・農林業に関する適応
- ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応
- ・人の健康や生活に関する適応

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- ①市民
- ②事業者
- ③市
- ④国・県・周辺市町

2 計画の進行管理

- ①PDCA サイクル
- ②環境報告書

3 環境保全活動を促進するための制度

- ①しまだエコ活動の概要・定義
- ②しまだエコ活動の登録の流れ
- ③しまだエコ活動への支援

4 その他の計画の推進方法

- ①計画の周知・広報
- ②予算措置
- ③個別計画との調整
- ④広域的な連携・協力

【目次】

●第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	2
第2節 基本的事項	8
第3節 前期基本計画の評価	11
●第2章 望ましい環境像と基本目標	19
第1節 基本理念	20
第2節 望ましい環境像	20
第3節 基本目標と将来イメージ	21
●第3章 望ましい環境像を実現する取組	23
第1節 取組の体系	24
第2節 取組の方向ごとの施策・取組内容	25
1 自然環境の保全	
1-1 川や水を守る	26
1-2 森林を守る	28
1-3 農地を守る	30
1-4 自然とのふれあいや多様な生き物を守る	32
2 生活環境の保全	
2-1 公害対策を進める	34
2-2 きれいな水を守る	36
2-3 きれいな空気を守る	38
2-4 静かな環境を守る	40
2-5 有害化学物質対策を進める	42
3 資源循環の推進	
3-1 3Rでごみを減らす	44
3-2 ごみを正しく処理する	46
3-3 ごみのないまちづくりを進める	48
3-4 グリーン購入・地産地消を進める	50
4 地球環境の保全	
4-1 地球温暖化対策を進める	52
4-2 省エネルギーを進める	54
4-3 新エネルギー・再生可能エネルギーの利用を進める	56
4-4 低炭素型まちづくりを進める	58
5 環境教育・環境保全活動の推進	
5-1 環境教育・環境学習を充実させる	60
5-2 環境情報を発信する	62
5-3 環境保全活動を活発にする	64

●	第4章	地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 【適応計画を含む】	67
	第1節	地球温暖化とは	68
	第2節	実行計画の概要	75
	第3節	温室効果ガス排出量の現状	78
	第4節	温室効果ガス排出量の削減目標	80
	第5節	地球温暖化に関する取組	84
●	第5章	計画の推進	89
	第1節	計画の推進体制	90
	第2節	計画の進行管理	92
	第3節	環境保全活動を促進するための制度	94
	第4節	その他の計画の推進方法	95
●	資料編		97
	資料1	計画策定の経緯	98
	資料2	委員名簿	99
	資料3	諮問・答申文	100
	資料4	島田市環境基本条例	101

第1章 計画の基本的事項

島田市の環境を取り巻く状況は大きく変化しています。ここでは、近年の環境の動向や前期基本計画の評価を行った上で、後期基本計画の位置づけ、計画の期間など、計画の概要となる基本的事項を示します。



第1節 計画策定の背景

1 環境問題の解決のために必要なこと

今日の地球温暖化に代表される環境問題は、日々その深刻さや複雑さを増しています。加害者と被害者とがはっきりと目に見え、その問題範囲も限定されていた公害問題と違い、現在の環境問題は「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因しており、私たち自身が加害者であり被害者でもあるといえます。

これらの問題を乗り越え、私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally”（地球規模で考え、地域で行動する）の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

例えば、環境省で進めている国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」は、地球の未来のために「賢い選択」をする国民運動です。取組の一つひとつは、小さな日常の選択かもしれませんが、その力が積み上がって、地球の未来を大きく変えていきます。

■島田市 COOL CHOICE（クールチョイス）宣言

島田市では、地球全体の問題である地球温暖化への対策を地域から進めるため、国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に賛同し、2017（平成29）年4月11日に「島田市 COOL CHOICE 宣言」を行いました。本市では、本宣言に基づく各種取組を今後も推進していきます。

【宣言内容】

市民一人ひとりが自覚し、環境への負荷の少ない社会の構築を目指して行動する「大井川が育む みどり豊かな自然と共生する資源循環型のまち しまだ」の実現に向けて、率先して取り組みます。

【宣言に基づく主な取組】

- ごみ分別ゲームや自転車発電体験など通して、家庭や地域のエコリーダーを育成する小学生向けの温暖化対策のプログラムである「アース・キッズ事業」の推進
- 市の環境人材バンクに登録された環境教育・環境学習に知識や技能を持つ方を学校などに派遣する「環境人材バンク事業」
- 住宅に太陽光発電設備等を利用した蓄電システムを設置する選択をされた方に対する補助
- 家庭から出る生ごみを家庭の中で減量しようと行動する方への「生ごみ処理容器キエーロ」への補助
- 「くらし・消費・環境展」（毎年開催）における「COOL CHOICE」の啓発活動



「COOL CHOICE」

ロゴマーク

小さな日常の選択かもしれません。

でもそのチカラは小さくない。

積み上がって、きっと地球を変えていく。

そう。あなたが選べば、未来は変わる。

この矢印のカタチをした付箋が、これからの賢い選択のヒントです。

日頃の小さな選択が未来を大きく変えていく

冷房がわりに、冷たいアイス。地球にもおいしいエコです。

あなたが残業すると、電気まで残業になる。

2 国内外における動向

近年、「持続可能な開発目標 (SDGs : エス・ディー・ジーズ)」を掲げる「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされるなど、大きな動きがありました。この動きを受けて、国も新たな「第五次環境基本計画」の閣議決定や、「気候変動適応法」の施行などを行いました。

第2次島田市環境基本計画の見直しにあたっては、このような国内外の動向を十分に踏まえることが必要です。

■世界共通の道しるべ「持続可能な開発目標 (SDGs)」

地球規模で人やモノなどが移動する国際社会の下では、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題も全世界的に連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような状況を踏まえ、2015 (平成 27) 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(「2030 アジェンダ」) は、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の「経済」「社会」「環境」を調和させる統合的取組として作成されました。そのため、2030 アジェンダは先進国と開発途上国が取り組むべき共通の目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標 (SDGs)」として 17 の目標と 169 のターゲット (達成基準) が掲げられました。

日本でも、2030 アジェンダの実施に取り組むための国家戦略として、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を 2016 (平成 28) 年 12 月に策定しました。同方針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げており、地方自治体や企業などへ広く普及することが期待されています。

「SDGs」とは？

SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは、2030 年の世界の姿を表した目標の集まりです。世界中の政府・国連・市民・企業・研究者・女性・若者などの様々な立場の人たちが 3 年間かけて協議を重ね、完成させた目標であり、国連のすべての加盟国がこの目標に合意しています。SDGs には、大きく分けて環境・経済・社会の 3 つの目標があり、それぞれの目標はお互いに関連しあっています。

SDGs は「みんなのための・みんなで支える」指標であり、政府・国連に加えて、企業・自治体・個人など誰もが参加できる枠組みになっています。つまり、世界中の一人ひとりが主役なのです。



持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール (目標)

【資料：「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(外務省)】

■パリ協定の採択・発効と「地球温暖化対策計画」

2015（平成27）年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、先進国や開発途上国の区別なく、温室効果ガスの削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施することなどを規定した公平かつ実効的な枠組みです。地球の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的としており、この目的を達成するため、今世紀後半に「人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成すること」を目指しています。

日本では、パリ協定で掲げた目標「2030年度までに2013年度比で温室効果ガスを26%削減」の着実な達成に向け、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。

パリ協定は、採択から1年にも満たない2016（平成28）年11月4日に発効し、日本も同月の8日にパリ協定を批准しました。

■第五次環境基本計画の閣議決定

2018（平成30）年4月に国の「第五次環境基本計画★」が閣議決定されました。「第五次環境基本計画」は、SDGsの考え方も活用しながら分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取り組みを推進していくとしています。

地域循環共生圏とは？

地域循環共生圏は、農山漁村、都市が存在するなかで、できるだけ自然の恵みを引き出して、地産地消、自立分散のエネルギー、食料といったものを循環させることがテーマとなっています。

都市の生活は、水や空気や森林を供給してくれる農山漁村によって支えられています。しかし、その一方で農山漁村には人がいないという状況があるため、都市から農山漁村にお金や人材を提供します。このように、農山漁村と都市、それぞれができるだけ自立しながら、お互いに資源を補完して支え合う概念が地域循環共生圏です。



地域循環共生圏のイメージ

【資料：第五次環境基本計画（環境省）】

▲用語解説▼

★環境基本計画

環境基本法に基づき、国全体の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。2018（平成30）年4月には、第五次環境基本計画が閣議決定された。

■「気候変動の影響への適応計画」の閣議決定と「気候変動適応法」の公布・施行

気候変動への対策は、「緩和」と「適応」に大別されます。緩和は、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する取組です。これに対し、適応は既に起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対して、自然や社会のあり方を調整する取組です。パリ協定では、気候変動の脅威に対応するため、緩和と適応を車の両輪として進めていくこととしています。

気候変動による様々な影響に対し、政府全体として、全体で整合のとれた取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」が2015（平成27）年11月に閣議決定されました。

このような気候変動への適応を法的に位置付け、これを推進するための措置を講じるための「気候変動適応法★」が2018（平成30）年6月に公布され、同年12月から施行されました。なお、同法律で都道府県及び市町村は、国の「気候変動適応計画」を勘案して、「地域気候変動適応計画」の策定に努めることと規定されています。

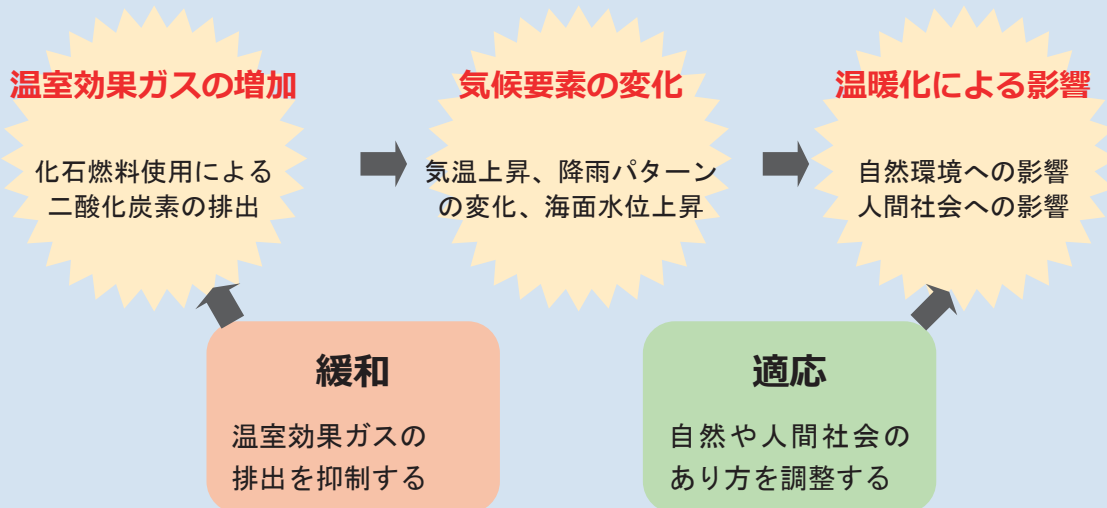


「緩和」と「適応」

温暖化対策には大きく分けて「緩和」と「適応」の2種類があります。

「緩和」は温室効果ガス排出を抑制することであり、最優先で取り組む必要があります。そして、緩和を実施しても温暖化の影響が避けられない場合、その影響に対して自然や人間社会のあり方を調整していくのが「適応」です。

近年顕著になりつつある気候変動のリスクは、国や地域によってさまざま、あらゆる場所で有効な適応の方法というものはありません。その地域に適した適応策を講じていく必要があります。また、地球温暖化のリスクというマイナス面ばかりを見るのではなく、温暖化のプラス面を積極的に生かすという考え方も必要です。例えば、夏季の高温を利用して亜熱帯地方の果物を栽培し、新しい市場を切り開くこともできると考えられます。



緩和と適応の考え方

【資料：緩和と適応へのアプローチ（環境省）】

▲用語解説▼

★気候変動適応法

地球温暖化による農作物への打撃や、災害や異常気象による被害などを抑えることを目的とした法律で、2018（平成30）年6月に公布、12月から施行された。国には「気候変動適応計画」の策定を求めたほか、自治体にも「努力義務」として地域の状況に応じた「地域気候変動適応計画」づくりを求めている。

3 島田市における動向

■島田市環境基本計画（第1次計画）の策定及び改訂

本市では、2001（平成13）年3月に「島田市環境基本条例」を定め、2003（平成15）年3月に「島田市環境基本計画」（以下「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画では、地域の環境の保全及び創造に向けた基本的な姿勢を明確にするとともに、具体的な行動を起こしていくための様々な取り組みを掲げました。

計画策定後、旧金谷町と合併して新島田市が誕生しました。その後、旧川根町との合併も経て現在に至っています。新市になって保全・継承すべき環境資源が増加したこと、第1次計画の策定後5年が経過したことから、2009（平成21）年3月に中間見直しを実施し、環境基本計画の第3章の一部改訂を行いました。

■環境管理システムの構築

本市では、2009（平成21）年1月に本庁舎・第二庁舎・第三庁舎を範囲として、「エコアクション21[★]」を認証取得しました。その後、中間審査、更新審査に併せて段階的に範囲を拡大し、2013（平成25）年1月には、対象となる全ての施設を認証・登録範囲としています。

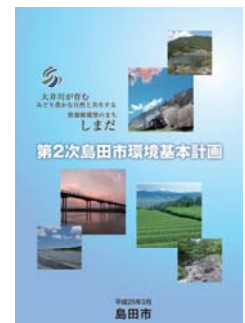
環境基本計画やエコアクション21の着実な推進と円滑な運用を図るため、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検・評価、Action：見直し）により、継続的な改善を図っています。



■第2次島田市環境基本計画の策定

第1次計画の策定以降、地球温暖化対策や循環型社会の実現、生物多様性の確保、環境教育の推進などに向けた法令整備や計画策定が進むなど、環境を取り巻く状況は大きく変化しました。さらに、2009（平成21）年6月には富士山静岡空港が開港し、2012（平成24）年4月には新東名高速道路の島田金谷ICが供用開始されるなど、社会環境も大きく変化しました。

そこで、このような社会動向の変化や新たな課題などに対応し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、第1次計画の計画期間が終了する2013（平成25）年3月に、新たな「第2次島田市環境基本計画」を策定しました。



第2次計画

■まち・ひと・しごと創生総合戦略等の策定

本市の人口は、1995（平成7）年の103,490人をピークに減少に転じており、このまま推移した場合は2060年に約6万人まで減少すると推計されています（国立社会保障・人口問題研究所）。そこで、本市では2015（平成27）年10月に「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2060年の目標人口を80,000人と設定し、島田市総合計画と整合をとりながら、人口減少問題に対する様々な施策に取り組むこととしています。

人口減少や少子高齢化は、例えば農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、野生鳥獣との軋轢が増加するなど、環境保全の取り組みにも深刻な影響を与えています。

▲用語解説▼

★エコアクション21（EA21）

主に中小事業者を対象に、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。一般に、「PDCAサイクル」と呼ばれる取組を継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めている。

第2次島田市総合計画の策定

2018（平成30）年3月には、2018（平成30）年度から2025年度までの8年間を計画期間とする「第2次島田市総合計画」を策定しました。総合計画では、島田市のあるべき将来の姿として「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を掲げ、人口減少等に伴う不安定な社会経済情勢の中にあっても、市民が真に豊かな生活を実感できる市政運営の指針とすることとしています。

総合計画の中では7つの政策分野が掲げられていますが、そのうちの政策分野4として「環境・自然：住みよい生活環境があり、自然とともに生きるまちづくり」が位置づけられています。



第2次総合計画

第2次島田市環境基本計画の見直しと地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定

「第2次島田市環境基本計画」では、社会経済及び環境の状況の変化や、計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図るため、2018（平成30）年度に中間見直しをすることとしています。

そのため、世界・国・静岡県の動向、本市の環境施策の実施状況、他の計画との整合などの視点を踏まえて、新たな「第2次島田市環境基本計画」（後期基本計画）を策定することになりました。

第2次島田市環境基本計画策定後の動向

年度	世界・国・静岡県の動向	島田市の動向
2013 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> 「小型家電リサイクル法」施行 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」改正 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 COP19で日本の新たな温室効果ガス削減目標を発表 	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に認定（2013. 5） 「第2次島田市健康増進計画」「第2次島田市食育推進計画」策定（2014. 3）
2014 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー基本計画」閣議決定 「水素・燃料電池戦略ロードマップ」公表 「ふじのくにFCV普及促進協議会」発足 「水循環基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「島田市一般廃棄物処理基本計画」策定（2015. 3）
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 「改定版ふじのくに地球温暖化対策実行計画」策定 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択、「持続可能な開発目標（SDGs）」公表 ISO14001改定（ISO14001:2015） 「パリ協定」採択 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定 「静岡県エネルギー地産池消推進計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略～未来創造～」 「島田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン～未来創造～」策定（2015. 10） 「島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第3期計画」策定（2016. 3）
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> 「改定版第3次静岡県環境基本計画」策定 電力の小売全面自由化 「地球温暖化対策計画」閣議決定 「パリ協定」発効 	
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 「静岡県版レッドリスト2017」公表 「ふじのくに生物多様性地域戦略」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 島田市 COOL CHOICE 宣言（2017. 4） 「第2次島田市総合計画」策定（2018. 3） 「国土利用計画（島田市計画）策定（2018. 3） 「しずおか中部連携中枢都市圏ビジョン」改定（2018. 3）
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次環境基本計画」閣議決定 「気候変動適応法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「第2次島田市環境基本計画（後期基本計画）」 「島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（適応計画含む）」策定（2019. 3） 「島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定（2019. 3）

第2節 基本的事項

1 計画の目的と位置づけ

■総合計画を環境面から実現する計画

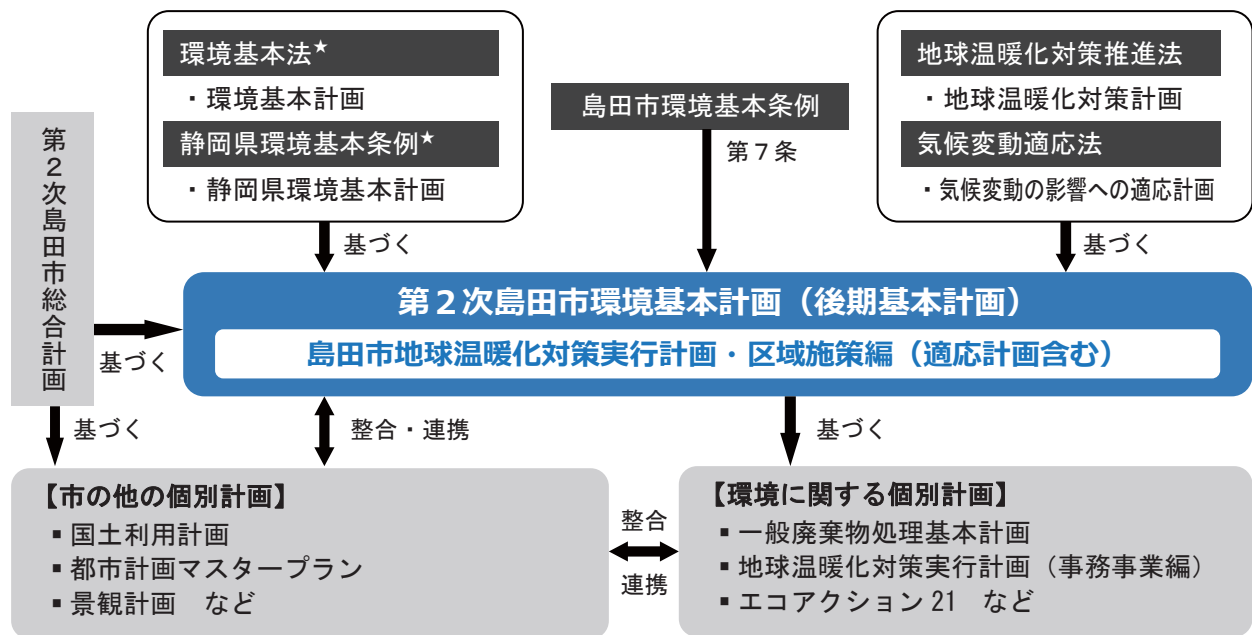
本計画は「島田市環境基本条例」の第7条に基づいて策定するもので、市民・事業者・市それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら取り組みを推進することを目的としています。

また、「第2次島田市総合計画」（2018年度～2025年度）の基本構想に掲げられている将来像「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

本市が進めている各種計画や事業などについては、相互に連携を図りながら推進していきますが、環境の分野においては本計画の方向性を尊重していきます。なお、国や県の環境施策の動向にも配慮するとともに、本市が国や県、その他の自治体などと連携を取りながら進めていく施策や事業の方針についても示すものとしします。

■地球温暖化対策を総合的に推進する計画

地球温暖化対策を積極的かつ効率的に推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（実行計画とよぶ）を環境基本計画の中に入れて策定します。また、本実行計画は、国の「気候変動の影響への適応計画」（2015年11月閣議決定）、「気候変動適応法」（2018年6月成立）などを受けて、同法律に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置づけます。



計画の位置付け

▲用語解説▼

★環境基本法

1993（平成5）年11月に施行された、我が国の環境政策の基本的方向を示す法律。地球環境問題や、都市・生活型環境問題に対処していくために、従来、個別に行われていた公害対策、自然環境保全の枠を越え、国・地方公共団体・事業者・国民などの社会を構成するすべての主体の参加による取組が不可欠との観点から、環境行政を総合的に推進していくための法制度として整備された。

★静岡県環境基本条例

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された条例で、1996（平成8）年4月から施行されている。

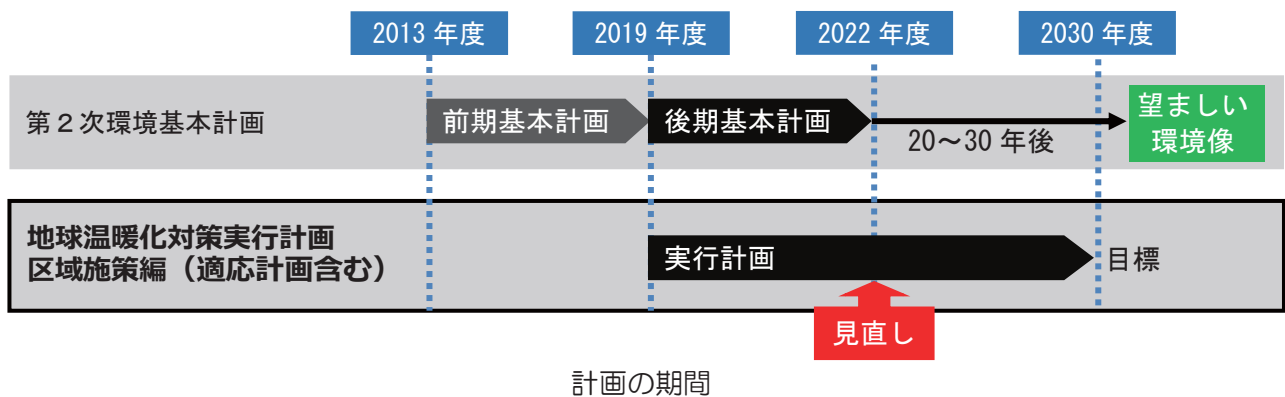
2 計画の期間

■環境基本計画は10年計画の後期計画

第2次計画の期間は、2013（平成25）年度から2022年度までの10年間であり、本計画は2019年度から2022年度までの4年間とします。ただし、本計画は20～30年後に実現させたい環境像を「望ましい環境像」として設定しています。

■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は2030年度までの計画

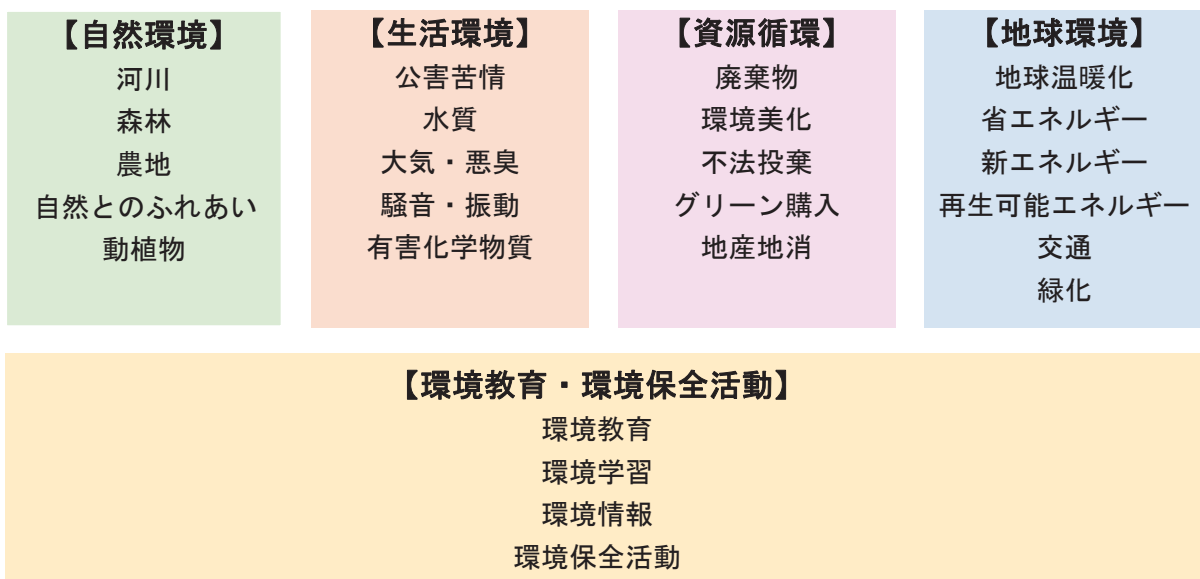
本計画の第4章「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、2030年度を目標年度に設定し、環境基本計画と同時に見直しを行うものとします。



3 環境の範囲

■5つの環境分野

計画の対象とする環境分野を自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動に分け、さらにその各分野に含まれる環境の範囲を以下のとおりとします。



計画の対象とする環境の範囲

4 計画の対象地域

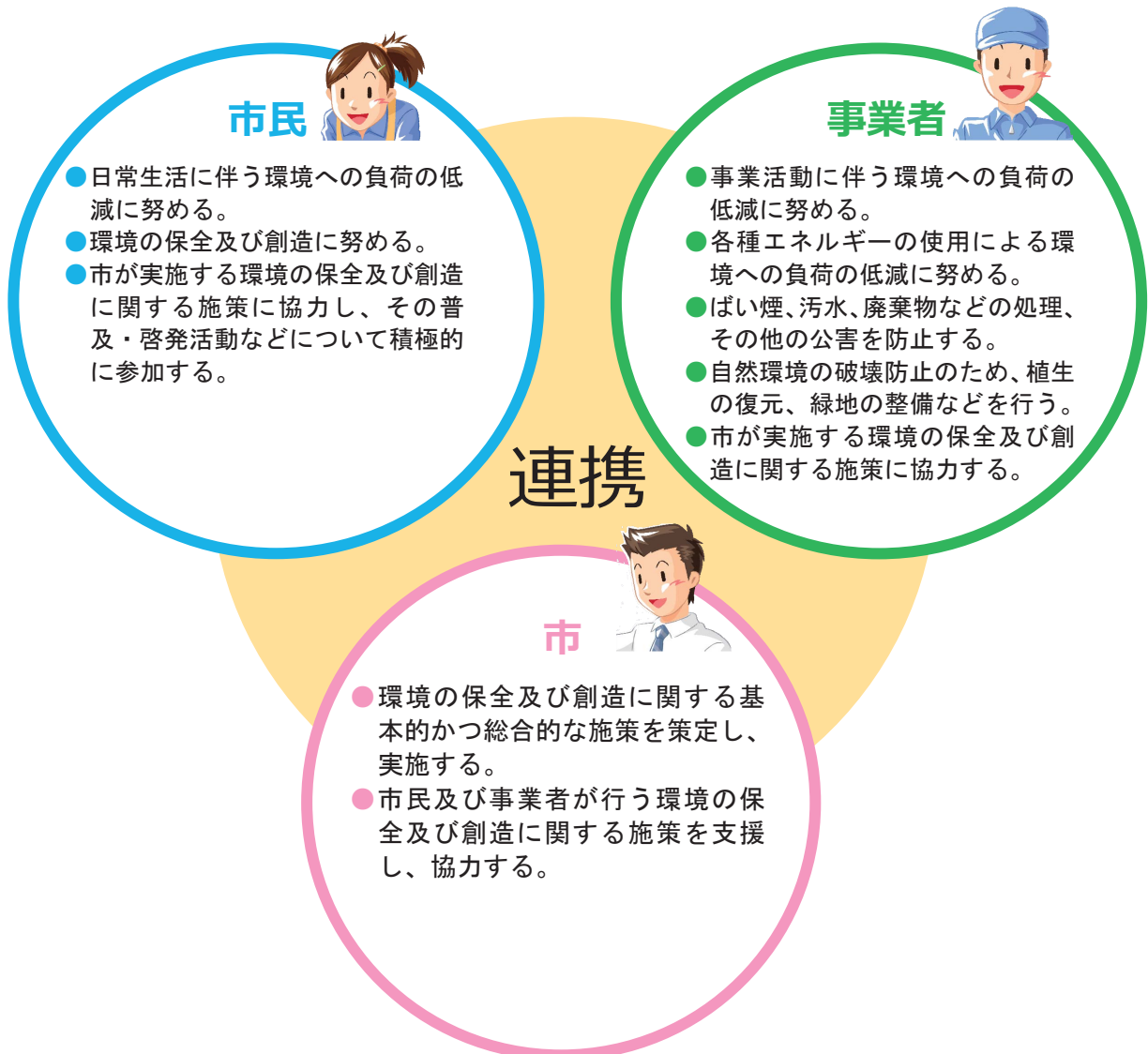
計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、地球温暖化や水資源などの課題については、必要に応じて広域的に対応します。



5 計画の推進主体と責務

本計画を推進する主体は、市民・事業者・市とします。

各主体は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していく必要があります。

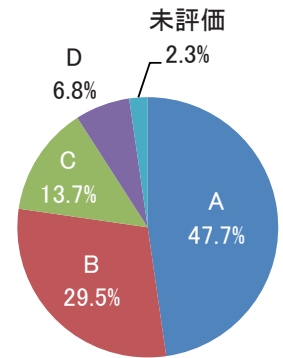


計画の推進主体と責務

第3節 前期基本計画の評価

前期基本計画の数値目標のうち、中間目標の達成率による評価を行います。2017（平成29）年度の現状値を中間目標と比較して、その達成率をA～Dの4段階で評価しています。その結果、全44指標のうち、Aが47.7%、Bが29.5%、Cが13.7%、Dが6.8%でした。

なお、本節で示している「最終目標（2022年度）」は前期基本計画における目標値であり、後期基本計画における最終目標は、「第3章 望ましい環境像を実現する取組」を参照してください。



4段階評価の割合

◆増加目標、現状維持目標の場合の達成率

達成率 = 2017（平成29）の現状値 ÷ 2017（平成29）年度の目標値

◆減少目標の場合

達成率 = 2017（平成29）の目標値 ÷ 2017（平成29）の現状値

◆4段階評価（A～D）

- A：達成率 100%以上
- B：達成率 80%以上～100%未満
- C：達成率 50%以上～80%未満
- D：達成率 50%未満

1 自然環境の保全



取組の方向 1-1 水や川を守る

- 上水道有収率は、基準値と比較して減少傾向となっており、中間目標の達成率は85%でした。これは、管路の更新以上に老朽化が進んでいることによります。
- 河川愛護団体数は、基準値と比べて1団体減少し、中間目標の達成率は70%でした。高齢化により新規団体が減少傾向にあるものと思われます。
- 雨水浸透施設設置助成件数（累計）は順調に増加しているものの、中間目標の達成率は95%でした。PR等の努力はしていますが、結果に繋がらなかったため、手段等の見直しが必要です。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A～D)	2022年度
上水道有収率	82.1%	76.1%	90.0% (H30)	85% (B)	中間見直し時に設定
河川愛護団体数	15団体	14団体	20団体 (H30)	70% (C)	中間見直し時に設定
雨水浸透施設設置助成件数 (累計)	352件	407件	430件	95% (B)	500件

取組の方向 1-2 森林を守る

- 森林間伐面積（補助金を受けて行った面積）は、県事業が縮小して事業量が減少したため、中間目標の達成率は95%でした。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A～D)	2022年度
森林間伐面積 (補助金を受けて行った面積)	107ha	114ha	120ha	95% (B)	中間見直し時に設定

■取組の方向 1-3 農地を守る

- 耕作放棄地面積は、茶価の低迷等による耕作放棄茶園の増加や耕作者の高齢化、非農地化や営農再開が進まないため、基準値よりも大幅に増加しています。中間目標の達成率は29%でした。
- 認定農業者数は年度によって増減しますが、高齢化により認定更新をしない農業者もいるため、基準値から横ばいの数値となっており、中間目標の達成率は85%でした。
- エコファーマー認定者数は、基準値から新規認定者がいなかったため、中間目標の達成率は90%でした。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
耕作放棄地面積 (農地台帳による)	16.3ha	51.6ha	15.1ha以内	29% (D)	14.1ha
認定農業者数	384人	384人	450人(H30)	85% (B)	中間見直し時に設定
エコファーマー認定者数	55人	55人	61人	90% (B)	66人

■取組の方向 1-4 自然とのふれあいや多様な生き物を守る

- 自然体験教室の参加者数は、年々定着しつつあることから、基準値と比較して大幅に増加し、中間目標を達成(116%)しました。
- 公園愛護団体数は基準値から1団体増加したものの、中間目標の達成率は94%でした。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
自然体験教室(移動教室、サタデーオープンスクール、サマーオープンスクール)の参加者数	822人/年	989人/年	850人/年	116% (A)	900人/年
公園愛護会登録団体数	46団体	47団体	50団体	94% (B)	中間見直し時に設定



2 生活環境の保全

■取組の方向 2-1 公害対策を進める

- 公害苦情件数は年度によって増減しますが、比較的細かい苦情も報告し、同一苦情も別件として記録していることもあり、基準値と比べて中間目標の達成率は87%でした。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
公害苦情件数	47件/年	46件/年	40件/年	87% (B)	35件/年

■取組の方向 2-2 きれいな水を守る

- 大井川の環境基準(BOD)の達成率、市内中小河川の環境基準(BOD)達成率は順調に推移しており、中間目標を達成(100%)しました。
- 公共下水道普及率は、下水道幹線・枝線管渠工事実施により若干増加しましたが、下水道整備の遅れにより、中間目標の達成率は93%でした。
- 生活雑排水処理率は、新築住宅増加による合併浄化槽の普及と単独浄化槽の転換増加によって順調に増加しており、中間目標を達成(110%)しました。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
大井川の水環境基準(BOD)達成率	100%	100%	100%	100%(A)	100%
市内中小河川の水環境基準(BOD)達成率	100%	100%	100%	100%(A)	100%
公共下水道普及率 ^注	9.9%	10.9%	11.7%	93%(B)	13.7%
生活雑排水処理率	45.8%	61.7%	55.9%	110%(A)	66.1%

注) 供用開始区域内人口 (10,652人) ÷ 行政区域内人口 (99,761人) ×100% で算出されます。

取組の方向 2-3 きれいな空気を守る

○ 大気汚染物質の水環境基準達成率は順調に推移しており、中間目標を達成(100%)しました。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
大気汚染物質(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の水環境基準達成率	100%	100%	100%	100%(A)	100%

取組の方向 2-4 静かな環境を守る

○ 道路交通騒音の水環境基準達成率、航空機騒音の水環境基準達成率は順調に推移しており、中間目標を達成(100%)しました。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
道路交通騒音の水環境基準達成率	50%	100%	100%	100%(A)	100%
航空機騒音の水環境基準達成率	100%	100%	100%	100%(A)	100%

取組の方向 2-5 有害化学物質対策を進める

○ 有害化学物質(地下水・土壌)の水環境基準達成率は順調に推移しており、中間目標を達成(100%)しました。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
有害化学物質(ダイオキシン類、有機塩素化合物、重金属)(地下水・土壌)の水環境基準達成率	100%	100%	100%	100%(A)	100%

3 資源循環の推進



取組の方向 3-1 3Rでゴミを減らす

○ 1人1日当たりごみ排出量は順調に推移しており、中間目標を達成(103%)しました。最終処分場閉鎖に伴い、川ざらいの埋立量は一般廃棄物ではなく、産業廃棄物に計上されたこと、がれき類も前年の2割程度に抑えられたことが大きな要因と考えられます。

○ リサイクル率は、目標値より10%以上かい離していますが、リサイクル量の多くを占める古紙が電

子媒体の普及等により年々大幅に減少しているため、今後リサイクル率が増に転じることは難しいと考えられます。また、市内に回収ステーションを設けるなどして、民間事業者による古紙回収量の増加が影響していると考えられます。

- 生ごみ処理容器等購入助成件数は、基準値と比べて増加しており、中間目標を達成（153%）しました。これは、「キエーロ★」を精力的に普及啓発活動し、キエーロの助成件数が大幅に増加したためです。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
1人1日当たりごみ排出量 【再掲3-2】	890g/人・日	852g/人・日	878g/人・日 (H30)	103%(A)	中間見直し時に設定
リサイクル率(古紙・ペットボトル・トレイ・牛乳パックなど)	24.8%	18.9%	30.0%(H30)	63%(C)	中間見直し時に設定
生ごみ処理容器等購入助成件数	30件/年	61件/年	40件/年	153%(A)	40件/年

■取組の方向 3-2 ごみを正しく処理する

- 1人1日当たりごみ排出量は順調に推移しており、中間目標を達成しました（103%）。最終処分場閉鎖に伴い、川ざらいの埋立量は一般廃棄物ではなく、産業廃棄物に計上されたこと、がれき類も前年の2割程度に抑えられたことが大きな要因と考えられます。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
1人1日当たりごみ排出量 【再掲3-1】	890g/人・日	852g/人・日	878g/人・日 (H30)	103%(A)	中間見直し時に設定

■取組の方向 3-3 ごみのないまちづくりを進める

- 環境美化活動参加団体数は増加しており、中間目標を達成（127%）しました。これは、リバーフレンドシップ制度への参加団体の増加によるものです。
- 不法投棄監視パトロール実施回数は、基準値と同じ年5回実施し、中間目標を達成（100%）しました。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
環境美化活動参加団体数 ^注	103団体	140団体	110団体	127%(A)	120団体
不法投棄監視パトロール実施回数	5回/年	5回/年	5回以上/年	100%(A)	5回以上/年

注) 市内一斉美化活動、リバーフレンドシップ制度、ボランティア・サポート・プログラム、アダプト・ロード・プログラムの参加団体数

■取組の方向 3-4 グリーン購入・地産地消を進める

- 市役所内でのグリーン購入調達率は、基準値と比較して減少していますが、事業や用途によりグリーン購入ができない物を購入する事があるため、中間目標の達成率は92%でした。
- 学校給食への地場産物の導入割合（重量ベース）の中間目標達成率は96%でした。学校給食センターは2015（平成27）年度に4つの共同調理場を統合し、中部学校給食センターが開設しました。学校給食センターが大規模となったため、1回の納入量が多くなったことや、生産者の高齢化により生産者の確保が難しくなっていることが要因と思われます。

▲用語解説▼

★キエーロ

土の力で生ごみを分解する生ごみ処理器。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
市役所内でのグリーン購入調達率	96.2%	91.6%	100%	92% (B)	100%
学校給食への地場製品の導入割合 (重量ベース)	40.8%	38.2%	40%以上	96% (B)	40%以上

4 地球環境の保全



取組の方向 4-1 地球温暖化対策を進める

- 1人当たり二酸化炭素排出量は10.0t-CO₂/年・人であり、中間目標を達成(115%)しました。各部門別にみると、全ての部門で基準値(2011年度)から減少しています。減少した主な要因として、産業部門は製造業における省エネルギー対策の効果、家庭部門及び業務部門は電力の電気事業者別排出係数の低下及びエネルギー対策の効果、運輸部門は低燃費車両への乗換などの省エネルギー対策(旅客自動車)、車両の保有台数の減少(貨物自動車)、廃棄物処理部門は合成繊維を含む古布類の分別収集など、焼却時に二酸化炭素を排出するプラスチック類や合成繊維の燃えるごみへの混入量の減少などが考えられます。
- 島田市役所の温室効果ガス総排出量は、29,919t-CO₂/年となっています。これは2016(平成28)年度から島田市地球温暖化対策実行計画の第三期計画が始まり、対象活動に一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出量を加えたためです。なお、基準年度と同じ排出係数、排出活動で比較した場合16,137t-CO₂/年となり、基準値と比べて4.3%減少しており、中間目標を達成(101%)しました。
- 家庭版環境マネジメント事業参加世帯数は、県民運動の家庭版環境マネジメント事業に参加する形で実施してきましたが、2014(平成26)年度からは田代環境プラザへ見学に来た方にチェックシートを実施してもらう形での人数カウントに変更となりました。田代環境プラザへは毎年小学校などの見学者が多く来るため、チェックシートは安定的に実施できていますが、少子化の影響もあり、今後は増加していくことは期待できません。
- エコアクション21認証取得事業所数は、基準値と比べて増加していますが、中間目標の達成率は95%でした。事業者として環境に配慮して事業を実施しているかという点が重要視され、関心が高まったため取得事業者が増加したと考えられます。しかしながら、継続して認証取得していくためにも経費がかかり、継続を諦める業者も少なくありません。今後、取得事業者の大幅な増加は考えにくい状況です。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
1人当たり二酸化炭素排出量	12.1t-CO ₂ /年 (H21)	10.0t-CO ₂ /年 (H27)	11.5t-CO ₂ /年 (H27)	115% (A)	11.0t-CO ₂ /年
島田市役所の温室効果ガス総排出量	16,865 t-CO ₂ /年	16,137 t-CO ₂ /年	16,324 t-CO ₂ /年 (H27)	101% (A)	中間見直し時に 設定
家庭版環境マネジメント事業参加世帯数	1,180世帯/年	1,055人/年	1,350世帯/年	78% (C)	1,500世帯/年
エコアクション21認証取得事業所数	66事業所	79事業所	83事業所	95% (B)	100事業所

■取組の方向 4-2 省エネルギーを進める

- 市全体の電力使用量は、電力自由化により電気事業者からの情報提供が受けられなかったため、算出ができなくなりました。
- 島田市役所の電力使用量は、庁舎の統合や新たな発電施設の稼働により、使用電力の削減や自家発電の利用が可能となり、中間目標を達成（101%）しました。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
市全体の電力使用量	771,782 MWh/年	—	740,000 MWh/年	—	700,000 MWh/年
島田市役所（出先機関を含む） の電力使用量	28,984 MWh/年	28,216 MWh/年	28,465 MWh/年 (2015)	101% (A)	中間見直し時に 設定

■取組の方向 4-3 再生可能エネルギーの利用を進める

- 太陽エネルギー利用設備導入助成利用者の発電容量は毎年200件程度の申請があり、中間目標は達成（212%）しました。
- 廃食用油回収量は、基準値に比べてやや増加していますが、中間目標の達成率は94%でした。目標達成には更なる啓発が必要です。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
太陽エネルギー利用設備導入 助成利用者の発電容量	2,226kW	9,087kW	4,290kW (H30)	212% (A)	中間見直し時 に設定
廃食用油回収量	6,100ℓ/年	6,200ℓ/年	6,600ℓ/年	94% (B)	7,000ℓ/年

■取組の方向 4-4 低炭素型まちづくりを進める

- 公用車への低公害車導入割合は順調に増加しており、中間目標を達成（122%）しました。
- コミュニティバス利用者数は、基準値より大幅に減少しており、中間目標の達成率は50%でした。
- 市役所ノーカーデーの実施率は順調に増加しており、中間目標を達成（142%）しました。これは、年々事業が定着し、職員の実施率が向上しているためです。
- 生垣づくり助成件数は、基準値より大幅に減少しており、中間目標の達成率は28%でした。市民や業者へ周知をしていますが、景気の動向や洋風スタイルの家が主流となったこと、また、敷地内に場所の確保ができないことから、申請者は減少しています。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
公用車への低公害車導入割合	61%	85.1%	70%	122% (A)	80%
コミュニティバス利用者数	384,386人/年	240,036人/年	478,400人/年	50% (C)	中間見直し時 に設定
市役所ノーカーデーの実施率	41%	71%	50%	142% (A)	60%
生け垣づくり助成件数	24件/年	7件/年	25件/年	28% (D)	25件/年



5 環境教育・環境保全活動の推進

取組の方向 5-1 環境教育・環境学習を充実させる

- アース・キッズ事業参加者数は、年々定着してきたこともあって大幅に増加しており、中間目標を達成（149%）しました。
- 環境学習講座受講者数は、2015（平成 27）年度から夏休み親子環境教育講座として、島田ガスとの共同事業が開始されたため受講者が増加しましたが、中間目標の達成率は67%でした。
- 環境に関する出前講座開催数は参加申込数が伸びないため、中間目標の達成率は20%でした。
- 田代環境プラザの見学者数は、基準値と比較して減少しており、中間目標の達成率は69%でした。基準年の平成 23 年度は震災瓦礫受入れや稼働から5年であり、市外から視察を含めた見学者が多かったと考えられますが、それ以降は市内の学校関係を中心とした見学者の内訳となっており、一般団体の見学者数が減少しています。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
アース・キッズ事業参加者数	192人/年	448人/年	300人/年	149%(A)	300人/年
環境学習講座受講者数（累計）	0人	67人	100人	67%(B)	200人
環境に関する出前講座開催数	2回/年	1回/年	5回/年	20%(D)	5回/年
田代環境プラザの見学者数	1,464人/年	1,098人/年	1,600人/年	69%(C)	1,800人/年

取組の方向 5-2 環境情報を発信する

- 環境課ホームページアクセス数は順調に増加しており、中間目標を達成（139%）しました。スマートフォンからの検索が増加していると考えられます。特にごみの自己搬入に関するページの閲覧数が増加しています。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
環境課ホームページアクセス数	65,000件/年	99,953件/年	72,000件/年	139%(A)	80,000件/年

取組の方向 5-3 環境保全活動を活発にする

- しまだエコ活動登録件数は、順調に増加していますが、中間目標の達成率は52%でした。登録団体は固定化してきており、登録による団体にとってのメリットが薄いため、新規登録団体も増えていません。更なる登録増加に向けた情報発信等が必要となります。
- しまだエコ活動には、里山保全活動や清掃活動、環境教育など、さまざまな分野の取り組みが登録されており、活動報告は市のホームページや「島田市環境報告書」などで紹介されています。

指標名	基準値	現状値	中間目標		最終目標
	2011年度 (H23)	2017年度 (H29)	2017年度 (H29)	達成率 (評価A~D)	2022年度
しまだエコ活動登録件数（累計）	0件	26件	50件	52%(C)	100件

主な取り組みの成果

古布類の回収【環境課】

島田市では2014（平成26）年度より「もったいない精神」の啓発、「燃えるごみの減量・処理経費削減」のため、市内6箇所回収ボックスを設置し、衣類やシーツ、カーテン等の拠点回収に取り組んでいます。2015（平成27）年度には34,720kgの古布類が回収され、焼却処理をせずアジア・アフリカ諸国へ提供しました。

生ごみ処理容器「キエーロ」実証実験【環境課】

2014（平成26）年から3年間にわたり、市民団体「金谷ライフクリエイターサークル」に委託し、市内モニター世帯による「キエーロ」の実証実験を行いました。3年間で市内モニター62名による実証実験の結果、約4トンの生ごみが消滅しました。2016（平成28）年度からは、生ごみ処理容器等購入費補助金制度の改正を行い、キエーロの無料貸し出しを開始し、更なる普及活動につなげていきたいと考えています。

※キエーロとは、生ごみ処理容器の一つで、土の中のバクテリアの力で生ごみを分解するものです。

フードドライブ回収ボックスの設置【福祉課】

NPO法人と協働で市役所正面玄関の総合案内横にフードドライブ回収ボックスを設置し、家庭で余っている食料の寄付をお願いしました。集まった食料はNPOフードバンクふじのくにに引渡し食べ物に困っている人たちに配られます。

小学生によるごみ処理場の見学【田代環境プラザ】

例年、小学生4年生の環境教育の一環として、市内の小学校による田代環境プラザのごみ処理場の見学会が行われています。見学会では環境課職員から、市内から発生するごみの量やごみの分別によるリサイクルへの取り組みにより、ごみの減量化が地球温暖化防止に繋がっていることを説明しています。

川根温泉メタンガス利活用への取組【観光課】

本市では、市内の川根温泉内の市有地に、温泉から湧出するメタンガスを利用した発電施設を設置し、2017（平成29）年4月から本格稼働を始めました。発電した電力を川根温泉ホテルに供給するとともに、発電時に発生する熱を回収し、隣接する川根温泉ふれあいの泉に供給する、天然ガスコジェネレーションシステムを構築しました。

未利用エネルギーの活用により、温泉施設の維持経費の削減や二酸化炭素の排出削減が可能となり、エネルギーの地産地消が図られました。

アース・キッズチャレンジ【環境課】

地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、市では静岡県地球温暖化防止活動推進センターと学校との3者により、アース・キッズ事業を実施しています。自転車による自家発電やごみ分別ゲームを通して、楽しみながら温暖化防止への具体的な取り組み方法を考え、身につけてもらいます。2016（平成28）年度は市内の11校で実施し、533人の児童が参加しました。

くらし・消費・環境展の開催【生活安心課・環境課】

市民団体・事業者・市が協働し、毎年「くらし・消費・環境展」を開催しています。展示や体験を通して、消費生活、環境、資源、住まい、食、交通安全、防犯などのくらしに役立つ様々な情報を発信しています。

第2章 望ましい環境像と基本目標

ここでは、環境に対する基本的な価値観や目的を示した「基本理念」、20～30年後に実現させたい島田市の「望ましい環境像」を実現するための5つの「基本目標」とそのイメージなどを示します。



第1節 基本理念

基本理念とは、環境に対する基本的な価値観や目的のことをいいます。

本計画の基本理念は、「島田市環境基本条例」の第3条に掲げられている基本理念と共通とします。

- すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。
- すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

第2節 望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、本市がこれからどのような環境を目指して取組を進めていくのかを示す長期的目標であり、20～30年後を想定しています。

本来、本計画の期間は10年間であるため、10年後を目標とするべきですが、環境問題の解決は自然の移り変わりに左右されるだけでなく、私たちのライフスタイルの変革によって成し遂げられるものです。このため、短期間で急激に環境を変化させることは難しいと考えられるため、20～30年後という長期的な視野で取組を進めていきます。

【20～30年後の望ましい環境像】

**大井川が育む みどり豊かな自然と共生する
資源循環型のまち しまだ**



第3節 基本目標と将来イメージ

ここでは、望ましい環境像の実現を図るため、5つの分野ごとに設定した基本目標を示すとともに、基本目標の実現とはどのようなものかを具体的に思い浮かべることができるよう、20～30年後の島田市の環境を「将来イメージ」として表します。

10年間で実施する計画中の施策や取組により、できる限り早い段階で将来イメージを現実のものとしてできるように努めていく必要があります。

1 自然環境の保全

本市は、大井川に代表される河川や森林など、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然は、私たちの暮らしや産業の基盤となっているだけではなく、多様な生き物を育む貴重な資源となっています。そのため、自然環境を将来にわたって保全し、生物多様性の確保に努めていきます。



将来イメージ

- 四季を身近に感じられ、自然とのふれあいを楽しめる場所がたくさんある。
- 大井川をはじめとした川では、魚や鳥など多様な生き物が生息しており、子どもたちも川遊びを楽しんでいる。
- 歴史を感じる自然景観が残されているとともに、各所でホテルが見られ、訪れる人が帰りたくなるような懐かしい環境が再生されている。
- 里地里山では荒廃農地が減少し、木漏れ日の美しい森林、色鮮やかな葉が風にそよぐ広葉樹の植林、茶畑などの景観が広がり、みんなで農作業や余暇を楽しんでいる。
- 都市部では、近代的建築物と緑のバランスがとれた美しい景観が広がっており、まちなかにも清流の親水空間が整備されている。
- 残したい自然と利用したい自然のバランスがとれ、山野の動植物と人の生活の調和が図られている。

2 生活環境の保全

私たちが健康で文化的な生活を送るためには、空気や水がきれいで、不快な音や臭いがせず、かつ有害化学物質による影響がない安全な環境づくりが必要です。そのため、日常生活や事業活動による環境への影響を低減し、安全・安心な生活環境の保全に努めていきます。



将来イメージ

- 下水道や合併処理浄化槽の普及拡大により、中小河川が浄化されている。
- 大井川及び支流の水を汚すような行為をせず、香りの良いアユが育つ清く美しい水環境になっている。
- 水や空気がきれいで、住みやすい生活環境が確保されている。
- 有害化学物質対策なども万全で、安心して安全に住める環境が整っている。

3 資源循環の推進

「ごみになるものを減らす」「ごみを出す前に再利用の方法を考える」「再資源化に協力する」そんな市民の3Rの取組を市・事業者が協力・支援するしくみづくりや、地産地消、グリーン購入を促進するなど、循環型社会の構築を目指します。



将来イメージ

- ごみの減量や資源化が進み、循環型社会の構築に向けて、市民自らが自覚を持って行動している。
- 各家庭で生ごみの自家処理が当たり前になり、生ごみが排出されなくなっている。
- ごみの分別が徹底され、環境に配慮した商品を取り扱う事業者が増加している。
- 一人ひとりがマナーやルールを守り、ごみのポイ捨てや不法投棄がなく、清掃活動をしなくてもよいほどきれいな街並みになっている。
- 地産地消の推進により、食卓には地元のおいしい農産物が並んでいる。

4 地球環境の保全

私たちの暮らしや事業活動が地球環境に影響を与えていることを、市民一人ひとりが自覚し、地球温暖化防止につながる取組を積極的に実践するまちを目指します。



将来イメージ

- 太陽光や小水力などの発電をはじめ、再生可能エネルギーの利活用が進んでいる。
- エネルギーの自給自足ができていくだけでなく、エネルギーの供給地となっている。
- 家庭や事業所の屋根などには太陽光発電が積極的に導入されている。
- 化石燃料に頼らない生活を目指し、市民全員が省エネルギーに取り組んでいる。
- 全ての事業者が環境マネジメントシステムを導入している。
- 河川や水路の豊かな水を活用し、爽やかな風がそよぐクールスポットを積極的に創り出している。

5 環境教育・環境保全活動の推進

島田市の環境の現状を知り、望ましい環境のあり方を考えるため、環境教育や体験学習を積極的に実施し、市民・事業者・市のそれぞれが主体的に、そして協働しながら環境保全に取り組むまちを目指します。



将来イメージ

- 子どもから大人まで多くの市民が環境教育・環境学習に積極的に取り組み、環境保全活動が生活の一部となっている。
- 学校での環境教育が充実し、子どもたちの環境を大切にする心が育まれている。
- 学校や地域には身近な動植物とふれあうことのできる場所が増え、環境教育の場として活用されている。
- 周辺市町との協力・協働により、環境保全に取り組んでいるとともに、グリーンツーリズムの拠点となっている。

第3章 望ましい環境像を実現する取組

環境の現状と課題を踏まえ、今後、市が行う施策や、市民団体を含む市民及び事業者がどんな取組をするべきかを示すとともに、目標の達成状況を表わす数値目標を設定します。

市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、協働で取組を推進することにより、島田市の望ましい環境像の実現を目指します。

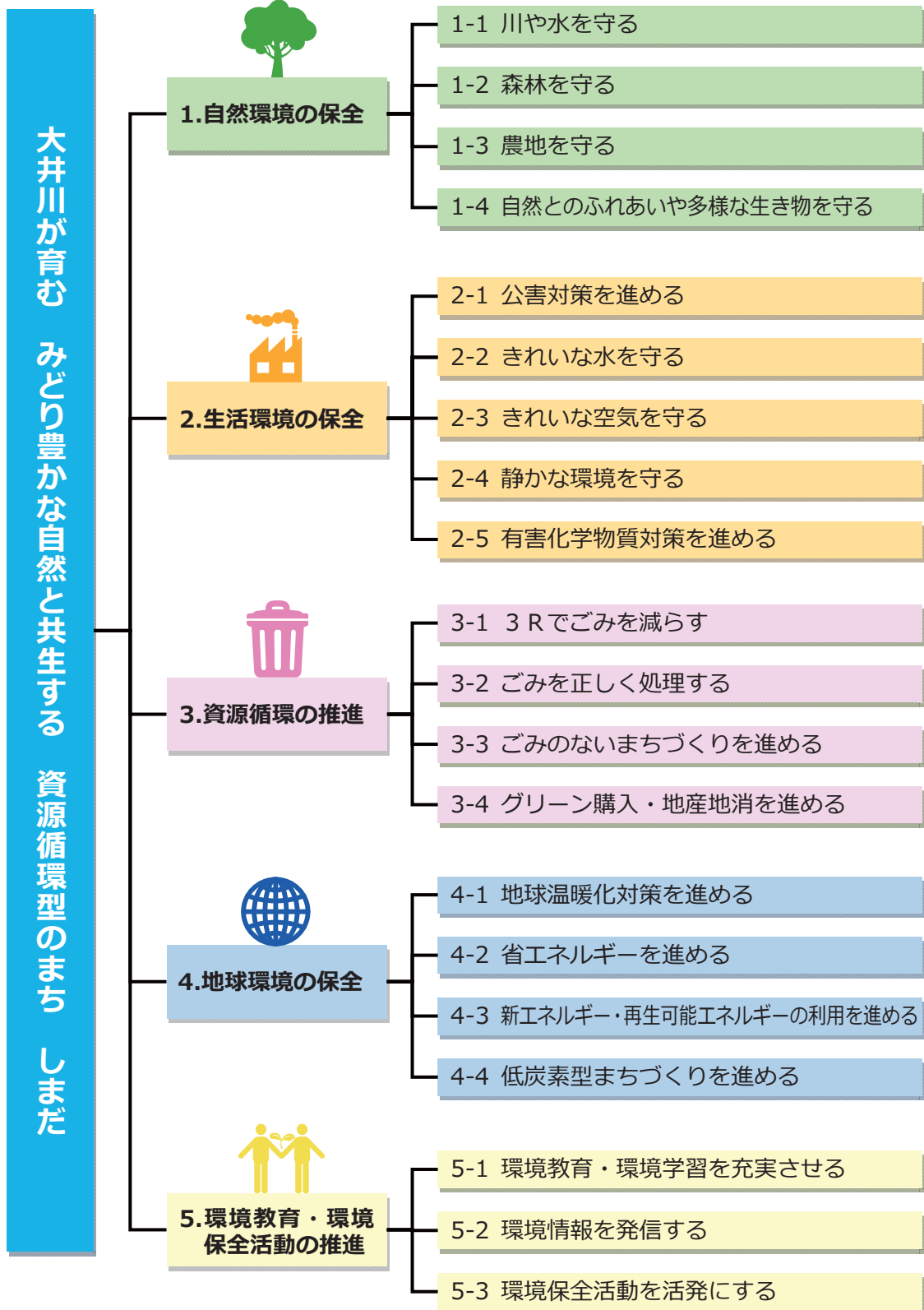


第1節 取組の体系

望ましい環境像

基本目標

取組の方向



取組の方向
1-1

【基本目標 1】 自然環境の保全

川や水を守る



環境の現状と課題

【水利用】

- ＊ 本市の生活・農業・工業用水は、表流水及び地下水を水源としています。2018（平成30）年3月31日現在の給水人口は96,101人で普及率は97%です。給水人口は減少していますが、今後も節水の徹底や雨水の再利用に努め、市・市民・事業者が一体となって水資源の有効利用を図っていく必要があります。



【河川】

- ＊ 市内には、一級河川の大井川や菊川、その支流をはじめとした多くの河川があり、市街地や平野部を網の目のようにして流れています。
- ＊ 河川は、動植物の生息・生育場所として重要な役割を果たしていることから、河川環境を維持・向上させるために適切な管理を行っていく必要があります。
- ＊ 上流部にダムが多いこともあり、大井川の流量は季節によって変動が大きく、水量の減少により河川の自浄作用*の低下と生態系への影響が懸念されます。そのため、流域市町と連携し、流量の確保を目指していく必要があります。

【地下水】

- ＊ 大井川流域では、地下40～65mの大井川扇状地が帯水層となっており、豊富な地下水の恵みをもたらしています。
- ＊ 本市では、塩水化などの地下水障害は発生していませんが、地下水は一度汚染されると回復が非常に困難であり、下流域ほど被害が拡大するため、市町の広域連携による未然の保全対策が求められます。
- ＊ 市街地では宅地や道路などの整備により、地表がコンクリートやアスファルトで覆われているため、雨水浸透施設の設置を進め、浸水被害の防止とともに地下水の涵養を推進していく必要があります。

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
上水道有収率 (旧島田市上水道)	料金としての収入のあった水量／給水量	76.1%	↑	79%
河川愛護団体数	河川愛護団体として市で登録している団体数	14 団体	↑	18 団体
雨水浸透施設設置助成件数（累計）	市が設置を補助した雨水浸透施設の件数の累計	407 件	↑	500 件
大井川の水環境に対する市民の関心度	大井川の清流を守る研究協議会の実施する大井川を学ぶ視察会参加者に占める島田市民の割合	67.0%	↑	70.0% (2021)

▲用語解説▼

★河川の自浄作用

汚濁物質を沈殿、酸化、生物による分解などにより、水自体で浄化する作用。

市の施策

■水利用

取組内容	取組内容の詳細	担当課
節水の推進	◎ 節水の啓発に努めるとともに、水資源を有効利用するために、有収率★の向上を図ります。	水道課

■河川

取組内容	取組内容の詳細	担当課
自然に配慮した水辺づくり	○ 多自然型工法★などの自然に配慮した水辺づくりの調査・研究に努めます。	建設課
協働による水辺環境の保全	○ 河川愛護団体への支援を行うとともに、県によるリバーフレンドシップ制度などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。【再掲5-3】	すぐやる課
河川・水路の水量の確保	◎ 流域市町との広域的な連携を図り、大井川の流況改善について調査・研究を行い、流量の増加を目指します。	戦略推進課

■地下水

取組内容	取組内容の詳細	担当課
地下水の適正利用	○ 大井川地域地下水利用対策協議会に参加し、広域連携による地下水利用の適正化を推進します。 ○ 地下水位・塩水化の監視を実施し、地下水障害の発生防止に努めます。	環境課
雨水浸透施設設置の推進	○ 地下水を涵養するため、雨水浸透施設★の設置を推進します。	都市政策課

市民の取組

- ◎ 家庭での節水や水の再利用に努めます。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 5-3】
- 雨水浸透ますなどの設置により、雨水の地下浸透を促します。
- 雨水貯留槽を設置し、散水などの雨水の再利用を進めます。



事業者の取組

- ◎ 工場・事業所での節水や水の再利用に努めます。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 5-3】
- 地下水の揚水量を削減するなど、地下水の適正利用に努めます。
- 雨水浸透ますなどの設置により、雨水の地下浸透を促します。
- 雨水再利用施設の導入を進めます。



▲用語解説▼

★有収率

給水した水量と料金として収入のあった水量との比率。具体的には、有収率＝有収水量÷給水量で表わされる式で算出される。

★多自然型工法

工事の対象となる河川などが本来有している生物環境に配慮し、自然景観の保全・創出を目指した工法のことをいう。「近自然型工法」ともいう。

★雨水浸透施設

雨水浸透ます・雨水貯留槽がある。雨水浸透ますは、住宅地などに降った雨水を地下へと浸透させる設備。雨水貯留槽は散水や防火用水などに利用するため、雨どいに接続して屋根に降った雨水を貯めるための容器のこと。



環境の現状と課題

【森林】

- * 本市の林野率（市域に占める林野の割合）は 66%（全国平均：67%、静岡県平均：64%）であり、市北部を中心に豊富な森林資源が残されています。
- * 森林は、生物多様性★の保全や二酸化炭素の吸収、水源涵養★、土砂災害の防止など、多面的な機能を有しており、その潜在的な価値は非常に大きなものがあります。しかし、近年では、林業の停滞により、管理の行き届いていない森林（人工林・竹林など）が増大しており、従事者の高齢化や木材価格の低迷などへの対策が求められます。
- * 森林の持つ多面的な機能を今後も維持していくため、間伐★や下草刈り、竹林の伐採など、森林の適正管理を図っていく必要があります。

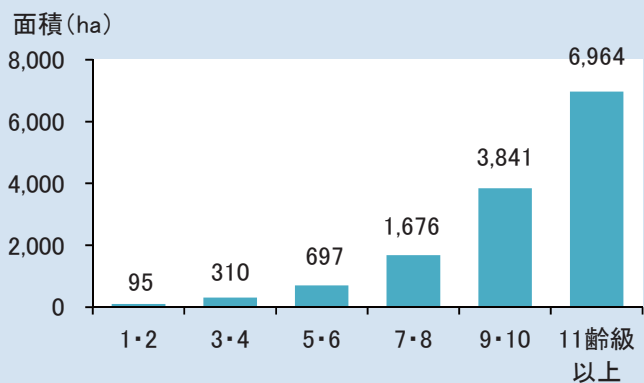


数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
森林整備面積 (年間)	森林施業補助事業による整備面積 (市事業)、森の力再生事業の整備面積 (県事業) の合計	226.3 ha/年	↑	310 ha/年

成熟している森林資源

本市の森林面積は 20,901ha（民有林 20,030ha、国有林 871ha）であり、総面積の約 66%を占めています。民有林 20,030haのうち、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積は 13,198ha（人工林率 66%）であり、大きな割合を占めています。人工林の約 80%以上は 11 齢級（40 年生）以上と、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれますが、最近の林業を取り巻く状況は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業従事者の減少などに起因して、林業生産活動が全般にわたって停滞している状況にあります。



注) 1 齢級は 1～5 年生、2 齢級は 6～10 年生
【資料：島田市森林整備計画】

▲用語解説▼

★生物多様性

生きものの個性とつながりのことをいい、一般的には生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の 3 つの視点で捉えることが多い。

★水源涵養

雨水を地表及び地中に一時的に蓄え、河川や地下水などの水源が枯渇しないようにする機能をいう。

★間伐

成長に伴って混みすぎた林の立木を一部伐採すること。

市の施策

■森林

取組内容	取組内容の詳細	担当課
総合的な森林管理	○ 島田市森林整備計画に基づき、計画的な森林の保全・整備を行います。	農林課
森林の適正管理	◎ 山林を適正に管理するため、山林所有者などに対して必要な支援を行います。 ◎ 間伐や下草刈り、放置竹林の伐採などによる森林の維持管理活動への支援を行います。 ○ 保水力があり、多様な生物を育む樹種への転換を進めます。	農林課
竹・間伐材の利用促進	○ 森林整備により発生する間伐材などの利用促進を図ります。 ○ 間伐材搬出奨励事業費補助制度の利活用を促進します。	農林課

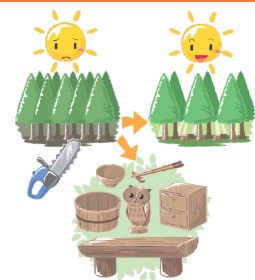
市民の取組

- ◎ 放置竹林の伐採や下草刈りなどの森林管理に参加・協力します。
- ◎ 地域での里山整備に参加・協力します。
- 地元の木材を使用した木製品の利用を図ります。
- 木質資源をエネルギーとして活用します。



事業者の取組

- ◎ 所有林の維持管理を責任持って行います。
- ◎ 林業後継者の育成・確保に努めます。
- 広葉樹への転換を進めます。
- 地元の木材や木製品を積極的に活用・販売します。
- 竹・間伐材の利用を進めます。
- 木質資源をエネルギーとして活用します。



地域材の需要拡大と利用促進

本市では、総合計画における重点プロジェクトである「公共事業等における率先した大井川産材の利用促進」を踏まえ、2013（平成25）年2月に「島田市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」を策定し、当方針に基づき地域材の積極的活用及び利用推進を図っています。

主な実績としては2013（平成25）年度に国内最大級の木製貯湯タンクや市内初の木造消防詰所、2014（平成26）年度には川根温泉ホテルの内装や備品、地域材による木製カウンターの購入等を行いました。今後も、さまざまな優れた特性をもつ木材を有効に活用し、地域材の需要拡大及び利用推進に努めていきます。



【資料：島田市森林整備計画】

取組の方向
1-3

【基本目標 1】 自然環境の保全

農地を守る



環境の現状と課題

【農地】

- ＊ 恵まれた自然環境と長年培われた技術を生かし、市内では茶、水稲主体の農業を展開しています。特に整然と並ぶ茶畑の緑は、本市を代表する景観となっています。
- ＊ 農地は農産物の供給に限らず、生物多様性の保全や良好な景観の形成など、様々な役割を担っていますが、近年では農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低迷などへの対策が求められます。
- ＊ 荒廃農地が増えていることから、国・県・市の補助制度を活用し、地域の担い手による再生利用事業を支援していく必要があります。
- ＊ 食の安全性や地域の環境保全がより重要視されるようになってきているため、化学肥料や農薬の使用を控えた環境保全型農業★の推進により、環境への負荷を低減していく必要があります。



大井川流域の水田地帯

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
再生利用が可能な 荒廃農地面積 (年度末時点)	荒廃農地★の発生・解消状況に関する調査数値	36.1ha	↓	30ha (2021)
認定農業者数 (年度末時点)	認定農業者★として登録されている農家の人数	384人	↑	402人
環境保全型農業 実施面積	環境に優しい農業(農薬使用量を静岡県 の基準値より半減以上にする取組)の実 施面積	25ha	↑	55ha

▲用語解説▼

★環境保全型農業

農薬や化学肥料などの使用量の削減、有機物を積極的に利用した土づくりなどの実施により、環境に与える負荷をより少なくし、持続可能な生産を目指した農業をいう。

★荒廃農地

現に耕作されておらず、耕作の放棄によって荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

★認定農業者

認定農業者制度とは、意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度。認定農業者は国や県、市町村等からさまざまな支援が受けられる。

★有機農産物

農薬や化学肥料などを原則として使用せず、堆肥などによって土づくりを行った水田や畑で栽培された農産物のこと。



市の施策

■農地

取組内容	取組内容の詳細	担当課
総合的な農業振興	○ 島田市農業振興地域整備計画に基づき、農地を保全し、計画的な農業の振興を図ります。	農林課
農業の担い手の育成	◎ 農業経営の複合化を支援し、農業の担い手を育成します。 ◎ 新規就農を促進するための支援を行います。	農林課
荒廃農地の再生	◎ 荒廃農地の再生を支援します。 ◎ 荒廃農地を活用した市民農園を整備し、農作業体験の場とします。	農林課
環境保全型農業の推進	○ 有機農業の拡大など、環境に配慮した環境保全型農業を推進します。	農林課
世界農業遺産茶草場農法の維持・継承	○ 生物多様性を保全するため、世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持、継承を推進します。	農林課
農業に関する情報の発信	○ 農業についての認識を深めるため、農業に関する情報を発信します。	農林課

市民の取組

- ◎ 市民農園の利用を進めます。
- 農作業体験に参加します。
- 有機農産物*を優先的に購入します。
- 家庭菜園などでの農薬や化学肥料の適正利用を図ります。
- 世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法について理解し、農法の維持や継承に協力します。



事業者の取組

- ◎ 農業後継者の育成・確保に努めます。
- ◎ 担い手への利用集積により、荒廃農地の発生を防ぎます。
- 農地の適正管理に努めます。
- 農薬や化学肥料の適正利用を図ります。
- 環境保全型農業の知識を深め、実践します。
- 世界農業遺産に認定された伝統的な茶草場農法の維持、継承をします。



世界農業遺産「静岡の茶草場農法」

2013（平成25）年5月、石川県七尾市で開催された世界農業遺産（GIAHS）国際会議において、掛川市、牧之原市、菊川市、島田市、川根本町の4市1町の地域で取り組んでいる茶草場農法が「静岡の茶草場農法」として世界農業遺産に認定されました。この「静岡の茶草場農法」の世界農業遺産認定は、これまで伝統的に受け継がれてきた農法により、茶園周辺の生物多様性も保全されている面において世界的にも珍しい地域であると認められたものです。今後は、世界農業遺産の認定を受け「茶草場」や「茶草場農法」等についての定義や表記使用等に関する認証基準等の制定を進め、持続可能な農業生産活動の確立と、生物多様性保全への取り組みを推進していきます。

環境の現状と課題

【自然とのふれあい】

＊本市は、山・川の豊かな自然環境に恵まれており、ハイキングコースや水遊びができる場所など、自然とのふれあいの場が数多く存在します。そのため、自然とのふれあいの場の維持管理を推進するとともに、自然とふれあう機会の拡大を図っていく必要があります。



野外活動センター「山の家」

＊中学生アンケートによると、「動植物とのふれあいの多さ」の満足度が低く、「野山で遊ぶ」、「川に入って遊ぶ」などの野外活動については、「まったくしない」の割合が最も高くなっています。自然とのふれあいは、環境保全意識の育成の場として重要な役割を果たすことから、今後は自然とふれあえる場所の情報提供や子どもたちのニーズに合った自然体験教室の企画・PRなどに努めていく必要があります。

【野生動植物】

＊市内には、ホタルやカワセミなどをはじめ、多様な動植物が生息・生育していますが、絶滅の恐れのある動植物も100種確認されています。将来にわたって生物多様性を確保していくため、野生動植物の保護・保全を図るとともに、在来生物の生存を脅かす特定外来生物★など外来生物★への対策が求められます。

＊里地里山の荒廃などにより、シカやイノシシなどの野生鳥獣が人の生活や農林業へ被害を与えるケースが増えています。生態系や人の生活を守るため、被害状況の調査や被害防止対策を実施するとともに、野生鳥獣を適正に管理していく必要があります。

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
自然体験教室の参加者数	移動教室、サタデーオープンスクール★、サマーオープンスクール★の参加者数	989人/年	→	950人/年
公園愛護会登録団体数	公園愛護会に登録している団体数	47団体	↑	49団体
伊太田代地区とその近隣における猛禽類の生息・繁殖活動件数（毎年3月時点）	調査区域内で確認された調査対象猛禽類の繁殖活動、営巣活動、育雛活動の毎年3月時点の件数	3件	→	3件 (2021)

▲用語解説▼

★特定外来生物

外来生物のうち、特に生態系などへの被害が認められるものとして、外来生物法によって規定された種。特定外来生物に指定されると、ペットも含めて飼育、栽培、保管又は運搬、譲渡、輸入、野外への放出などが禁止される。植物ではアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウなど、動物ではアライグマ、タイワンリス、ウシガエル、カミツキガメ、ソウシチョウ、オオクチバス、ブルーギル、セアカゴケグモなどがある。

★外来生物

もともとその生物が住んでいなかった地域に、貿易や人の移動などを介して意図的・非意図的に持ち込まれた動植物のこと。

★サタデーオープンスクール・サマーオープンスクール

伊久美の自然を利用した観察や体験的学習。市内小学校に通学する3年生から6年生を対象とし、土曜日（8月を除く）、8月の連続した3日間で実施される。

市の施策

■自然とのふれあい

取組内容	取組内容の詳細	担当課
自然体験教室の開催	◎ 豊かな自然を活用した体験教室（移動教室・サタデーオープンスクール・サマーオープンスクールなど）を開催します。【再掲5-1】	学校教育課
	○ 青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催します。【再掲5-1】	社会教育課
公園の整備・管理	◎ 地域住民による公園の維持管理（清掃、除草、花壇の整備など）を支援します。 ○ 地域住民のふれあいの場を創出するため、公園の整備を推進します。	建設課

■野生動植物

取組内容	取組内容の詳細	担当課
鳥獣被害防止の取組の推進	○ 農林産物に被害を与える野生鳥獣について、被害実態調査を基にした鳥獣被害防止計画の見直しを行い、計画に基づいた被害防止の取り組みを推進します。	農林課
特定外来生物の啓発	○ 特定外来生物に関する情報を収集し、市民・事業者に対して啓発を図ります。	環境課

市民の取組

- ◎ 自然体験教室に参加します。【再掲 5-1】
- ◎ 公園の維持管理に参加・協力します。
- 休日は積極的に自然とふれあうようにします。
- 自然とふれあうためのルールを学び、周辺環境の保全に努めます。
- 野外活動施設の活用を図ります。
- 身近な動植物を大切にします。
- 外来生物に関心を持ち、拡大防止に協力します。



事業者の取組

- ◎ 自然とふれあえるイベントを企画します。【再掲 5-1】
- 事業所の緑地やビオトープ★などを自然とのふれあいの場所として、市民へ開放します。
- 市内の環境資源を活用したエコツアー★を企画します。
- 周辺の自然環境に配慮した事業活動を進めます。
- 貴重な動植物を輸入・販売しません。
- 外来生物に関心を持ち、拡大防止に協力します。



▲用語解説▼

★ビオトープ

ドイツ語のBio（生物）とTope（空間、場所）を組み合わせた造語で、野生生物が共存している生育・生息空間のこと。

★エコツアー

自然環境を見て楽しむだけでなく、そこに生きる動植物の生態や、人と自然の関わりや、現地の人々の生活や文化についてなど、できるだけ多くのことを体験して学び、保護や保全への関心を高める観光形態。

取組の方向
2-1

【基本目標 2】 生活環境の保全

公害対策を進める



環境の現状と課題

【公害苦情】

- ★ 2017（平成 29）年度に市民から寄せられた公害★苦情件数は 46 件であり、大気汚染の苦情が全体の約 35%を占めていました。特に野焼きに関する苦情が多くなっています。農作業に伴う野焼き（法的に認められている場合もある）や家庭での野焼きについての苦情が数多く寄せられていることから、今後も広報紙やチラシなどによる啓発を通じて、公害の未然防止に努めていく必要があります。
- ★ 本市では、公害関連法令を補完するとともに、事業者の方々が環境保全意識を持ち、工場での取り組みを率先して行動に移していただくことを目指して市内の主要工場と環境保全協定を締結しています。今後も環境保全協定★の締結拡大を図っていく必要があります。
- ★ 近年では、野焼き★や近隣騒音★など、一般家庭が当事者となる苦情が増えており、法令による規制だけでは対応が難しくなっています。そのため、家庭生活に密着した事案については、住民同士や地域内での解決を図っていく必要があります。
- ★ 公害苦情が発生した場合は速やかに対応し、解決を図ることが求められます。また、公害苦情を未然に防止するため、事業所に対しては環境保全協定の締結や立入調査、市民に対してはマナーの啓発を図っていく必要があります。



油流出事故での吸着マット敷設

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
公害苦情件数	公害苦情件数のうち、同年度に2回以上入った同一苦情の年間件数	6件/年	↓	5件/年

▲用語解説▼

★公害

事業活動や人の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境に被害が生じること。

★環境保全協定

環境保全の1つの手段として、地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定を指す。環境保全協定は法令の規定基準を補完し、地域に応じた環境保全の目標値の設定、具体的な対策の明示などを内容とし、法律や条例の規定と並ぶ有力な環境保全対策の手段として広く利用されている。

★野焼き

法律で認められた方法以外で物を燃やす行為をいう。家の庭先などで木くず、紙くず、廃プラスチックなどのごみを燃やすことは野焼きになる。しかし、どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、焼き畑などの農業・林業を営むためにやむを得ないものなどは例外とされている。

★近隣騒音

飲食店でのカラオケなどの営業騒音、商業宣伝などの拡声機騒音、一般家庭のピアノやエアコンからの音、ペットの鳴き声などの生活騒音の総称である。単に音の大きさだけでなく、日頃の付き合いなどが関係するため、主観的・心理的要素が絡む傾向が強い。

市の施策

■公害苦情

取組内容	取組内容の詳細	担当課
公害苦情への対応	◎ 公害苦情に速やかに対応するとともに、公害発生源には立入調査などの適切な指導を行います。	環境課
水質事故への対応	○ 国・県と連携した対応体制の確立により、水質事故の拡大防止を図ります。	環境課
環境保全協定の締結	○ 事業者と環境保全協定を締結し、公害の未然防止を図ります。	環境課

市民の取組

- ◎ 公害が発生しないように努めます。
- 公害についての正しい知識を身に付けます。
- 家庭生活と密着した事案については、住民同士や地域内での解決に努めます。

事業者の取組

- ◎ 事業活動に伴う環境負荷を低減し、公害の発生防止に努めます。
- ◎ 住民から公害苦情が寄せられた場合は、速やかに原因を究明し、対策を講じます。
- 立入調査に協力します。
- 市と環境保全協定を締結します。

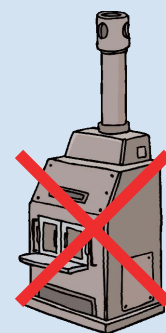


野焼きの禁止

近年、市内における野焼き等（大気汚染）について多くの相談が寄せられています。内容としては、「隣家の方が物を燃やしている」「煙がひどく洗濯物に臭いがついてしまって困っている」などの相談が大半を占めています。法律に定められた基準に合致しない焼却設備（焼却炉）や地焼き、穴掘り、ブロック積み、ドラム缶などでの焼却は禁止されており、法律に違反した場合は5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処される場合があります。

また、焼却禁止の例外（農業に伴うやむを得ない焼却等）についても生活環境への配慮が必要となり、近隣の住民から相談があった場合は指導の対象となります。

野焼きは、ダイオキシンを発生させるだけでなく、煙や灰、臭いなども近所迷惑となりますので、家庭から出たごみなどは市指定のごみ袋に入れて所定の集積場に出すようにしてください。



取組の方向
2-2

【基本目標 2】 生活環境の保全

きれいな水を守る



環境の現状と課題

【水質汚濁】

- ＊ 市民アンケートによると、「川のきれいさ」の満足度がやや低く、「生活排水による水質汚濁対策」は、重点的に進めていくべき施策の1位に挙げられており、市民の期待度は大きいものがあります。
- ＊ 大井川をはじめ、市内の主要河川は、概ね良好な水質を維持しています。また、生活排水の影響を受けやすい中小河川についても良好な状態でした。特に下流域の富士見橋地点では、公害が問題となった昭和40年代初頭に比べてBODの数値が減少しており、良好な水質が保たれているといえます。今後も水質の監視・指導を行い、河川の水質改善を図っていく必要があります。
- ＊ 事業排水への対策については、水質汚濁防止法の規制の対象となっている工場・事業所を中心に立入調査を行うなど、排水浄化の徹底に努めていく必要があります。
- ＊ 生活排水への対策として、公共下水道の整備を進めるとともに、コミュニティプラント★の老朽化対策や合併処理浄化槽★の普及・適正な維持管理を推進していく必要があります。また、洗剤の適正使用や使用済みの天ぷら油を排水口に流さないといった行動に取り組む必要があります。



数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
大井川の環境基準 (BOD) 達成率	環境基準★(BOD★75%値) 達成地点数/大井川の水質調査地点数	100%	→	100%
市内中小河川の環境基準 (BOD) 達成率	環境基準 (BOD75%値) 達成地点数/市内中小河川の水質調査地点数	100%	→	100%
公共下水道普及率	供用開始区域内人口/行政区域内人口	10.9%	↑	13.7%
生活雑排水処理率	(公共下水道・コミュニティプラント・地域汚水処理施設・合併浄化槽) 人口/生活排水処理人口	61.7%	↑	66.1%

▲用語解説▼

★コミュニティプラント

地方自治体や民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設。多くの場合、下水道が普及していない地区の団地で下水道の代替施設となる。複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理するものであり、地域で共同に利用する合併処理浄化槽ともいえる。

★合併処理浄化槽

風呂や台所排水などの生活雑排水と、し尿を合わせて処理する浄化槽。し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の処理能力が高い。比較的安価で容易に設置できることから、小さな集落などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

★環境基準

環境基本法で「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

★BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が、微生物によって酸化される時に必要とされる酸素の量で、河川の有機性汚濁を測る代表的な指標である。数値が低いほど、きれいな水質であることを示している。

市の施策

■水質汚濁

取組内容	取組内容の詳細	担当課
水質汚濁に対する規制・指導	◎ 工場排水による環境負荷を低減するため、水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行います。	環境課
水質調査・水生生物調査の実施	○ 市内河川における水質調査を定期的の実施するとともに、工場排水の監視を行います。 ○ 市内河川の水質状況を把握するため、水生生物調査を実施します。	環境課
生活排水の適正処理の推進	◎ 生活排水による水質悪化を低減させるため、公共下水道の整備を実施します。 ◎ 合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽★からの付け替えを促進するため、設置に対して補助を行います。 ○ 合併処理浄化槽の適正な維持管理についての指導を行います。	下水道課
汚水処理施設の維持管理	◎ 老朽化したクリーンセンターの長寿命化対策として、環境省の交付金事業（汚泥再生処理センター）で整備を進めます。 ◎ 下水道ストックマネジメント計画★を策定し、島田浄化センター及び管路を含めた、下水道施設全体の計画的かつ効率的な維持管理を進めます。 ○ 浄化センター、クリーンセンターなど、今後計画される広域化・共同化を視野に入れながら、適切な維持管理に努めるとともに、老朽化した住宅団地汚水処理施設については、改修を進めます。	下水道課 環境課

市民の取組

- ◎ 公共下水道が整備された地域では、速やかに公共下水道に接続します。
- ◎ 公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置します。
- ◎ 単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への付け替えに努めます。
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。
- 廃食用油や調理くずを排水溝に流さないようにします。
- 洗剤は環境への負荷が少ない製品を選びます。
- 水生生物調査に参加します。

事業者の取組

- ◎ 法規制に基づく排水基準を遵守します。
- ◎ 公共下水道が整備された地域では、速やかに公共下水道に接続します。
- ◎ 公共下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置します。
- ◎ 単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽への付け替えに努めます。
- 法規制に該当しない事業所においても、自主的な排水処理対策に努めます。
- 合併処理浄化槽の適正な維持管理に努めます。

▲用語解説▼

★単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化槽であり、台所や風呂などの生活排水は処理することができない。そのため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが行われている。

★下水道ストックマネジメント計画

下水道施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、維持管理、改築・修繕を一体的に捉えて、計画的・効率的に管理すること。

取組の方向
2-3

【基本目標 2】 生活環境の保全

きれいな空気を守る



環境の現状と課題

【大気汚染】

- ★ 市内の大気測定局において大気質の常時監視を実施しており、二酸化硫黄★、二酸化窒素★、浮遊粒子状物質★（SPM）は環境基準を達成しています。一方、光化学オキシダント★は環境基準を達成していませんが、これは県内及び全国的な傾向でもあります。今後も大気汚染物質の監視を行うとともに、環境基準の達成が継続できるように環境負荷の低減を図っていく必要があります。
- ★ 大気汚染は、事業所からの排出ガスや自動車の排気ガスが原因で発生します。事業所からの排出ガスについては、大気汚染防止法の規制による適正な管理が求められます。自動車の排気ガスについては、低公害車の普及を促進するとともに、エコドライブの実践などを図っていく必要があります。
- ★ 浮遊粒子状物質の中でも粒径が 2.5 μm 以下のものを微小粒子状物質★（PM2.5）と呼び、2013（平成）25年1月に中国大陸の大気汚染の影響により西日本で一時的に濃度が上昇したことから、新たな大気汚染問題として注目されるようになりました。市内では、静岡県が市役所で常時測定を行っていますが、2016（平成 28）年度は環境基準を達成していました。これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPM と PM2.5 の年間の平均的な濃度は減少傾向にあります。



【悪臭】

- ★ 悪臭は、飲食店の臭いやペットの臭いなどについても苦情が寄せられることもある「感覚公害」です。本市では、より人の嗅覚に近い臭気指数による規制（臭気指数 15）を 2009（平成 21）年度から市全域で実施していますが、悪臭発生源への対策を行い、苦情の未然防止を図っていく必要があります。

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
大気汚染物質の環境基準達成率	二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の環境基準達成地点数／二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の測定地点数	100%	→	100%

▲用語解説▼

★二酸化硫黄（SO₂）

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくの原因となったことで知られる。

★二酸化窒素（NO₂）

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素が生成され、これが大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

★浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 0.01mm 以下のものをいう。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こす恐れがある。工場の事業活動や自動車の走行などのほか、海塩粒子など自然現象によるものもある。

★光化学オキシダント（Ox）

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾン、アルデヒドなどの総称で、主成分はオゾンである。眼や気道の粘膜を刺激するなどの健康被害や植物の葉の組織破壊などを生じさせる。

★微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している 2.5 μm （1 μm は 1mm の 1 千分の 1）以下の小さな粒子のこと。PM2.5 は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。

市の施策

■大気汚染

取組内容	取組内容の詳細	担当課
大気汚染に対する規制・指導	◎ 工場・事業所の排出ガスによる環境負荷を低減するため、大気汚染防止法に基づく規制・指導を行います。	環境課
大気汚染物質の常時監視測定	○ 県と連携して、大気汚染物質の常時監視測定を実施します。 ○ 光化学オキシダント注意報・警報発令時は、速やかに関係機関に情報を伝達するとともに、同報無線により広く市民に対して周知を行います。	環境課
低公害車の導入	◎ 公用車への低公害車★の導入を進めます。【再掲 4-4】 ○ 低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。【再掲 4-4】	資産活用課 環境課
自動車使用による環境負荷の低減	◎ エコドライブの普及・啓発を図ります。【再掲 4-4】	環境課

■悪臭

取組内容	取組内容の詳細	担当課
悪臭に対する規制・指導	○ 複合的な悪臭★に対応するため、臭気指数★による規制・指導を行います。 ○ 市民・事業者に対して臭気指数規制について周知を図ります。	環境課

市民の取組

- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 4-4】
- ◎ エコドライブを実践します。【再掲 4-4】
- 悪臭が発生するようなごみを放置しないように努めます。
- 生活やペットなどから出る臭いに配慮します。

事業者の取組

- ◎ 大気汚染や悪臭に対する法規制を遵守します。
- ◎ 工場・事業所のばい煙の適正処理を徹底します。
- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 4-4】
- ◎ 従業員に対してエコドライブを啓発します。【再掲 4-4】
- 悪臭物質の発生防止に努めます。
- 臭気発生成分を含む製品や原材料の適正管理に努めます。

▲用語解説▼

★低公害車

ガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物や粒子状物質の排出が少ない自動車のこと。クリーンエネルギー自動車と低燃費・低排出ガス認定車が含まれる。

★悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称。環境基本法により、大気汚染や水質汚濁などと並んで典型7公害の1つになっている。

★臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの。従来は悪臭物質の濃度を機器で測定し、その濃度によって規制していた。しかし、悪臭は複数の物質の存在により、においの程度が変化する可能性があり、それらの物質全てを機器で測定するにも限界があることから、臭気指数の導入が増えている。

取組の方向
2-4

【基本目標 2】 生活環境の保全

静かな環境を守る



環境の現状と課題

【騒音・振動】

- ＊ 事業所や建設工事から発生する騒音★・振動★については、騒音規制法及び振動規制法による規制が実施されています。事業者は、関係法令を遵守するとともに、低騒音・振動型設備の導入など、自主的な取り組みを推進していく必要があります。
- ＊ 家庭から発生するピアノやステレオの音、エアコン室外機の旋風音などの生活騒音については、法律の適用による行政処分が困難であり、その解決に向けて行政のみならず当事者同士の解決に向けた努力が欠かせません。そのため、今後もマナーの啓発を行うとともに、当事者間の相互理解を図り、問題の解決に努めていく必要があります。
- ＊ 自動車から発生する騒音については、環境基準が定められています。2017（平成 29）年度の騒音調査結果では、昼夜を含めて全ての箇所環境基準を達成しています。また、自動車騒音の常時監視に係る面的評価結果では、2017（平成 29）年度は市内 4 路線 5 評価区間で調査を行い、いずれの評価区間でも環境基準達成率が 90%を超えており、概ね良好な状況を示しました。今後も公共交通機関の利用促進やノーカーデーの実践などにより、自動車利用の抑制を図っていく必要があります。
- ＊ 2009（平成 21）年 6 月に富士山静岡空港が開港したことにより、本市でも航空機騒音の監視が必要となっています。空港周辺においては静岡県が年 2 回騒音測定を実施しており、2016（平成 28）年度における市内 4 か所の測定結果は、いずれも環境基準を達成しています。



数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
道路交通騒音の環境基準達成率	道路交通騒音の環境基準達成地点数／道路交通騒音の測定地点数	100%	→	100%
航空機騒音の環境基準達成率	航空機騒音の環境基準達成地点数／航空機騒音の測定地点数	100%	→	100%



▲用語解説▼

★騒音

「好ましくない音、ない方がよい音」の総称である。多くの人が騒音とする音、しばしば騒音とされる音として、大きい音、音色の不快感、音声聴取を妨害する音、休養・安眠を妨害する音、勉強・事務の能率を妨げる音、生理的障害を起こす音などが挙げられる。

★振動

工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させて物的被害を与えたり、日常生活に影響を与えることにより問題にされる振動をいう。

市の施策

■騒音・振動

取組内容	取組内容の詳細	担当課
騒音・振動に対する規制・指導	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 工場・事業所からの騒音・振動を抑制するため、法令に基づく規制・指導を行うとともに、低騒音型設備の導入や防音対策の徹底を指導します。 ○ 生活騒音や振動を抑制するため、広報やパンフレットなどを通じた啓発活動に努めます。 	環境課
騒音・振動に関する調査の実施	◎ 市内主要道路において定期的な自動車騒音及び交通量の調査を行います。	環境課
	○ 航空機による騒音に対しては、県が行っている測定結果を踏まえ、必要に応じて騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう空港管理者に求めていきます。	戦略推進課
公共交通機関の利用促進	○ 環境への負荷が少ないバスや鉄道の利用を促進します。【再掲 4-4】	生活安心課
自動車使用による環境負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ノーカーデーを実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努めます。【再掲 4-4】 ○ 各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかけます。【再掲 4-4】 	環境課 (全課対象)

市民の取組

- ◎ ノーカーデーに参加・協力します。【再掲 4-4】
- 楽器、音響機器などの使用に際しては、近隣の迷惑にならないように配慮します。
- ペットの鳴き声により近隣に迷惑をかけないように努めます。
- 夜中に花火をしたり、外で騒ぐなど、近隣に迷惑をかける行為をしません。
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 4-4】
- 近距離移動時は自転車利用や徒歩を心がけます。【再掲 4-4】

事業者の取組

- ◎ 騒音・振動に対する法規制を遵守します。
- ◎ 低騒音、低振動型の設備の導入を進めます。
- ◎ 建設工事では、低騒音、低振動型の機械の使用や防音対策に配慮します。
- ◎ ノーカーデーを設定するとともに、参加・協力します。【再掲 4-4】
- 車両の積み下ろし作業、街頭宣伝などにおいて、近隣へ騒音を与えないように配慮します。
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 4-4】
- 自転車利用や徒歩による通勤、移動を奨励・実践します。【再掲 4-4】

ノーカーデーの実施

中部5市（静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市）では、毎月第3金曜日を統一「ノーカーデー」に定め実施しています。自動車・二輪車で通勤している職員を対象とし、公共交通機関の利用や相乗り乗車等二酸化炭素の排出量が少ない通勤方法を選択することで、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。2017（平成29）年度の実施率は70.5%であり、二酸化炭素削減量は5,183.72kg（ガソリン消費抑制量に換算すると2,234.4リットル）でした。

取組の方向
2-5

【基本目標 2】 生活環境の保全

有害化学物質対策を進める



環境の現状と課題

【有害化学物質】

- ＊ 市民アンケートによると、有害化学物質★に対する関心度が高い傾向にあることから、PRTR★制度に基づく化学物質の適正管理をはじめ、焼却施設におけるダイオキシン類★対策、一般家庭に対する野焼きの自粛指導、農薬対策など、総合的に有害化学物質への対策を図っていく必要があります。
- ＊ 地下水に含まれるダイオキシン類は市で、土壌に含まれるダイオキシン類は県で測定を行っていますが、全ての調査地点において環境基準を達成しています。しかし、ダイオキシン類は自然分解されにくく、環境中に蓄積する性質があることから、今後も継続的な監視を行っていく必要があります。



ダイオキシン類測定を試料採取

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
有害化学物質（地下水・土壌）の環境準達成率	ダイオキシン類、有機塩素化合物★、重金属★の環境基準達成地点数／ダイオキシン類、有機塩素化合物、重金属の測定地点数	100%	→	100%

▲用語解説▼

★有害化学物質

化学物質の中には、人体や生態系への影響が深刻に懸念されるものがあり、それらを総称して有害化学物質という。現在、世界では工業的に使われるものだけでも約 10 万種類の化学物質が流通しているといわれている。

★PRTR（化学物質排出移動量届出）制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で 1999（平成 11）年 7 月に制定された。有害性のある化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を登録して公表する仕組み。国が事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壌への排出量や、廃棄物に含まれる形での移動量を集計し、公表する。PRTR（化学物質排出移動量届出）制度ともいう。

★ダイオキシン類

有機塩素系化合物の 1 つ。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニールの 3 物質がダイオキシン類として定義されている。廃棄物の焼却などに伴って発生する。

★有機塩素化合物

炭素あるいは炭化水素に塩素が付加された化合物の総称。ほとんどの有機塩素化合物は人工的に合成される。その難分解性、蓄積性、毒性のために、地下水汚染や食物連鎖による生物体内濃縮、オゾン層の破壊などの環境破壊、生態影響が懸念される。そのため、PCB やトリクロロエチレンなどについては、環境基準が設定されており、水質汚濁防止法などに基づき、製造や排出が規制されている。

★重金属

比重 4 以上の金属（約 60 種）の総称。重金属類は、一般に体内に蓄積する傾向があり、程度の差はあるが有害なものが多い。水質汚濁法では、水銀、カドミウム、鉛、六価クロムなどが、大気汚染防止法では、鉛、カドミウムが規制対象となっている。

市の施策

■有害化学物質

取組内容	取組内容の詳細	担当課
PRTR 制度の推進	○ PRTR 制度の周知徹底を図り、化学物質の適正管理を推進します。	環境課
ダイオキシン類濃度の測定と発生抑制	◎ 野焼きの原則禁止を周知するとともに、野焼き行為者に対する指導を行います。 ◎ クリーンセンターの長寿命化対策に併せて、脱水機を低含水率の機械に更新することで、効率の良いより適正な焼却に努めます。 ○ 県と協力し、河川や地下水、土壌中のダイオキシン類濃度を定期的に測定し、監視を行います。	環境課 下水道課
有機塩素系溶剤調査の実施	○ 地下水、工場排水の塩素系有機溶剤*調査を定期的実施し、監視を行います。	環境課
ごみ焼却施設の運転管理	○ 田代環境プラザから排出されるダイオキシン類などの測定を実施し、国の排出基準より厳しい地元協定値に基づく運転管理を行います。	環境課

市民の取組

- ◎ 野焼きはしません。
- 農薬や洗剤などの使用量を削減します。
- 化学物質に関する正しい知識を身に付けます。

事業者の取組

- ◎ 野焼きはしません。
- 焼却炉から発生するダイオキシン類などの対策に努めます。
- PRTR 制度を遵守し、化学物質の適正管理を徹底します。
- 有害化学物質の使用量削減または代替化を進めます。
- 農薬の適正利用を図ります。
- 適切なアスベスト*飛散防止対策を実施します。

▲用語解説▼

★塩素系有機溶剤

分子構造の中に塩素を含む化合物で、溶剤として用いられるものをいう。環境中に排出されると有害性が高いうえに分解されにくいいため、問題となっている。

★アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、建築材など広く利用されていた。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、1989（平成元）年に大気汚染防止法に基づく特定粉じん指定され、使用制限または禁止されるようになった。

環境の現状と課題

【ごみの発生抑制・再利用・再生利用】

- * 市民1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向にありますが、リサイクル率*は横ばい傾向にあります。
- * 本市では、資源ごみとして市内約740か所（古紙類は706か所）の集積所で古紙類、ガラス類、乾電池、蛍光灯を収集しています。2006（平成18）年度から容器包装については従来の店頭回収に加え、集積所でも収集、2014（平成26）年度からは古布類の拠点回収も開始し、リサイクルへの意識高揚を図っています。しかし、依然として資源類が燃えるごみに混入されていることから、更なる分別の徹底が必要です。
- * 近年は資源類の回収量が減少しており、特に古紙の回収量が顕著となっています。これはペーパーレス化や市内で民間事業者による古紙回収量が増加しているためと推測されます。
- * 本市では、生活用品活用バンクを運営しており、登録数及び成立件数は増加傾向にあります。
- * 田代環境プラザでは、溶融炉で燃えるごみを処理して排出されるスラグ及びメタルを売却して再資源化しています。スラグ及びメタルの再資源化により最終処分は処理灰のみとなり、最終処分量を従来の焼却施設より半分以下に抑えています。
- * 市民アンケートによると、ごみの分別やリサイクル、マイバックの持参などは実施率が高いものの、生ごみの自家処理については実施率が低い状況であることから、今後は生ごみなど有機性廃棄物の資源化についても検討していく必要があります。
- * ごみは日常生活や事業活動に密着した課題であるため、市民一人ひとりが「もったいない」の意識を持ち、市・市民・事業者が一体となって、3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進していく必要があります。



数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
1人1日当たりごみ排出量【再掲3-2】	ごみ排出量／人口／365日	852 g/人・日	↓	824 g/人・日
生ごみ処理容器等購入補助件数	生ごみ処理容器（ボカシ容器、コンポスト*、キエーロ等）、生ごみ処理機器（バイオ式、温風乾燥式）の購入補助金交付件数	61件/年	↑	70件/年
市民意識調査「ごみ・リサイクル対策」における重要度	市民意識調査において左記設問について「重要」「やや重要」と答えた人の割合 上段：全体のうちの割合、下段：「わからない」や無回答を除いた割合	85.4% 92.6%	↑	91.5% 93.8% (2021)

▲用語解説▼

★リサイクル率

ごみの総量（行政施設搬入量及び集団回収量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のことをいう。「直接資源化量＋施設処理による資源化量＋集団回収量／（総ごみ処理量＋集団回収量）×100」で計算される値。

★コンポスト

家庭から出る生ごみを手軽に堆肥に再生できる容器のこと。

市の施策

■ごみの発生抑制（リデュース）

取組内容	取組内容の詳細	担当課
マイグッズ運動の推進	○ マイグッズ運動（マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）の一層の推進を図ります。	環境課
紙ごみの減量	○ 裏紙利用の徹底や印刷配布物の削減に努めるとともに、文書の共有化を図ります。	環境課 （全課対象）

■ごみの再使用（リユース）

取組内容	取組内容の詳細	担当課
生活用品活用バンクの利用促進	○ 市民同士が情報交換し、不用になった生活用品の有効活用を図る「生活用品活用バンク」の利用促進を図ります。	生活安心課
図書の有効活用	○ 図書館資料として使命を終えた本や保存期間が満了した雑誌を除籍し、市内の団体や個人に無料配布することで資料の有効活用を図ります。	図書館課

■ごみの再生利用（リサイクル）

取組内容	取組内容の詳細	担当課
資源回収の推進	◎ 古紙、ペットボトル、白色トレイ、牛乳パックなどの資源回収を推進します。 ◎ 集団回収を実施している団体への支援を行います。	環境課
廃食用油の回収と精製された燃料の活用	○ 使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製された燃料などの活用を図ります。【再掲 4-3】	環境課
ごみ資源化の推進	○ 田代環境プラザでのごみ資源化（スラグ・メタル）を推進し、利活用を図ります。 ○ 剪定枝の堆肥化を推進します。	環境課
生ごみの減量及び堆肥化の推進	◎ 食品関連事業者から排出される生ごみの減量及び堆肥化を推進します。 ◎ 家庭から排出される生ごみの資源化を促進するため、生ごみ処理容器などの購入に対して補助金の交付を行います。 ○ 生ごみ資源化の手法について調査・研究を行います。	環境課

市民の取組

- ◎ アルミ缶や古紙などの資源回収、集団回収に協力します。
- ◎ 生ごみ処理機やコンポストなどを導入して、生ごみの堆肥化に取り組みます。
- マイグッズ運動（マイバック、マイボトル、マイカップ、マイ箸など）に協力します。
- 簡易包装の商品を選びます。
- 生活用品活用バンクを積極的に利用します。
- フリーマーケットに参加・協力します。
- 使用済み廃食用油の回収に協力します。【再掲 4-3】
- 食材は調理くずが出ないように心がけます。



事業者の取組

- ◎ ペットボトルや白色トレイなどの店頭回収に協力します。
- ◎ 事業所や店舗などから排出される生ごみの堆肥化に取り組みます。
- 事業所における廃棄物の発生抑制、減量化のための環境管理を行い、従業員の行動を徹底します。
- 簡易包装やばら売りなどを実施して、容器包装を減らします。
- エコバック持参者への特典やレジ袋の有料化により、レジ袋の排出抑制に取り組みます。
- ごみにならない製品やリユース・リサイクルできる製品を開発・製造・販売します。

環境の現状と課題

【ごみの適正処理】

- ＊ ごみは収集ルールに従って適正に処理する必要があります。そのため、市民一人ひとりの協力を得ながら、ごみの分別収集、集積所の維持管理を徹底していく必要があります。
- ＊ 事業者アンケートによると、事業活動に伴う環境への影響として「産業廃棄物の発生」を挙げる事業所が多く見られました。そのため、各事業所がマニフェスト制度*に従い、責任あるごみ処理を行うことにより、産業廃棄物の適正処理を進めていく必要があります。



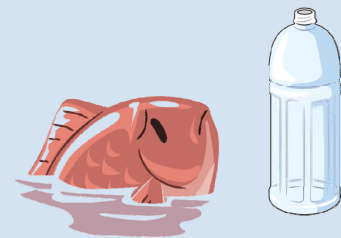
ごみ処理施設の田代環境プラザ

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
1人1日当たりごみ排出量【再掲 3-1】	ごみ排出量／人口／365日	852g/ 人・日	↓	824g/ 人・日

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」の問題が深刻化しています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは2050年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。



こうした問題の解決に向けては、個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取り組みを行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。環境省では、そうした取り組みを応援し、さらに広げていくため「プラスチックスマート」キャンペーンを実施しています。

本市も海へとつながる河川の中流部に位置していることから、ポイ捨て撲滅の徹底、代替素材の活用、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制、分別回収の徹底など、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを今後も推進していきます。



▲用語解説▼

★マニフェスト制度

産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分などを他人に委託する場合、排出者が委託者に対して「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」を交付し、委託した内容どおりの処理が適正に行われたことを確認するための制度。

市の施策

■ごみの適正処理

取組内容	取組内容の詳細	担当課
分別収集の啓発	◎ わかりやすいごみカレンダーを作成・配布し、市民の分別収集への意識を啓発します。	環境課
ごみ処理施設の適正管理	○ 田代環境プラザ・最終処分場を適正に維持管理します。 ○ 新たな最終処分場について検討します。	環境課
事業者ごみの適正処理	○ 事業者が排出するごみについては、排出者の自己処理責任に基づく適正処理を指導します。	環境課

市民の取組

- ◎ ごみの出し方や分別のルールを遵守します。
- ごみ集積所の維持管理に参加・協力します。

事業者の取組

- ◎ ごみの出し方や分別のルールを遵守します。
- 産業廃棄物はマニフェスト制度に従った適正処理を徹底します。

田代環境プラザでの再資源化

田代環境プラザでは、ごみを高温で熔融処理することにより、再資源化を図ることができます。例えば、発生するスラグはブロックの材料などに、メタルは建設機械の重りに生まれ変わります。さらに、併設しているリサイクル施設では、剪定枝と食品残渣を堆肥化し、生成された腐葉土・生ごみ堆肥を販売しています。

また、余熱利用としてごみ発電による電力の活用を行っており、サーマルリサイクルを図りながら、施設の維持管理に大きな役割を果たしています。



堆肥化された腐葉土と生ごみ堆肥

ペットボトルの回収について

リサイクルの適合基準の変更により、2018（平成 30）年4月1日からペットボトルのラベルは必ずはがすことになりました。そのため、必ずペットボトルのラベルをはがしてから、地域のごみ集積所の青いネット（ペットボトル用のネット）やスーパー、コンビニにある回収ボックスに入れてください。

2012（平成 24）年度のごみカレンダーから、ペットボトルのラベルをはがしていただくことを明記し、2017（平成 29）年9月には組回覧で市民のみなさまにお願いしたところ、今では全体の7割くらいのラベルがはがされています。しかし、まだ、3割近くのラベルがはがされていません。ごみの集積所ではきれいな状態でペットボトルを出してくれる地区も増えてきましたが、特にスーパーやコンビニに置かれた回収ボックスのペットボトルでは、ほとんどがラベルやキャップが付いたままの状態です。ごみの集積所だけでなく、スーパーやコンビニの回収ボックスに捨てる時も、必ずラベルとキャップをはずしましょう。



環境の現状と課題

【環境美化】

- * 市民アンケートによると、ごみのポイ捨てや犬猫のふんの放置に対する関心度が高く、島田市が重点的に進めていくべき施策としても上位に挙げられています。
- * ポイ捨てによるごみの散乱は、市民一人ひとりのマナーの問題が大きな要因であることから、環境美化活動への参加を促進して散乱ごみを回収し、ごみを捨てない人づくり、ごみのないまちづくりを進めていく必要があります。



【不法投棄】

- * 人目につきにくい山間部などでは、依然として不法投棄*がなくなる状況にありません。不法投棄は、回収・処理コストの負担増加や有害物質の漏洩による生態系の悪化が懸念されます。
- * 不法投棄場所が放置されると、更なる不法投棄を呼ぶ悪循環が生じますので、今後はパトロールを強化するとともに、不法投棄防止に向けた啓発を行っていく必要があります。

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
環境美化活動参加団体数	市内一斉環境美化活動、リバーフレンドシップ制度、ボランティア・サポート・プログラム*、アダプト・ロード・プログラム*の参加団体数	140 団体	↑	145 団体
不法投棄監視パトロール実施回数	不法投棄監視パトロールの年間実施回数	5 回/年	→	5 回以上/年



▲用語解説▼

★不法投棄

廃棄物を不法に投棄すること。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされている。

★ボランティア・サポート・プログラム

地域住民、市民団体、企業及び道路管理者が協力して行う道路の環境美化活動のこと。島田市では、国道1号バイパスのインターチェンジにおいて実施されている。

★アダプト・ロード・プログラム

アダプト (ADOPT) とは、英語で「養子にする」の意味。一定区間の道路を養子に見立て、地域住民や市民団体、企業などが里親となって美化活動を行い、行政がこれを支援するもの。

市の施策

■環境美化

取組内容	取組内容の詳細	担当課
ごみのないまちづくりの推進	○ 「ごみのない美しいまちづくり条例」に基づき、ごみのポイ捨て、ごみの散乱を防ぎます。	環境課
環境美化活動の推進	◎ 市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図ります。【再掲5-3】 ◎ 地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。【再掲5-3】 ○ ボランティア・サポート・プログラムによる道路の環境美化活動を支援します。【再掲5-3】	環境課

■不法投棄

取組内容	取組内容の詳細	担当課
不法投棄の防止	○ ごみの不法投棄を防止するため、パトロールなどの監視を実施するとともに、市民・事業者への啓発を行います。	環境課

市民の取組

- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 5-3】
- ごみのポイ捨てはしません。
- 犬や猫などのペットにトイレのしつけを行うとともに、ふんを回収します。
- ごみの持ち帰りを徹底します。
- 家の周りの清掃を日常的に実施します。
- 山間地や河川などへの不法投棄はしません。
- 所有・管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。
- 不法投棄の監視に協力します。



事業者の取組

- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 5-3】
- 従業員に対してごみのポイ捨て禁止を啓発します。
- 事業所周辺の清掃を日常的に実施します。
- 山間地や河川などへの不法投棄はしません。
- 所有・管理している土地に不法投棄されないよう、適正な管理に努めます。
- 不法投棄の監視に協力します。



取組の方向

3-4

【基本目標 3】 資源循環の推進

グリーン購入・地産地消を進める



環境の現状と課題

【グリーン購入】

- ＊ 環境への負荷を低減するために、リサイクル製品などを優先的に購入する「グリーン購入★」の推進が求められています。本市では、用紙類や文具類、自動車など6品目についてグリーン購入を実践しています。今後は市民や事業者にもグリーン購入を普及拡大していく必要があります。

【地産地消】

- ＊ 「地産地消★」とは、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で使われています。野菜や果物を遠くから運んでくるには、輸送によって多大なエネルギーを消費します。それに比べ地元生産の食材は、環境への負荷が少なく、更には地域農業の活性化にもつながります。そのため、直売所の設置や学校給食への地場産物の導入を進め、地産地消の推進を図っていく必要があります。



しまだ朝市マップ

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
市役所内での グリーン購入調達率	島田市グリーン購入指針で示された対象品目のうち、グリーン商品を購入した割合 グリーン購入数/対象品目購入数	91.4%	→	90%以上
学校給食への地場産物の導入割合（重量ベース）	学校給食における重量ベースの島田市産農産物の使用割合	38.2%	↑	40%以上

▲用語解説▼

★グリーン購入

商品やサービスを調達する際に、価格や機能、品質だけでなく、環境への負荷が極力少ないもの（エコマーク製品に代表される環境保全型製品など）を優先的に選択すること。また、環境に配慮した製品を買おうという消費者をグリーンコンシューマーという。

★地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。食や環境に対する安全・安心志向の高まりを受けて、消費者と生産者との「顔が見える」関係の構築に資する動きとして注目されている。また、輸送エネルギーの省エネ化や地元農林水産業の振興にも効果が期待できる。

★エコマーク

環境保全に役立つと認められている商品に付けられるマークで、1989（平成元）年から公益財団法人日本環境協会が実施している。環境保全商品の普及、環境問題の情報提供、環境保全意識の高揚などを図ることを目的としている。

★グリーンマーク

財団法人古紙再生促進センターが1981（昭和26）年5月に制定したマーク。古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別することができる。



市の施策

■グリーン購入

取組内容	取組内容の詳細	担当課
グリーン購入の推進	◎ 環境に配慮した製品を優先的に購入するグリーン購入を推進します。	全課

■地産地消

取組内容	取組内容の詳細	担当課
地場産物の販路の確保	◎ 朝市グループ、J A大井川、市民グループと市が連携し、地場産物の直販所や小売店への地場産物販売コーナーの設置を進めます。	農林課
生産者・流通業者・消費者の交流の場の構築	○ 地産地消について、生産者・流通業者・消費者が望ましいあり方や推進について検討する場づくりを進めます。	農林課
地産地消の普及啓発	○ 地産地消に関する情報を提供して消費者の関心を高めるとともに、各種イベントを通して地場産物の消費拡大を図ります。	農林課
	○ 地産地消を学ぶ機会とするため、体験教室（親子料理教室・中学生料理バトル）を開催します。	学校給食課
学校給食への地場産物の導入	◎ 地場産物及び環境に配慮した農業で生産された農産物を積極的に学校給食へ導入します。 ○ 地産地消を進めるため、学校給食での使用量を示し、計画的に作付けし収穫することや、児童生徒に地場産物について教えることで学習するなど、学校給食を理解する場として、学校給食地産地消連絡会を開催します。	学校給食課
地域産木材を使用した地域エコ住宅の普及	○ 島田市土地開発公社が販売する分譲地オレンジタウン神座について、「大井川流域産材」を使用した木造住宅を新築する方を対象に分譲地販売価格の割引を行います。	内陸フロンティア推進課

市民の取組

- ◎ エコマーク★、グリーンマーク★など環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。
- ◎ 地元で作られた農産物などを優先的に購入します。
- 直売所や朝市などを積極的に利用します。

事業者の取組

- ◎ エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。
- ◎ グリーン購入コーナーを設置するなど、環境に配慮した商品を選びやすくします。
- ◎ 地元で作られた農産物などを優先的に購入します。
- ◎ 新鮮・安全・安心な地場産物を安定的に供給します。
- 直売所や朝市などへ出店します。
- 地場産物を使った料理を考案して提供します。



取組の方向
4-1

【基本目標 4】 地球環境の保全

地球温暖化対策を進める



環境の現状と課題

【地球温暖化】

- ＊ 市民アンケート及び中学生アンケートによると、「地球温暖化★」は最も関心のある環境問題として認識されています。
- ＊ 本市における 2015（平成 27）年度の二酸化炭素排出量は 984.4 千 t-CO₂ であり、基準年度（2013 年度）の排出量 1,040.5 千 t-CO₂ と比べると、4.6%減少しています。



【環境マネジメントシステム】

- ＊ 事業者アンケートによると、事業活動に伴う環境負荷を減らすための手法として、「環境マネジメントシステム★の導入」が有効であると認識されています。
- ＊ 市内では、ISO14001 やエコアクション 21などを導入する事業者が増えてきています。環境マネジメントシステムの導入は、事業所における温室効果ガス排出量の削減を促進するため、今後も環境マネジメントシステムの導入を推進していく必要があります。

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
1人当たり 二酸化炭素排出量	市全域からの二酸化炭素排出量（年間）／人口	10.0 t-CO ₂ /人 (2015)	↓	9.4 t-CO ₂ /年
島田市役所の温室効果ガス総排出量	島田市役所（出先機関を含む）の温室効果ガス★総排出量	29,919 t-CO ₂ /年	↓	27,078 t-CO ₂ /年
家庭版環境マネジメント事業参加人数	チェックシート実施者数の年間合計	1,055 人/年	→	1,000 人/年
エコアクション 21 認証取得事業所数（累計）	エコアクション 21 の認証を取得している事業所数の累計	79 事業所	↑	84 事業所以上
市民意識調査「地球環境対策や自然環境の保全」における重要度	市民意識調査において左記設問について「重要」「やや重要」と答えた人の割合 上段：全体のうちの割合 下段：「わからない」や無回答を除いた割合	73.7% 86.3%	↑	77.2% 85.6% (2021)

▲用語解説▼

★地球温暖化

大気中の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロンなど）の濃度が人間活動により上昇し、温室効果が高まることにより地球の気温が上がる現象をいう。このまま推移すれば、21 世紀末までに全地球平均気温が最大 4.8℃上昇し、これに伴い海面が約 82cm 上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

★環境マネジメントシステム

企業などの事業組織が、環境保全対策を自主的に進めるために構築するしくみをいう。①環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針などを見直す一連の手続を実施し、更にこの手順を繰り返すことによって取組を高めていこうとするもの。

★温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどは「温室効果ガス」と呼ばれる。地表から放射される赤外線を受取るため、温室効果ガスの増加によって発生する地球温暖化が懸念されている。

市の施策

■地球温暖化対策

取組内容	取組内容の詳細	担当課
総合的な温暖化対策を目指した取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 島田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取り組みを推進し、市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ○ 市・市民・事業者が一体となり、市全体の温室効果ガス排出量の削減を目指す地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、計画に対する進捗状況の管理を行います。 	環境課
オゾン層破壊物質の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロン排出抑制法に基づく適正な管理を実施し、地球温暖化対策に寄与します。 	環境課

■環境マネジメントシステム

取組内容	取組内容の詳細	担当課
家庭版環境マネジメント事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家庭における地球温暖化防止に向けた取り組みを促進するため、家庭版環境マネジメント事業を推進します。 	環境課
エコアクション21 認証取得の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所における地球温暖化防止に向けた取り組みを促進するため、自治体イニシャティブ・プログラムにより、エコアクション21の認証取得を支援します。 	環境課

市民の取組

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関心を持ち、市民の取り組みを実践します。
- ◎ 家庭版環境マネジメント事業に参加します。
- 地球温暖化に関心を持ち、正しい知識を身に付けます。
- 室内エアコン、カーエアコン、冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収・処理に協力します。
- ノンフロン製品★を優先的に購入します。

事業者の取組

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関心を持ち、事業者の取り組みを実践します。
- ◎ 従業員に対して家庭版環境マネジメント事業への参加を奨励します。
- ◎ ISO14001 やエコアクション21の認証を取得します。
- 地球温暖化に関心を持ち、正しい知識を身に付けます。
- 冷凍空調機器や室内エアコン、カーエアコン、冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収・処理を徹底します。
- ノンフロン製品を優先的に購入します。
- ノンフロン製品を開発・製造・販売します。

▲用語解説▼

★ノンフロン製品

フロン類はオゾン層の破壊や温室効果ガスとして環境に大きな負荷を与えることから、フロン類を使わない製品の開発が進められている。最近ではアンモニアや二酸化炭素、水、炭化水素、空気などを冷媒として使用する技術や製品の開発が進んでおり、これらを総称してノンフロン製品と呼ぶ。



取組の方向
4-2

【基本目標 4】 地球環境の保全

省エネルギーを進める



環境の現状と課題

【省エネルギー】

- ＊ 私たちの暮らしにおいて必要不可欠な電気やガスをつくり出すためには、石油や天然ガスなどの化石燃料を消費します。しかし、化石燃料は有限であり、燃焼することで地球温暖化の主原因である二酸化炭素が発生します。そのため、省エネルギーを推進し、化石燃料の消費を抑制していく必要があります。
- ＊ 市民アンケート及び事業者アンケートによると、「照明の間引きや一部消灯」「冷暖房の設定温度抑制」といった省エネルギー行動の実施率は高いものの、「省エネルギー機器の導入」の実施率が低いため、今後は家庭・事業所に対する省エネ機器の普及啓発を図っていく必要があります。
- ＊ 本市では、2017（平成 29）年 4 月に環境省が提唱する温暖化防止の国民運動「COOL CHOICE★（クールチョイス）」に積極的に取り組んでいくことを宣言しました。今後は市民や事業者にも COOL CHOICE への参加を促していく必要があります。



数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
島田市役所の電力使用量	島田市役所（出先機関を含む）の電力使用量	28,216 MWh/年	↓	26,800 MWh/年
COOL CHOICE 賛同者数（累計）	具体的に賛同者数をカウントできるアース・キッズの受講者数及びイベント等での COOL CHOICE（クールチョイス）賛同者数の累計	848 人	↑	3,000 人 (2021)



▲用語解説▼

★COOL CHOICE（クールチョイス）

2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標を達成するため、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組みのこと。

市の施策

■省エネルギー

取組内容	取組内容の詳細	担当課
エネルギー使用量の低減	○ 省エネルギー法★の特定事業者として、市有施設におけるエネルギー使用量の低減に努めます。	環境課
省エネルギー機器の導入	◎ 照明器具のLED化を進めます。	環境課 (各課対象)
	◎ 新たな市有施設を建設する際には、省エネルギー機器の導入を検討します。	
	○ 自治会又は町内会が、省エネ型照明器具による防犯灯に交換するための経費、または新たに設置するための経費に対して補助金の交付を行います。	協働推進課
省エネルギー行動の推進	○ 省エネルギー機器の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。	環境課
	◎ 市職員が率先してクールビズ★・ウォームビズ★などの省エネルギー行動を実践します。	人事課 (全課対象)
	○ 市有施設における節電の取り組みを推進します。	環境課
	○ 国民運動 COOL CHOICE (クールチョイス) について啓発し、住民の意識改革を図ります。	
○ 省エネルギー行動に関する情報提供を行い、市民・事業者への意識啓発を図ります。	環境課	

市民の取組

- ◎ 家電製品の購入や買い替えの際は、エネルギー効率の良い製品を優先的に購入します。
- ◎ COOL CHOICE (クールチョイス) に賛同し、省エネルギー行動を実践します。
- ◎ クールビズ・ウォームビズを実践します。

事業者の取組

- ◎ 省エネルギー施設・設備の導入を進めます。
- ◎ 省エネルギー機器を開発・製造・販売します。
- ◎ COOL CHOICE (クールチョイス) に賛同し、省エネルギー行動を実践します。
- ◎ クールビズ・ウォームビズを奨励します。
- ノー残業デーを実施します。
- 省エネルギー診断を実施し、エネルギーの適切な利用に努めます。



★省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で、1979（昭和 54）年に制定された。工場・事業場などについてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置などを講じることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。工場・事業所のエネルギー管理のしくみや、自動車の燃費基準や電気機器などの省エネ基準におけるトップランナー制度、運輸・建築分野での省エネ対策などを定めている。

★クールビズ

冷房時のオフィスの室温を 28℃にした場合でも、「涼しく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。

★ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を 20℃にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。

取組の方向
4-3

【基本目標 4】 地球環境の保全

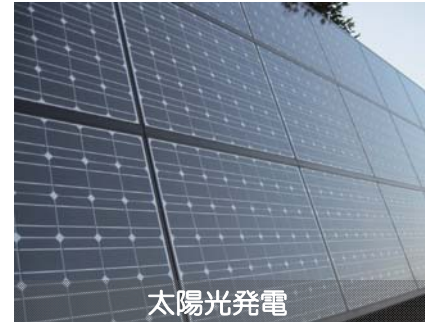
新エネルギー・再生可能エネルギーの利用を進める



環境の現状と課題

【再生可能エネルギー】

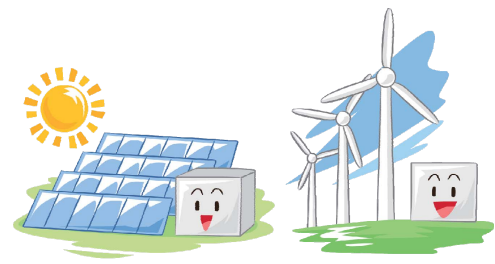
- ＊ 地球温暖化防止のためには、温室効果ガスの排出が少ないエネルギーへの転換が求められます。そのためには、現在の化石燃料に頼ったエネルギー需給から、太陽光発電、小水力発電、風力発電、バイオマスエネルギー★などの再生可能エネルギー★や新エネルギー★の普及を目指していく必要があります。
- ＊ 市民アンケート及び事業者アンケートによると、再生可能エネルギーへの関心は高いものの、家庭や事業所における導入率は低い状況にあります。本市では、引き続き再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく必要があります。
- ＊ 本市では、市有施設を中心に太陽光発電や廃棄物熱利用などの導入が進んでいます。また、温泉から湧出するメタンガスを活用したコージェネレーションシステム★の運用や、廃食用油が燃料等として利用が可能であるか研究を行っています。今後も未利用エネルギーの利用を拡大していくことが望まれます。



太陽光発電

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
蓄電システム導入 助成利用件数(累計)	購入補助を行った住宅用蓄電システムの設置 台数の累計	—	↑	80 基
廃食用油回収量	使用済み植物性食用油(てんぷら油)の回収量	6,200 ℓ/年	↑	7,000 ℓ/年



▲用語解説▼

★バイオマスエネルギー

バイオマスとは、太陽エネルギーが植物の光合成によって生体内に固定、蓄積されたもので、生物の体やふん尿などを意味する。バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となる。木炭や薪(まき)などはこのバイオマスの一種。

★再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

★新エネルギー

技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために必要なものと定義されている。太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電・熱利用、バイオマス燃料製造・発電・熱利用、温度差エネルギー、雪氷熱利用、電気自動車(ハイブリッドを含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池などが含まれる。

★コージェネレーションシステム

一つのエネルギーから電気・熱など複数の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのこと。

市の施策

■再生可能エネルギー

取組内容	取組内容の詳細	担当課
再生可能エネルギーの普及拡大	○ 再生可能エネルギー利用に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。	環境課
新エネルギー・再生可能エネルギーの利用	◎ 新たな市有施設を建設する際には、再生可能エネルギーの利用を検討します。	環境課 (各課対象)
	○ 太陽光発電設備のある学校等への蓄電池の設置について、調査・研究を進めていきます。 ○ 市内の豊富な水資源を活用した小水力発電の導入について検討します。 ○ 風力発電、バイオマスエネルギーなどの利用について調査・研究を進めます。 ○ 使用済み廃食用油を回収するとともに、廃食用油から精製された燃料などの活用を図ります。【再掲3-1】	環境課
ごみ焼却廃熱の有効利用	○ ごみ焼却施設の廃熱を利用して発電し、エネルギーの有効利用を図ります。	環境課

市民の取組

- ◎ 太陽光・風力発電、太陽熱利用、地中熱利用★など、再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 蓄電池を設置し、電気の効率的な利用を図ります。
- バイオマスに関する理解を図り、エネルギーとして活用します。
- 使用済み廃食用油の回収に協力します。【再掲 3-1】

事業者の取組

- ◎ 太陽光・風力・小水力発電、太陽熱利用、地中熱利用など、再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 蓄電池を設置し、電気の効率的な利用を図ります。
- 木くずなどのバイオマス利用に向けた調査・研究を進め、エネルギーとして活用します。

「伊太発電所」と「ソーラーパークしまだ」

伊太発電所は、農林水産省大井川用水農業利水事業所が設置し、2013（平成25）年6月から発電を行っている小水力発電所です。1年間の発電量は約430万kWhであり、一般家庭1,200世帯分の電力となります。

ソーラーパークしまだは、株式会社シーテックが市の所有地を借用して行っている事業であり、島田市内で初めてのメガソーラーとして2014（平成26）年1月から発電を行っています。1年間の発電量は約234万kWhであり、一般家庭600世帯分の電力となります。



伊太発電所の
小水力発電

▲用語解説▼

★地中熱利用

地中の温度が15℃程度であることを利用して給湯や冷暖房、床暖房などに利用すること。

取組の方向
4-4

【基本目標 4】 地球環境の保全

低炭素型まちづくりを進める



環境の現状と課題

【交通】

- ※ 市内の自動車保有台数はほぼ横ばい傾向にありますが、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用者は減少しています。今後は環境負荷が少ない公共交通機関の利用促進を図るとともに、徒歩や自転車利用を呼びかけていく必要があります。
- ※ 市民アンケートによると、エコドライブの実施率が低いため、今後は意識の啓発を行い、自動車利用における環境負荷の低減を図っていく必要があります。
- ※ 2009（平成21）年6月に富士山静岡空港が開港し、2012（平成24）年4月に新東名高速道路の島田金谷ICが供用開始したため、市内の交通網は更に充実しました。今後は交通の円滑化が求められます。



【緑化】

- ※ 生け垣づくりやグリーンカーテンの設置は、市街地の緑化を進めるとともに、地球温暖化防止にも有効な取り組みであることから、今後も家庭や事業所などへの普及を図っていく必要があります。

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
公用車への低公害車導入割合	公用車の低公害車台数／公用車台数	85.1%	↑	100%
コミュニティバス利用者数	コミュニティバスの年間利用者数	240,036人/年	↑	250,000人/年
市役所ノーカーデーの実施率	公共交通機関の利用や相乗り乗車で通勤した職員人数／自動車・二輪車で通勤している職員人数	70.5%	↑	75%
生け垣づくり補助件数(累計)	生け垣づくりに対して補助金を交付した件数のS56年度からの累計	1,138件	↑	1,197件

市の施策

■交通

取組内容	取組内容の詳細	担当課
低公害車の導入	◎ 公用車への低公害車の導入を進めます。【再掲 2-3】	資産活用課
	○ 低公害車の導入に関する情報提供を行い、市民・事業者への普及啓発を図ります。【再掲 2-3】	環境課
自動車使用による環境負荷の低減	◎ エコドライブの普及・啓発を図ります。【再掲 2-3】	環境課
	◎ ノーカーデーを実施し、通勤時の自動車使用による環境負荷の低減に努めます。【再掲 2-4】	環境課 (全課対象)
	○ 各種イベント開催時は、公共交通機関や自転車・徒歩による参加を呼びかけます。【再掲 2-4】	

■交通

取組内容	取組内容の詳細	担当課
徒歩・自転車・公共交通の利用促進	○ 環境への負荷が少ないバスや鉄道の利用を促進します。【再掲 2-4】	生活安心課
	○ 中心市街地、観光拠点等にサイクルステーションを整備し、自転車のレンタルを行います。	商工課
	○ 官民4者連携により整備する、新東名島田金谷IC周辺（仮称）賑わい交流拠点施設内に交通乗換機能を持たせ、パーク&ライドを推進します。	内陸フロンティア推進課
交通の円滑化	○ 国道1号の4車線化をはじめ、計画的な道路整備を推進します。	都市政策課 建設課

■緑化

取組内容	取組内容の詳細	担当課
緑化の推進	○ 生け垣★づくりに対して補助金の交付を行い、みどり豊かなまちづくりを進めます。	建設課
	○ 一定規模以上の土地の利用に当たっては、緑地を確保するよう指導します。	都市政策課 (建設課)
グリーンカーテン設置の推進	○ 市有施設へのグリーンカーテン★の設置を推進します。	環境課 (全課対象)
	○ 市民・事業者によるグリーンカーテンの設置を支援します。	環境課

市民の取組

- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 2-3】
- ◎ エコドライブを実践します。【再掲 2-3】
- ◎ ノーカーデーに参加・協力します。【再掲 2-4】
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 2-4】
- 近距離移動時は自転車利用や徒歩を心がけます。【再掲 2-4】
- 生け垣づくりやグリーンカーテンの設置を進めます。



事業者の取組

- ◎ 自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。【再掲 2-3】
- ◎ 従業員に対してエコドライブを啓発します。【再掲 2-3】
- ◎ ノーカーデーを設定するとともに、参加・協力します。【再掲 2-4】
- 公共交通機関の利用を増やします。【再掲 2-4】
- 自転車利用や徒歩による通勤、移動を奨励・実践します。【再掲 2-4】
- 事業所敷地内の緑化やグリーンカーテンの設置を進めます。
- 一定規模以上の土地の利用にあたっては、緑地の確保に努めます。



▲用語解説▼

★生け垣

生きた植物によってつくられた垣根のこと。樹木を列植して、刈り込んで形を整えたものが多い。塀などに比べると、物理的に強度は弱く維持管理に手間がかかるが、緑豊かな街並みの景観形成や地球温暖化防止、身近な動植物の生息・生育地として期待される。

★グリーンカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。緑のカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげだけではなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

取組の方向
5-1

【基本目標 5】 環境教育・環境保全活動の推進

環境教育・環境学習を充実させる



環境の現状と課題

【環境教育・環境学習】

- ＊ 環境問題を解決するためには、家庭や学校、職場などのあらゆる場面において、市民一人ひとりが環境保全に向けて積極的に行動していくことが大切です。このような人材を育成するためには、学校での授業や出前講座★、アース・キッズ事業★などにより、環境教育・環境学習を総合的に推進していく必要があります。
- ＊ 市民アンケートによると、環境関連セミナーへの参加率が低くなっています。また、子どもたちを対象とした環境教育の重要性が指摘されています。そのため、今後はあらゆる発達段階における環境教育を目指し、市、学校、職場などによる環境を学ぶ機会を増やしていく必要があります。



数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
アース・キッズ事業参加者数(累計)	アース・キッズ事業参加者数(累計)	2,639人	↑	5,140人
環境学習講座受講者数(累計)	環境学習講座の受講者数(累計)	67人	↑	142人
環境に関する出前講座開催数	環境に関する出前講座の年間開催数	1回/年	↑	5回/年
田代環境プラザの見学者数	田代環境プラザの年間見学者数	1,098人/年	↑	1,500人/年



▲用語解説▼

★出前講座

市の職員が地域などに出向き、行政情報などを積極的に提供しながら市政への理解を深めるとともに、これからのまちづくりを共に考えるもの。

★アース・キッズ事業

市・静岡県・静岡県地球温暖化防止活動推進センターの3者が連携・協力して実施している。小学校高学年を対象として、総合学習の授業内容との連携を図りながら、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムで、子どもたちはチャレンジ冊子を活用しながら、2週間の取組を実施します。プログラムの最初には「キックオフイベント」、最後には「セレモニー」を開催する。

市の施策

■環境教育

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境教育の推進	◎ 総合的な学習や関連性のある教科の時間を活用して、地域や子どもの実態に合った環境教育を推進します。	学校教育課
	○ 資源を大切にすることを育てるため、リサイクル活動を実施します。	
指導者研修会の実施	○ 小学校と幼稚園・保育園等が連携して、幼児及び小学校低学年における環境教育の大切さを研修し、幼児・児童の指導に活用します。	学校教育課
自然体験教室の開催	◎ 豊かな自然を活用した体験教室（移動教室・サタデーオープンスクール・サマーオープンスクールなど）を開催します。【再掲1-4】	学校教育課
	○ 青少年育成事業において、地域での自然体験教室を開催します。【再掲1-4】	社会教育課
アース・キッズ事業の実施	○ 地球温暖化対策に取り組む新たな担い手を育成するため、アース・キッズ事業を実施します。	環境課

■環境学習

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境学習の推進	◎ 市民を対象とした環境学習講座を実施します。	環境課
	◎ 環境に関する出前講座を実施します。	
	○ 田代環境プラザ、浄化センター、クリーンセンターなどの見学者に対して環境保全意識の啓発を行います。	下水道課 環境課
環境人材バンクによる人材派遣	○ 環境保全活動に取り組む市民・事業者を環境人材バンクに登録し、環境に関する各種講座・体験教室及び学校教育現場に派遣します。	環境課

市民の取組

- ◎ 自然体験教室に参加します。【再掲 1-4】
- ◎ 環境学習講座に参加します。
- 講演会やセミナーなどに参加します。
- 環境に関する出前講座や環境人材バンクによる人材派遣を積極的に活用します。
- 家庭内で環境について話し合う機会を増やします。

事業者の取組

- ◎ 自然とふれあえるイベントを企画します。【再掲 1-4】
- ◎ 従業員に対する環境教育・環境学習を進めます。
- 講演会やセミナーなどに参加します。
- 学校などに環境教育・環境学習の講師を派遣します。
- 工場見学などによる環境教育・環境学習を行います。



取組の方向
5-2

【基本目標 5】 環境教育・環境保全活動の推進



環境情報を発信する

環境の現状と課題

【環境情報】

- * 本市では、「広報しまだ」や市のホームページなどを利用して、環境情報の発信を行っています。しかし、市民アンケートによると、環境情報の提供に対する満足度が低くなっているため、情報の収集方法やメディアの活用方法を検討することにより、環境情報の充実を図っていく必要があります。
- * 本市では、環境基本計画の進行管理に伴い、毎年、「島田市環境報告書」を作成しています。今後も「しまだエコ活動」の活動報告など市民や事業者による環境保全活動の掲載を充実させ、わかりやすい内容とすることが求められます。



島田市環境報告書

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
環境課ホームページアクセス数	環境課が公開しているページへのアクセス数	99,953 件/年	↑	100,000 件/年



事業者による環境報告書の発行

近年では、市内でもISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証を取得している事業所が増えています。これらの事業所では、事業による環境負荷や環境保全の取組状況をとりまとめた環境報告書を作成し、公表しています。また、近年の企業によるCSR活動について、環境報告書の中で報告するケースも増えています。

このような環境報告書は、環境への配慮を行っている事業者を評価するための有効なツールとなります。

市の施策

■環境情報

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境保全の税制・補助金に関する情報を収集します。 ○ 環境に関する各種講座・イベントの情報を収集します。 ○ 環境に関する先進事例の情報を収集します。 ○ 市民・事業者の環境保全活動に関する情報を収集します。 	環境課
環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 広報紙やホームページ、ツイッター、コミュニティFMなど、様々なメディアを用いて環境情報を発信します。 	環境課
年次報告書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の環境の現状や環境施策の実施状況などについてわかりやすくまとめた年次報告書を作成し、公表します。 	環境課

市民の取組

- ◎ ホームページ、広報紙などで提供される環境情報を有効に活用します。
- 自ら環境情報を収集して発信します。
- 年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案を提出します。

事業者の取組

- ◎ ホームページ、広報紙などで提供される環境情報を有効に活用します。
- 各種環境情報を収集し、従業員へ情報提供します。
- 環境保全対策の実施状況などについて、環境報告書やホームページなどで情報公開します。
- 年次報告書に目を通し、必要に応じて意見や提案を提出します。



F M島田や暮らし・消費・環境展での広報

市では、定期的にFM島田に出演し、節電、エコアクション21 などを中心に環境全般について広報しています。市民団体・事業者・市が協働し、毎年「暮らし・消費・環境展」を開催しています。展示や体験を通して、消費生活、環境、資源、住まい、食、交通安全、防犯などの暮らしに役立つ様々な情報を発信しています。



F M島田での広報



展示ブース



環境の現状と課題

【協働による計画の推進】

- ＊ 環境問題を解決するためには、市だけではなく市民、市民団体、事業者など、各主体の協働による取り組みの推進が求められます。
- ＊ 市内には環境保全を目的とした NPO*などの市民団体が多くあります。これらの市民団体は、本市の環境を保全し創造する上で重要な役割を果たしており、今後も一層の活躍が期待されます。そのため、団体間の横のつながり、協働の支援を行い、市民活動の活性化を図っていく必要があります。



【環境保全活動】

- ＊ 事業者アンケートによると、環境保全を企業の社会的責任として捉えている事業所が多くなっています。そのため、今後は事業者による環境保全活動への支援を図っていく必要があります。
- ＊ 本市では、「第2次島田市環境基本計画」の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録する制度を創設し、2017（平成 29）年度までに 26 件が登録されています。しかし、新規登録が伸び悩んでいることから、登録についてのPR等を行っていく必要があります。
- ＊ 市民アンケート及び中学生アンケートによると、環境保全活動への参加意欲は高いものの、行動するまでには至っていません。そのため、今後は環境保全活動に関する情報提供を強化し、参加を促進していく必要があります。

【開発時の環境配慮】

- ＊ 一定規模以上の土地の利用に当たっては、「島田市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく適正な指導を行い、良好な自然及び生活環境の確保を図っていく必要があります。

数値目標

指標名	定義	現状値 (2017)	方向	目標値 (2022)
しまだエコ活動 登録件数（累計）	しまだエコ活動の登録件数（累計）	26 件	↑	30 件

しまだエコ活動

「第2次島田市環境基本計画」の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、市民（市民団体、NPO）・事業者による環境保全活動の活性化を図っています。2017（平成 29）年度は 12 団体、22 の活動が登録されており、活動内容は「島田市環境報告書」及び市のホームページで紹介しています。

▲用語解説▼

★NPO

民間非営利団体の略称。広義には公益・学校・宗教・医療・福祉などの各法人や共同組織、ボランティアグループも含まれる。一般的には、正式に組織され、公益的で利益配分をしない自発的な民間の活動をする団体。

市の施策

■協働による計画の推進

取組内容	取組内容の詳細	担当課
連携のしくみづくり	◎ 市民・事業者・市が環境を軸として連携するしくみを整備します。 ○ 市民団体間の情報交換や人的交流を支援します。	環境課

■環境保全活動

取組内容	取組内容の詳細	担当課
環境保全活動の支援	◎ 「しまだエコ活動」など、市民団体・事業者による環境保全活動への協力・支援を行います。	環境課
協働による水辺環境の保全	◎ 河川愛護団体への支援を行うとともに、県によるリバーフレンドシップ制度*などの活用により、市民と協働で取り組む水辺環境の保全を推進します。【再掲1-1】	すぐやる課
環境美化活動の推進	◎ 市内一斉環境美化活動を実施し、環境美化の意識高揚を図ります。【再掲3-3】 ◎ 地域住民によるごみ拾いなどの環境美化活動を推進します。【再掲3-3】 ○ ボランティア・サポート・プログラムによる道路の環境美化活動を支援します。【再掲3-3】	環境課

■開発時の環境配慮

取組内容	取組内容の詳細	担当課
開発時の環境への配慮の推進	○ 一定規模以上の土地の利用に当たっては、地域の良好な自然環境及び生活環境の保全のため、十分配慮するよう指導します。	都市政策課 (すぐやる課、建設課、環境課)

市民の取組

- ◎ 「しまだエコ活動」などの環境保全活動に主体的に取り組みます。
- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 3-3】
- 環境関連イベントに参加・協力します。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 1-1】

事業者の取組

- ◎ 従業員の様々な市民活動への参加・協力を奨励します。
- ◎ 「しまだエコ活動」などの環境保全活動に主体的に取り組みます。
- ◎ CSR*（企業の社会的責任）活動を拡大します。
- ◎ 地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。【再掲 3-3】
- 環境関連イベントに参加・協力します。
- 河川清掃や美化活動に参加・協力します。【再掲 1-1】
- 一定規模以上の土地利用にあたっては、地域の環境保全に配慮します。



▲用語解説▼

★リバーフレンドシップ制度

河川美化活動を行政機関が支援する制度で、静岡県の「協働」事業の一環として、2004（平成16）年2月から施行されている。県が管理する一定区間において、住民や利用者などがリバーフレンドとなり、清掃や河川美化活動を行うことにより、「みんなの川」を「みんなで守っていく」意識向上や、身近な環境保護に関する意識啓発に繋がっていくことを目的としている。

★CSR

「企業の社会的責任」と一般的にいわれる。企業は社会的な存在であり、利潤や経済的効率だけを追求するのではないとする考え方。

主な取組

島田市 COOL CHOICE 宣言【環境課】

本市は、2017（平成 29）年 4 月 11 日に「環境省」が提唱する温暖化防止の国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」に積極的に取り組んでいくことを宣言しました。市では取り組みの一環として、FM島田を活用したPRや、ふるさと大使を招いた環境講演会の開催などを実施しました。宣言書には、「大井川が育む緑豊かな自然と共生する資源循環型のまち」に向け、率先して取り組むこととしています。



夏休み親子環境学習講座【環境課】

毎年、島田ガス株式会社のご協力をいただき、「環境問題と私たちの環境にやさしい生活」をテーマに親子環境学習講座を開催しています。環境やエコ生活について、液体窒素実験や環境クイズなどを通して親子で楽しく学ぶことができます。

親子公共施設見学会【協働推進課】

市内公共施設見学会事業の一環として、夏休みを利用し市政に対する理解を深めて頂くため、親子公共施設見学会を開催し、稲荷浄水場の水処理施設や島田浄化センターの下水処理方法の見学を行っています。

親と子の下水道教室【下水道課】

公共下水道の普及・PR活動の一環として、また、夏休みを利用した親子のふれあいの場として、毎年、下水道教室を開催しており、島田浄化センター内部の処理施設や下水処理水が流れるビオトープの見学を行っています。

環境月間に合わせた特設コーナーの設置【島田図書館】

6月の環境月間に合わせて、島田図書館に環境関連の図書を集めた特設コーナーを設置し、図書館の利用者に啓発を行っています。また、市内エコアクション 21 認証・取得事業者の環境活動レポート（レポート提供に賛同していただいた事業所）の紹介を行っています。



第4章 地球温暖化対策実行計画

（区域施策編）【適応計画を含む】

市民・事業者・市の各主体がお互いに連携しながら対策を実施し、温室効果ガス排出量を削減するとともに、進行する地球温暖化への適応を図っていきます。

なお、本章は「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第19条第2項に基づく実行計画、「気候変動適応法」の第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置付けます。



第1節 地球温暖化とは

1 地球温暖化のメカニズム

■地球温暖化の原因

現在、問題となっている地球温暖化の主な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。

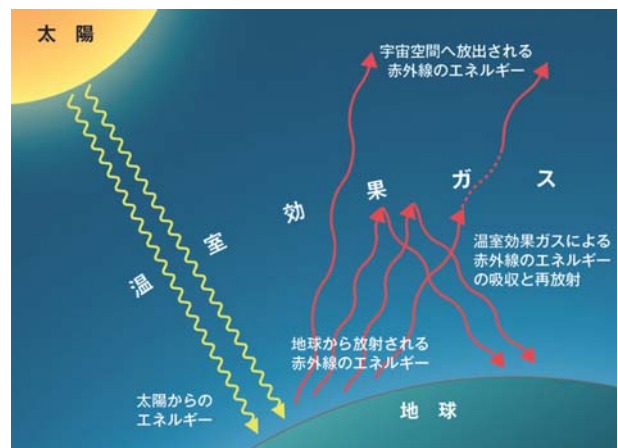
大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があります。18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられています。



■温室効果とは

地球の大気には二酸化炭素などの「温室効果ガス」と呼ばれる気体がわずかに含まれますが、これらの気体は赤外線を吸収し、再び放出する性質があります。この性質のため、地球の表面から地球の外に向かう赤外線の多くが熱として大気に蓄積され、再び地球の表面に戻ってきます。この戻ってきた赤外線が、地球の表面付近の大気を暖めます。これを「温室効果」と呼びます。

大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強まり、地球の表面の気温が高くなります。



地球温暖化のメカニズム

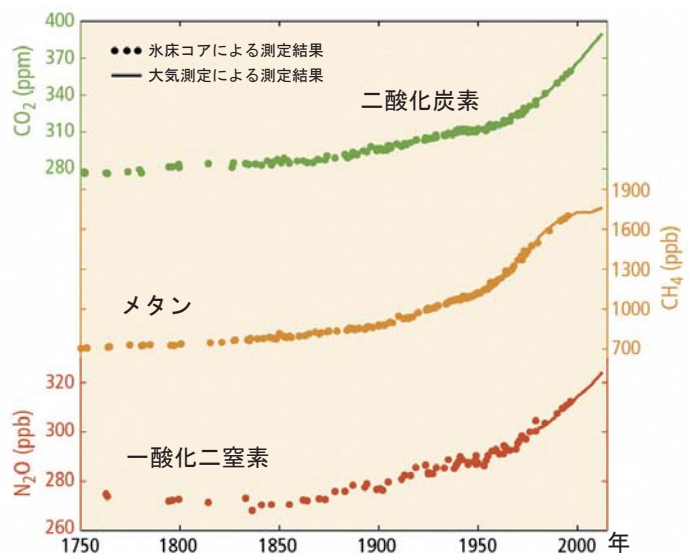
【資料：「STOP THE 温暖化2012」（環境省）】

■温室効果ガスの種類

人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがあります。

二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きな温室効果ガスです。石炭や石油の消費などにより大量の二酸化炭素が大気中に放出されます。その一方で、大気中の二酸化炭素の吸収源である森林が減少しています。これらの結果として大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

このように、大気中の温室効果ガス濃度が高くなることで、より多くの熱が温室効果ガスに吸収されて、急速に地球温暖化が進行しつつあります。



世界平均温室効果ガス濃度

【資料：IPCC 第5次評価報告書統合報告書（IPCC、2014年）】

■ 温室効果ガスの濃度の変化

二酸化炭素の大気中の濃度は過去数百年にわたって 280ppm 程度でしたが、18 世紀半ばから上昇を始め、特にここ数十年で急激に増加しています。これは、動力などの燃料として石炭や石油が大量に使われるようになったためです。

二酸化炭素以外の温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素など）も、同様に 18 世紀半ばから急激に増加しています。これは、増加した人口を支えるための農業や畜産業などの活発化に伴う耕地の拡大、肥料の使用の増加、家畜の増加などによるものと考えられています。



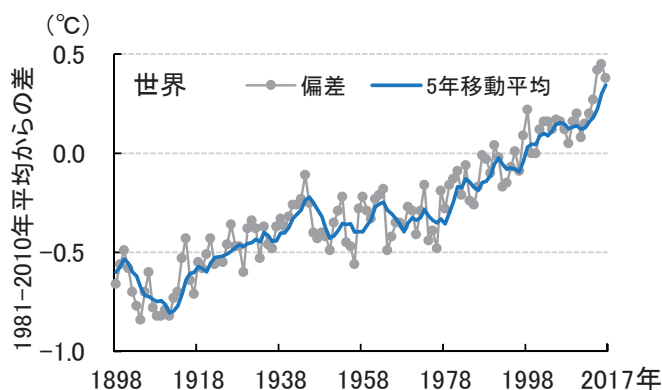
2 地球温暖化による影響

■ 地球規模の気候変化

地球温暖化に伴うものと考えられる様々な地球規模の変化が観測されています。例えば、1898 年以降の記録からは、世界の平均気温の上昇傾向が明らかです。

水温上昇に伴う海水の膨張や、氷床や氷河が融けて海に流れ込むことなどによって、世界平均の海面水位は上昇しており、1901～2010 年の間に 19cm 上昇したと見積もられています。

さらに、北半球の積雪面積や北極海の海氷面積が減っています。



注) 黒色の線は各年の基準値（1981～2010 年）からの偏差。青色の線は偏差の 5 年移動平均を示している。

世界の年平均気温の経年変化（1898～2017 年）

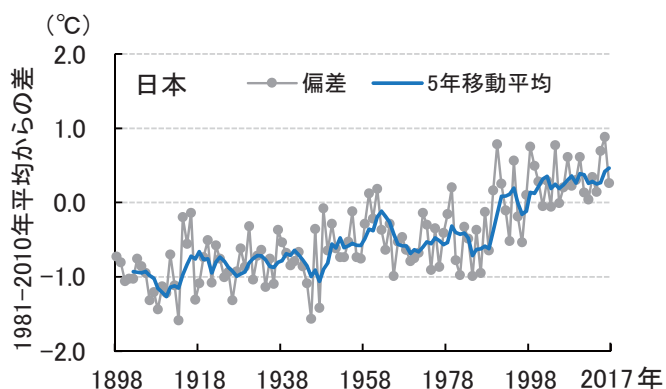
【資料：気象庁】

■ 日本の気候変化

1898 年（明治 31 年）以降の日本の平均気温は、100 年あたりおよそ 1.1℃の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻繁にあらわれています。

気温の上昇に伴って、熱帯夜（夜間の最低気温が 25℃以上の夜）や猛暑日（1 日の最高気温が 35℃以上の日）は増え、冬日（1 日の最低気温が 0℃未満の日）は少なくなっています。

1 日に降る雨の量が 100 ミリ以上の大雨の日数は長期的に増える傾向にあり、地球温暖化が影響している可能性があります。



注) 黒色の線は各年の基準値（1981～2010 年）からの偏差。青色の線は偏差の 5 年移動平均を示している。

日本の年平均気温の経年変化（1898～2017 年）

【資料：気象庁】

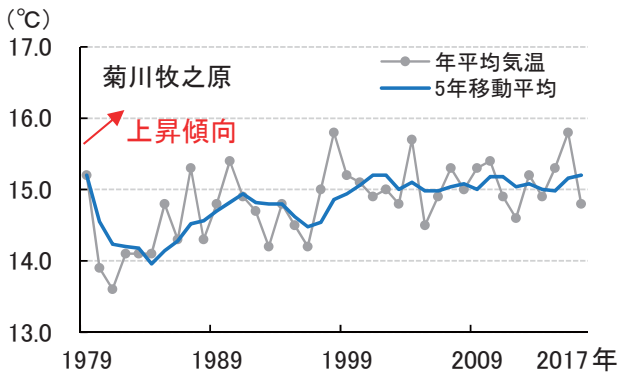
生物季節の変化

気温や日照など季節の変化に反応して動植物が示す現象を「生物季節」といいます。気象庁の観測結果（全国 58 観測地点の平均）によると、ここ 60 年間にサクラの開花日は約 6 日早く、カエデの紅葉は約 18 日遅くなっており、これは地球温暖化による影響と考えられています。

【資料：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018（環境省・気象庁ほか）】

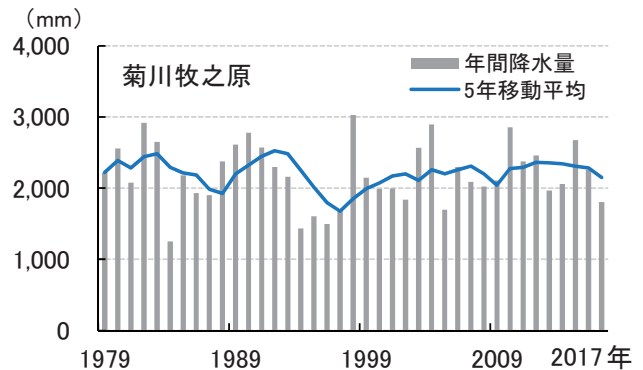
■島田市の気候変化

島田市に最も近い気象観測所である菊川牧之原における、測定開始以降の年平均気温、年間降水量、真夏日及び冬日の日数を以下に示します。このうち、特に年平均気温、真夏日の日数は上昇または増加する傾向にあります。



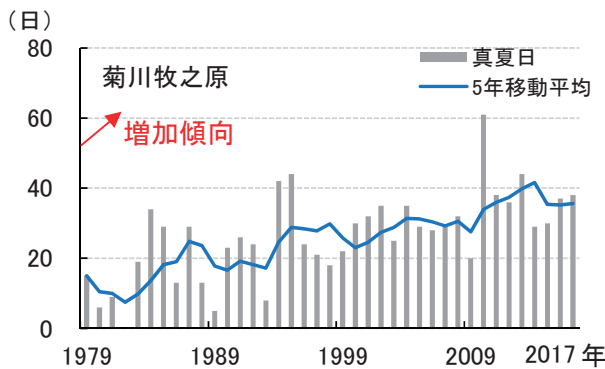
年平均気温の経年変化

【資料：気象庁】



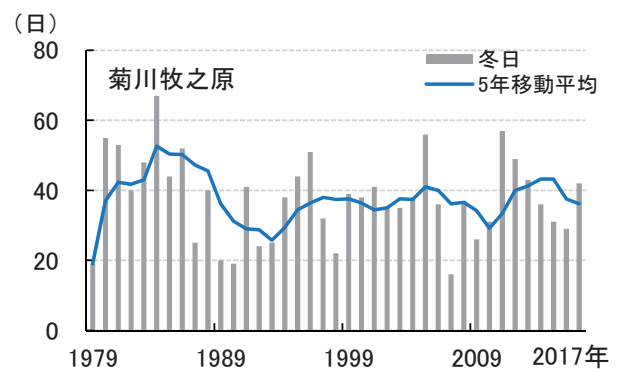
年間降水量の経年変化

【資料：気象庁】



真夏日（最高気温が30℃以上）の経年変化

【資料：気象庁】



冬日（最低気温が0℃未満）の経年変化

【資料：気象庁】

日本への影響

環境省や気象庁では、地球温暖化が日本に与える影響を詳しく予測し、報告書としてとりまとめています。その報告書によると、21世紀末までに以下のような影響が生じることが予測されています。

- 日本の平均気温は、現在と比べて4.5℃（夏は4.2℃、冬は5℃）上昇する
- 東日本太平洋側では、現在に比べて真夏日（1日の最高気温が30℃以上）が55日、猛暑日（1日の最高気温が35℃以上）が24日増える
- 1時間あたり50mmを越える豪雨の年間発生回数が、現在に比べて2倍になる
- 雨の降らない日が、現在に比べて年8日増加する
- 北海道以外の地域のブナの森が消える
- 気温の変化についていけない生物が絶滅する
- デング熱を運ぶヒトスジシマカが北海道にも生息できるようになる
- コメやミカン、リンゴなどの生産できる地域が変化する
- サンゴが生息できる海が日本からなくなる など

【資料：気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018（環境省・気象庁ほか）】



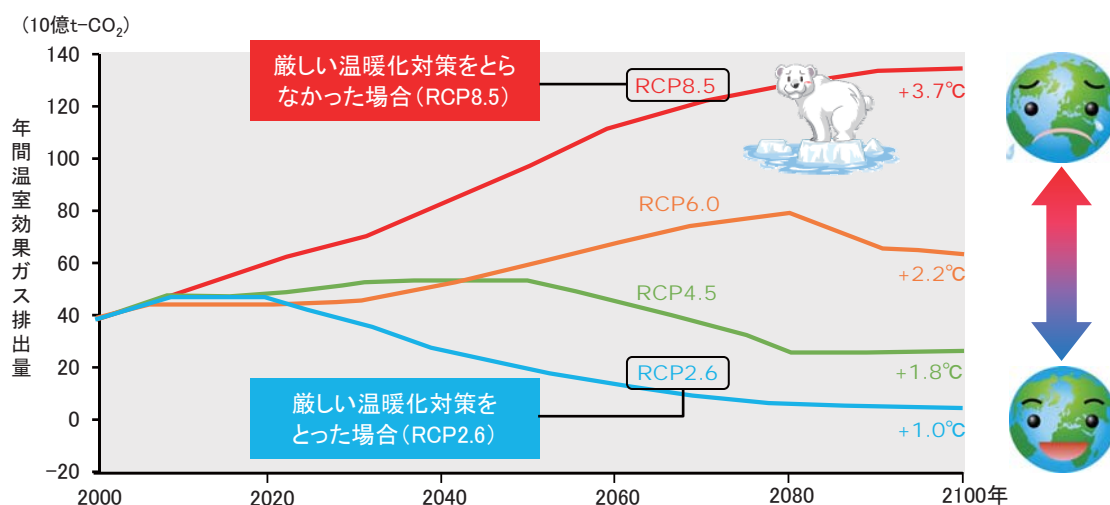
3 将来予測

■世界の気候変化の予測

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2014（平成26）年に発表した「第5次評価報告書・統合報告書」によると、人間活動により地球温暖化が進行していることが改めて確認されました。

また、本報告書では2081～2100年の地球の気温を、今後すぐに強力な温室効果ガス排出規制が実施された場合（RCP2.6：約1.0℃上昇、予測幅0.3～1.7℃）から、温室効果ガスの排出がずっと増加した場合（RCP8.5：約3.7℃上昇、予測幅2.6℃～4.8℃）まで、全部で4つのシナリオを予測しています。

最悪の予測シナリオ（RCP8.5）で推移すると、今世紀末には最大で気温が4.8℃、海面が82cm上昇することになります。また、今世紀中頃までに北極海の氷が夏季には完全に解けてしまう可能性が高く、極端な高温や大雨の頻度が増加する可能性が高いと予測されています。



4つのシナリオ

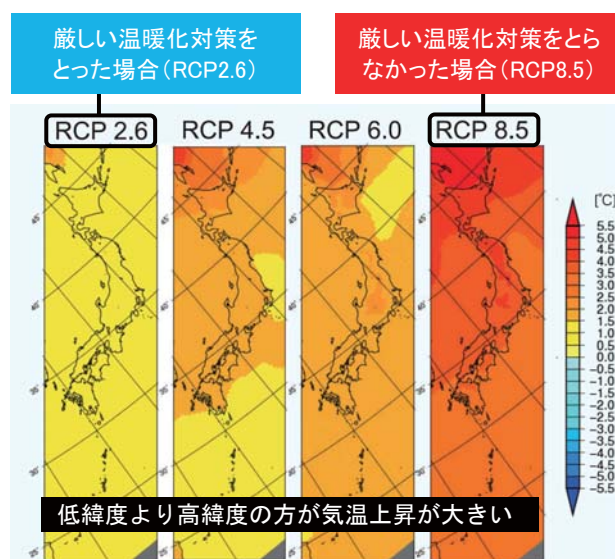
【資料：IPCC 第5次評価報告書を参考に作成】

■日本の気候変化の予測

日本の周辺で起きる気候変化を細かく予測する研究も行われています。

前述した4つのシナリオを用いた予測では、日本の21世紀末の年平均気温は全国的に上昇することが予測されています。

今後すぐに強力な温室効果ガス排出規制が実施された場合（RCP2.6）で0.5～1.7℃、温室効果ガスの排出がずっと増加した場合（RCP8.5）で3.4～5.4℃上昇し、低緯度より高緯度の方が、その上昇の程度が大きいと予測されています。



日本における年平均気温の変化の分布

【資料：21世紀末における日本の気候（環境省）】

▲用語解説▼

★RCP (Representative Concentration Pathways)

代表濃度経路シナリオと呼ばれ、大気中の温室効果ガス濃度などがどのように変化するか仮定したもの。

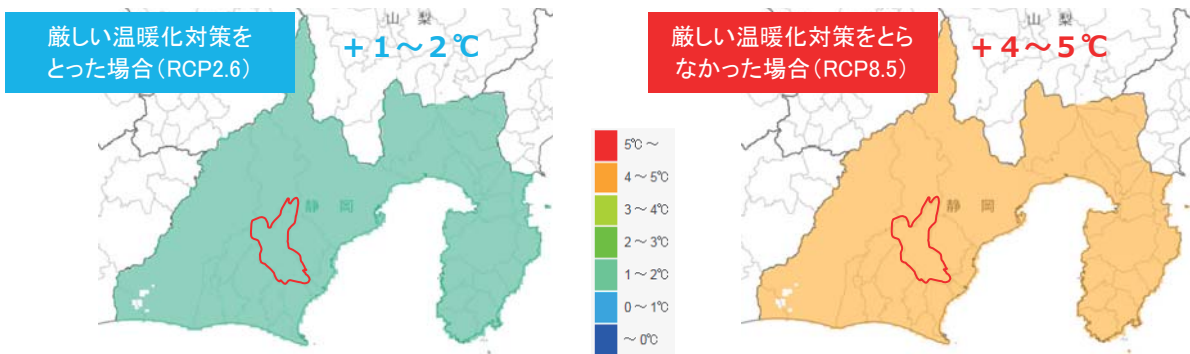
■島田市の気候変動の予測

環境省及び国立環境研究所が運営するウェブサイト「気候変動適応情報プラットフォーム」では、気候変動による影響予測結果を公開しています。その結果から、21世紀末（2081～2100年）における、島田市の気候変動による影響予測結果※を以下にまとめます。なお、「現在」（基準としている期間）とは、1981～2000年を指しています。

※「環境省環境研究総合推進費 S-8 温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究（2010～2014）」における影響評価の研究成果（S8データ）で示される4つの気候モデルのうち、主要な日本の気候モデルである「MIROC5（東京大学/NIES：国立研究開発法人国立環境研究所/JAMSTEC：国立研究開発法人海洋研究開発機構）」の予測結果を引用した。

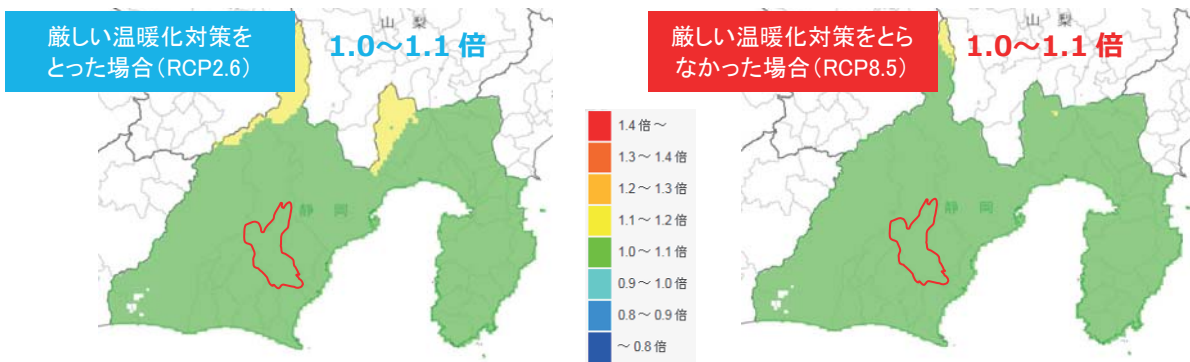
①年平均気温

年平均気温は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1～2℃、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は4～5℃、現在よりも上昇すると予測されています。



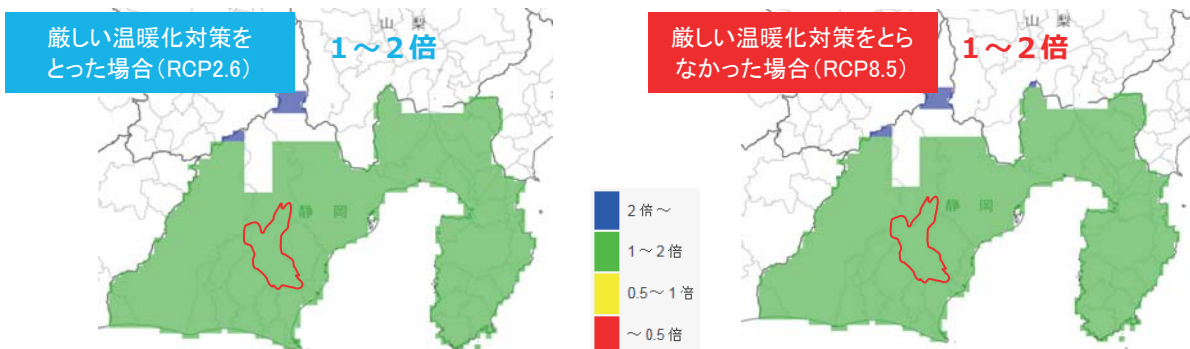
②年降水量

年降水量は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに、現在と比べて1.0～1.1倍となり、ほとんど変化はないと予測されています。



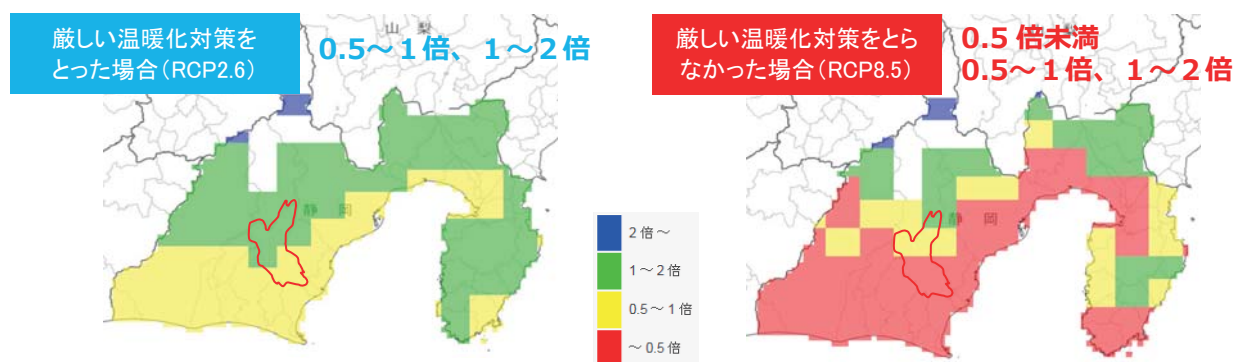
③コメ収量（収量重視）

コメ収量（収量重視）は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに、現在と比べて1～2倍となり、あまり大きな変化はないと予測されています。



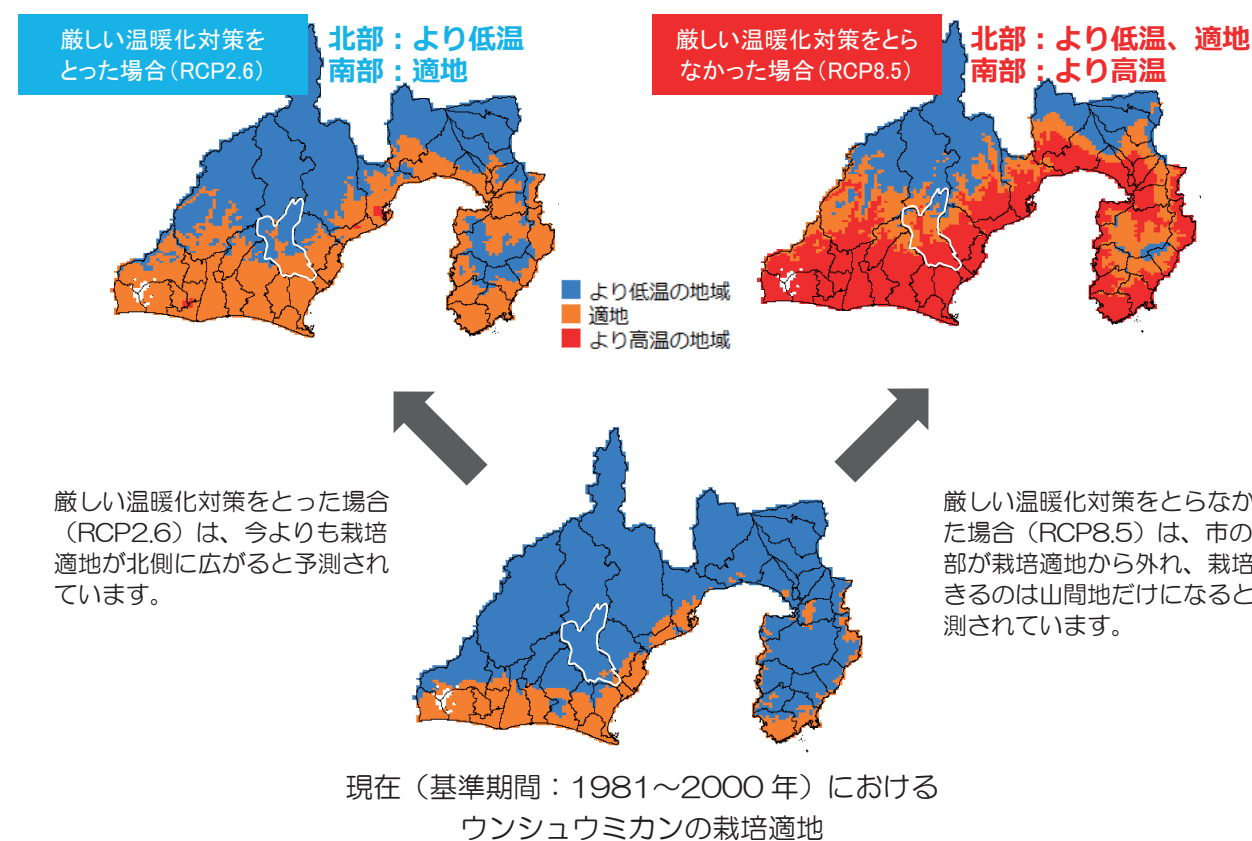
④ コメ収量（品質重視）

コメ収量（品質重視）は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は0.5～2倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は0.5未満～2倍となっており、市内の場所によってコメの品質に与える影響が異なる（市の南部では品質が悪化し、市の北部では品質が向上する）と予測されています。



⑤ ウンシュウミカン

ウンシュウミカン栽培適地は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は市の南部に適地が分布していますが、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は栽培適地が市の北部に移動し、市の南部は栽培適地より高温の地域となると予測されています。



注) 各項目の定義は以下のとおりです。

③ コメ収量（収量重視）：基準期間（1981～2000年）のコメ（品種：コシヒカリ）の収量を1とした場合の相対値。

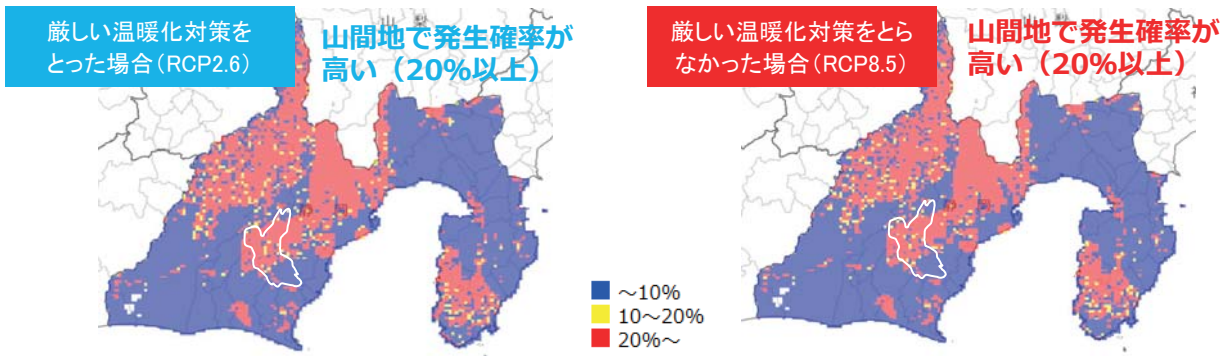
④ コメ収量（品質重視）：高温に因る品質低下リスクが「低」（品種：コシヒカリ）の収量の将来予測。

⑤ ウンシュウミカン：年平均気温が15℃以上18℃以下であり、かつ日最低気温の年間の最低値が-5℃未満となる年が20年間に4年以下となる地域を「栽培適地」と判定。栽培適地を年平均気温および日最低気温のみで評価しているが、日射量や降水量等も関係するとされている。

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

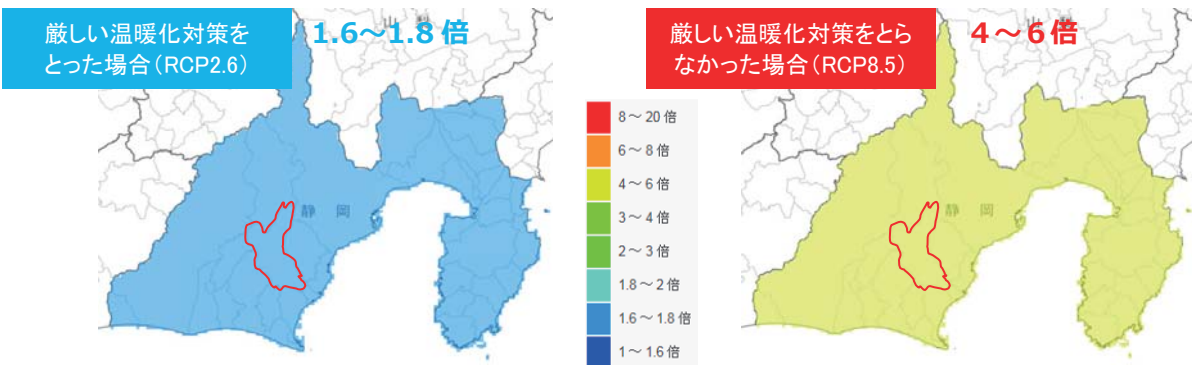
⑥自然災害（斜面崩壊発生確率）

斜面崩壊発生確率は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）ともに、ほとんど変化がありませんが、市北部の山間地で20%以上の地点が多く分布します。



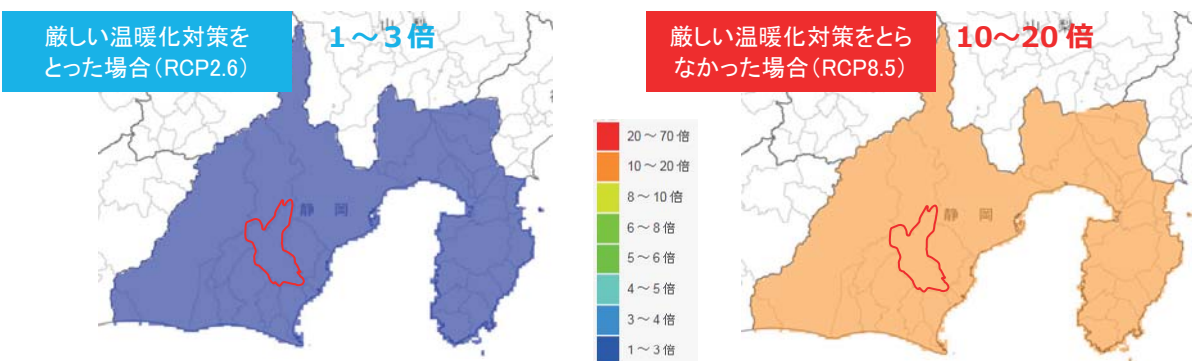
⑦熱中症搬送者数

熱中症搬送者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1.6~1.8倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は4~6倍、現状よりも増加すると予測されています。



⑧熱ストレス超過死亡者数

熱ストレス超過死亡者数は、厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）は1~3倍、厳しい温暖化対策をとらなかった場合（RCP8.5）は10~20倍、現状よりも増加すると予測されています。



注）各項目の定義は以下のとおりです。

⑥自然災害（斜面崩壊発生確率）：降水量や地盤情報より斜面崩壊発生確率を推計するモデルを作成し、このモデルを用いて将来の日降水量（年最大日降水量）における斜面崩壊発生確率を算定。

⑦熱中症搬送者数：基準期間（1981~2000年）における熱中症患者数を1とした場合の相対値。

⑧熱ストレス超過死亡者数：基準期間（1981~2000年）における熱ストレスによる超過死亡者数を1とした場合の相対値。

【資料：気候変動適応情報プラットフォーム】

第2節 実行計画の概要

1 地球温暖化に関する動向

■ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）と国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

世界が協力して地球温暖化の防止について取り組むには、地球温暖化について何が正しいのかを科学的に知っておく必要があります。その目的で 1988（昭和 63）年に国際連合のもとにつくられた組織が「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」です。1990（平成 2）年からほぼ 5 年おきに、その時まで研究された地球温暖化の科学的な情報をまとめて報告しています。

これをもとに、地球温暖化を抑えるための国際的なルールとなる「気候変動枠組条約★」が 1992（平成 4）年に採択されました。なお、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）の初めての会議は、1995（平成 7）年にドイツで開催されました。

■ 「京都議定書目標達成計画」の目標達成

1997（平成 9）年に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」（COP3）では、地球温暖化を防止するため、温室効果ガス排出削減を規定した国際的な枠組みである「京都議定書」が締結されました。京都議定書の中で日本は、第一約束期間の 2008（平成 20）年から 2012（平成 24）年の 5 年間に、温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年比で 6 %削減するという目標が設定されました。

その後、2005（平成 17）年に閣議決定した「京都議定書目標達成計画」に基づく温室効果ガスの削減や森林吸収量の目標達成などにより、第一約束期間中に日本は基準年の 1990（平成 2）年比で 8.7%削減して目標を達成しました。

■ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画の策定

1998（平成 10）年 10 月に公布、1999（平成 11）年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）では、地球温暖化対策への国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による温室効果ガス排出量算定報告公表制度など、各主体の取り組みを促進するための法的枠組みを整備しています。

また、2008（平成 20）年 6 月には地球温暖化対策推進法が改正され、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が地方自治体にも求められるようになりました。

■ 「気候変動の影響への適応計画」の閣議決定

気候変動による様々な影響に対し、政府全体として適応策を総合的かつ計画的に推進するため、「気候変動の影響への適応計画」が 2015（平成 27）年 11 月に閣議決定されました。適応計画の中では、①農業・森林・林業、水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の 7 つの分野別施策が取り上げられています。

▲用語解説▼

★気候変動枠組条約

地球温暖化対策に関する取り組みを国際的に協調して行うための条約。大気中の温室効果ガス濃度の安定化を究極的な目的とし、締約国に温室効果ガスの排出・吸収量の算定・報告、地球温暖化対策のための国家計画の策定と実施などを義務付けている。締約国数は 197 か国にのぼる。

■「地球温暖化対策計画」の閣議決定

2015（平成 27）年 12 月に採択されたパリ協定を踏まえ、2016（平成 28）年 5 月に政府は温室効果ガスの 26%削減に向けた新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法第 8 条に基づいて策定する地球温暖化に関する総合的な計画です。地球温暖化対策計画の中では、地方公共団体の役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである」とされています。

【地球温暖化対策計画の中で掲げられている削減目標】

- 2020 年までに 2005（平成 17）年度比 3.8%削減
- 2030 年の削減目標として 2013（平成 25）年度比 26%削減

■地球温暖化対策の新たな枠組み「パリ協定」

2015（平成 27）年 12 月、「国連気候変動枠組み条約第 21 回締約国会議」（COP21）で地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。日本を含め、欧州連合（EU）や中国など 196 か国が署名しており、先進国だけの参加に留まった京都議定書以来となる歴史的な枠組みとなっています。

パリ協定は、採択から 1 年にも満たない 2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本も同月の 8 日にパリ協定を批准しました。

【パリ協定の主なポイント】

- 産業革命前からの気温上昇を 2℃未満にする（1.5℃に抑えるよう努力する）。
- 今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする。
- 全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組み、その内容を報告する。
- 対策の進み具合を確認して強化するため、目標を 5 年ごとに見直す。 など

■「長期低炭素ビジョン」の閣議決定

2050 年までに温室効果ガス排出量を 80%削減する目標に向けた長期戦略である「長期低炭素ビジョン」が 2017（平成 29）年 3 月に閣議決定されました。同ビジョンの中では、2050 年の 80%削減を実現する社会の絵姿、様々な分野における大幅削減の社会像、長期大幅削減の実現に向けた政策の方向性などが示されています。

■「エネルギー基本計画」の閣議決定

国のエネルギー政策の指針となる「エネルギー基本計画」が 2018（平成 30）年 7 月に閣議決定されました。再生可能エネルギーを「主力電源化」する方針を新たに打ち出す一方で、原子力発電については「重要なベースロード電源」としつつも「依存度は可能な限り低減していく」とする従来の方針を維持しています。

■「島田市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）の推進

本市では、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を目指して、地球温暖化対策推進法に基づく「島田市地球温暖化対策実行計画（第三期計画）」を策定して、取り組みを推進しています。第三期計画は、2016（平成 28）年度から 2018（平成 30）年度を計画期間とし、2014（平成 26）年度比 4%削減を目標としました。

2 実行計画の基本的事項

■計画の目的

本実行計画は、国や静岡県を取り組みも踏まえつつ、市民・事業者・市の各主体が互いに連携しながら温室効果ガス排出量を削減するとともに、進行する気候変動への適応を図っていくことを目的とします。

なお、本実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第19条第2項に基づく実行計画、「気候変動適応法」の第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置付けます。

■対象ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律で削減対象となっている7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンとします。

削減対象となる温室効果ガスと部門・分野

対象ガスの種類	対象ガスの主な排出源	部門（分野）	GWP 値
二酸化炭素 (CO ₂)	電力の使用やLPG、灯油、ガソリン、軽油などの燃焼で発生し、温室効果ガス排出量の約93%程度を占め、地球温暖化への影響が大きい。	産業（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）、家庭、業務その他、運輸（自動車、鉄道）、廃棄物（廃棄物の焼却）	1
メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から発生するメタンが半分以上を占め、廃棄物の埋立から発生するメタンも1割程度を占めている。	廃棄物（廃棄物の焼却、排水処理）、農業（水田の使用）	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3～4割を占める。	廃棄物（廃棄物の燃焼、排水処理）、農業（耕地における肥料の使用、耕地における農作物残さのすき込み）	298
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	HFC-134a	家庭用冷蔵庫、カーエアコンの冷媒剤として最も多く用いられる代替フロン。	代替フロン類（家庭用冷蔵庫の使用時の漏えい、家庭用エアコンの使用時の漏えい、カーエアコンの使用時の漏えい）
	HFC (R410A)	主に家庭用エアコンの冷媒剤として最も多く用いられる代替フロン。	2,090
	HFC (R404A)	ショーケース、冷凍倉庫、保冷車などの業務用機器の冷媒として使用されている代替フロン。	3,920

注1) パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については環境省の算定マニュアルに基づき、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において島田市内の特定事業所の排出量データがないことから対象外とした。

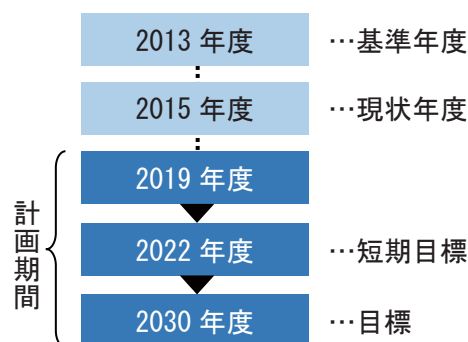
注2) GWP値とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化の効果を持つかを示す。

■計画期間

本実行計画の期間は2019年度から2030年度までとします。

国の「地球温暖化対策計画」に合わせて、基準年度は2013（平成25）年度、最終目標年度は2030年度とします。

なお、短期目標を「第2次島田市環境基本計画（後期基本計画）」の目標年次である2022年度とします。



計画期間と基準年度・目標年度

第3節 温室効果ガス排出量の現状

1 温室効果ガス総排出量

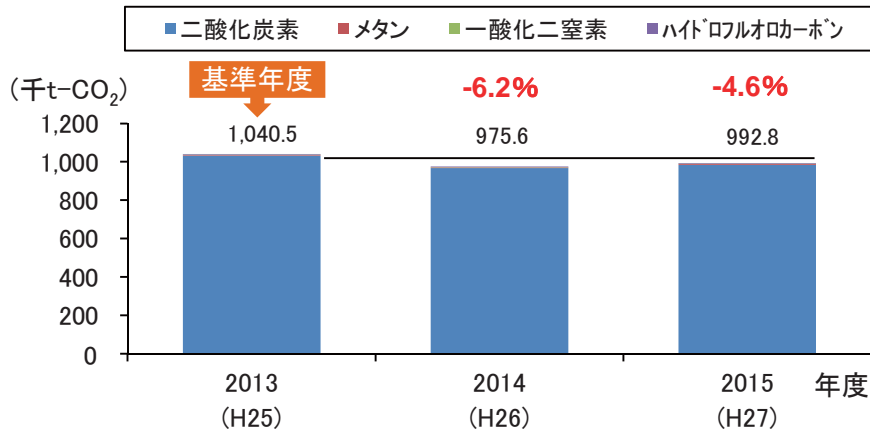
■全体の99%以上を占める二酸化炭素

本市における2015（平成27）年度の温室効果ガス排出量は992.8千t-CO₂であり、そのうち二酸化炭素が全体の99.2%を占めています。基準年度である2013（平成25）年度の排出量と比べると4.6%減少しています。

温室効果ガス排出量の推移（単位は千t-CO₂）

	基準年度		現状年度			
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)			
			排出量	構成比	基準年度差	基準年度比
二酸化炭素(CO ₂)	1,032.1	967.2	984.4	99.2%	-47.8	-4.6%
メタン(CH ₄)	3.9	3.9	3.9	0.4%	-0.01	-0.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	1.0	1.0	1.0	0.1%	+0.01	+1.5%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	3.4	3.5	3.5	0.3%	+0.04	+1.3%
合計	1,040.5	975.6	992.8	100.0%	-47.7	-4.6%

注）端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

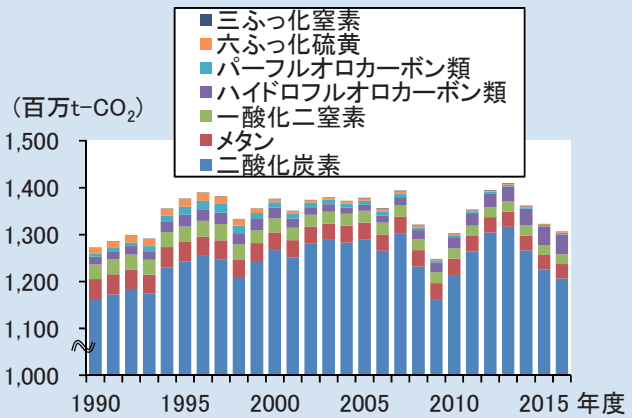


温室効果ガス排出量の推移

【資料：平成30年度地球温暖化対策実行計画（区域施策編）温室効果ガス算定業務委託報告書】

日本の温室効果ガス総排出量

2016（平成28）年度の日本の温室効果ガス総排出量は13億700万tであり、過去2番目の多さだった2013（平成25）年度から減少が続いています。これは、省エネルギー等によるエネルギー消費量の減少とともに、太陽光発電及び風力発電等の導入拡大や原子力発電の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源の二酸化炭素排出量が減少したことなどが挙げられます。



日本の温室効果ガス排出量の推移

【資料：温室効果ガスインベントリオフィス】

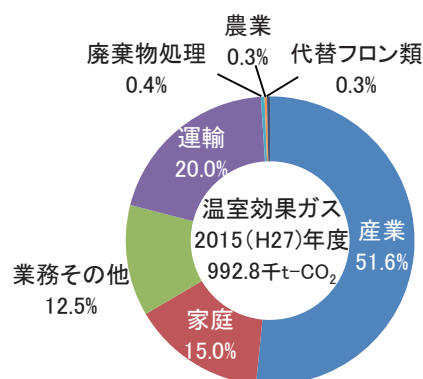
2 部門別温室効果ガス排出量

■全体の半分を占める産業部門

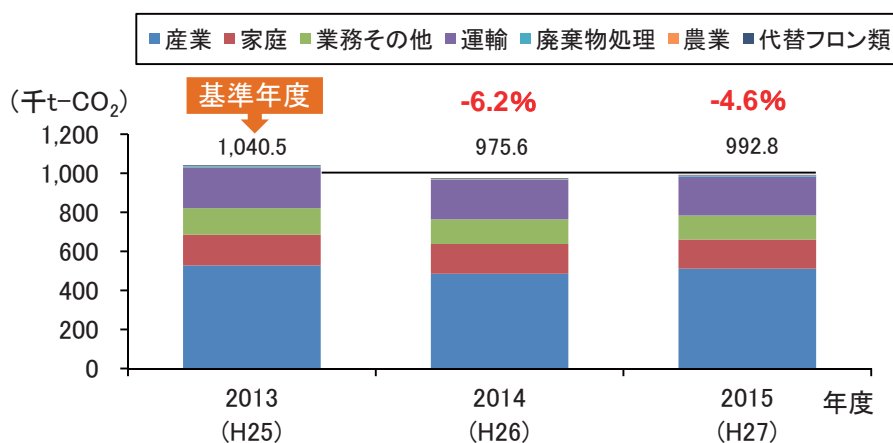
2015（平成 27）年度の温室効果ガス排出量を部門別に見ると、産業部門が全体の約半分となる 51.6%を占めており、次いで運輸部門（20.0%）、家庭部門（15.0%）、業務その他部門（12.5%）が多くなっています。

基準年度である 2013（平成 25）年度からの増減では 47.7 千 t-CO₂ 減少していますが、特に産業部門（-16.8 千 t-CO₂：-3.2%）、業務その他部門（-12.2 千 t-CO₂：-9.0%）、家庭部門（-8.9 千 t-CO₂：-5.6%）、運輸部門（-8.3 千 t-CO₂：-4.0%）、が大きく減少しています。

部門ごとの主な減少要因を次ページの表に示します。



部門別温室効果ガス排出量の内訳
【資料：平成 30 年度地球温暖化対策実行計画（区域施策編）温室効果ガス算定業務委託報告書】



部門別温室効果ガス排出量

【資料：平成 30 年度地球温暖化対策実行計画（区域施策編）温室効果ガス算定業務委託報告書】

部門別温室効果ガス排出量の推移（単位は千 t-CO₂）

部門	基準年度		現状年度				主な減少要因
	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)				
			排出量	構成比	基準年度差	基準年度比	
産業	528.6	485.6	511.8	51.6%	-16.8	-3.2%	①
家庭	157.5	152.5	148.6	15.0%	-8.9	-5.6%	②
業務その他	135.8	126.6	123.6	12.5%	-12.2	-9.0%	③
運輸	207.0	200.5	198.7	20.0%	-8.3	-4.0%	④
廃棄物処理	5.6	4.2	4.0	0.4%	-1.6	-28.0%	⑤
農業	2.6	2.6	2.6	0.3%	-0.03	-1.1%	—
代替フロン類	3.4	3.5	3.5	0.3%	+0.04	+1.3%	—
合計	1,040.5	975.6	992.8	100.0%	-47.7	-4.6%	—

注) 端数処理の関係上、温室効果ガス排出量の和や比が合計値と合わない場合がある。

【主な減少要因】

- ①産業部門：製造業における省エネルギー対策の効果
- ②家庭部門：電力の電気事業者別排出係数の低下、家庭における省エネルギー対策の効果
- ③業務その他部門：電力の電気事業者別排出係数の低下、事業所における省エネルギー対策の効果
- ④運輸部門：旅客自動車は低燃費車両への乗換などの省エネルギー対策、貨物自動車は車両の保有台数の減少
- ⑤廃棄物処理部門：合成繊維を含む古布類の分別収集など、焼却時に二酸化炭素を排出するプラスチック類や合成繊維の燃えるごみへの混入量の減少

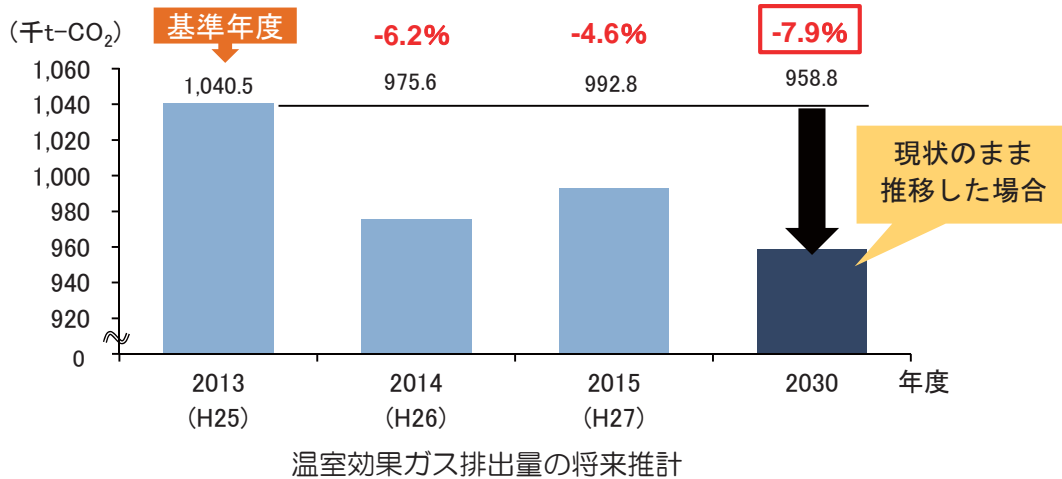
【資料：平成 30 年度地球温暖化対策実行計画（区域施策編）温室効果ガス算定業務委託報告書】

第4節 温室効果ガス排出量の削減目標

1 将来推計

■現状のまま推移した場合の排出量

現状のまま、特に対策を講じない場合の温室効果ガス排出量について将来推計を行いました。その結果、温室効果ガスの総排出量は、2030年度が958.8千t-CO₂となる見込みであり、基準年度の2013（平成25）年度と比べると-81.7千t-CO₂（-7.9%）減少すると推計されます。



- 注1) 現状のまま推移した場合の温室効果ガス排出量は、部門ごとの温室効果ガス排出量が、それぞれの部門を代表する「活動量」（世帯数や自動車保有台数など）に比例すると想定して算定した。
 注2) 将来の活動量については、統計データや上位計画、個別計画などにおける目標値を使用し、目標値がないものは、過去の経年変化などに基づく予測値を設定した。

部門	活動量の指標	活動量			推計の考え方	
		2013年度 (H25) (基準年度)	2015年度 (H27) (現状)	2030年度 (現状推移)		
産業	製造業	製造品出荷額等	30,225 千万円	35,829 千万円	35,829 千万円	①
	建設業・鉱業	従業者数	3,027 人	2,923 人	2,679 人	②
	農林水産業	従業者数	134 人	180 人	165 人	②
家庭	世帯数	34,007 世帯	34,310 世帯	35,385 世帯	③	
業務その他	従業者数	24,381 人	26,504 人	24,291 人	④	
運輸	自動車（旅客）	旅客用自動車保有台数	68,085 台	68,729 台	69,777 台	⑤
	自動車（貨物）	貨物用自動車保有台数	5,897 台	5,645 台	3,758 台	⑥
	鉄道	人口	98,621 人	98,112 人	89,921 人	⑦
廃棄物処理	一般廃棄物焼却量	28,088t	28,618t	26,887t	⑧	
農業	耕地面積	1,570ha	1,560ha	1,531ha	⑨	
代替フロン類	世帯数	34,007 世帯	34,310 世帯	35,385 世帯	③	

- ①現状を維持するものとし、2015年度の数値で固定。
 ②人口の将来推計に2015年度の人口に対する産業別人口比率を乗じることにより設定。
 ③「第2次島田市総合計画」の目標（2025年度）を達成するものとして、2021年度、2025年度の数値を決定し、その間は等差補間により設定。2025年度以降も同様の傾向を見込み設定。
 ④人口の将来推計に、2015年度の人口に対する産業別人口比率を乗じることにより設定。
 ⑤現状値の傾向と相関が高い対数曲線の当てはめにより設定。
 ⑥現状値の傾向と相関が高い一次直線の当てはめにより設定。
 ⑦「第2次島田市総合計画」の目標（2025年度）を達成するものとして、2030年度までその根拠となる「島田まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の将来展望値を使用。
 ⑧「島田市一般廃棄物処理基本計画（2015～2022）」の現状趨勢値をそのまま採用し、2030年度まで設定。
 ⑨現状値の傾向と相関が高い対数曲線の当てはめにより設定。

2 削減目標

削減見込量の推計

国の「地球温暖化対策計画」及びその他の個別計画などに基づき、本実行計画の目標年度（2030年度）における削減見込量を推計した結果、対策の実施による温室効果ガス削減量は約199.4千t-CO₂でした。

ただし、この削減見込量は本実行計画に掲載する取り組みだけで達成できるものではなく、国や静岡県、島田市などの行政のほか、市民・事業者などが一体となって取り組んだ場合のひとつの目安となるものです。

削減見込量の推計結果(1)

部門	取組	取り組み例	削減見込量 (千 t-CO ₂)	根拠
産業	業種間連携省エネの取組推進	業種間の連携による省エネの取組の推進 等	-0.5	A
	産業界による自主的取組の推進	繊維工業、印刷・印刷関連業、化学工業、鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業、その他製造業の自主的取組 等	-10.1	A
	施設・機器等の省エネ化	エネルギーを高効率で利用できる設備の導入、省エネルギー性能の高い施設・機器等の導入促進等	-0.8	A
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	バイオマス発電等の導入	-53.3	B
	産業部門合計			-64.6
家庭	住宅の省エネ化	新築住宅における省エネ基準適合の推進、既存住宅の断熱改修の推進、HEMS [★] ・スマートメーター [★] を利用したエネルギー管理の実施 等	-11.1	A
	省エネ機器の導入	高効率給湯器・高効率照明（LED）の導入、トップランナー基準を達成した機器など省エネ家電への買い替え、浄化槽の省エネ化 等	-13.2	A
	省エネ行動の実践	家庭におけるクールビズ・ウォームビズ（服装・空調管理等）の徹底、家庭エコ診断、照明の効率的な利用 等	-1.9	A
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	太陽光発電・蓄電システム等の導入、環境負荷の小さい供給電力の選択 等	-30.9	B, D
	家庭部門合計			-57.1
業務その他	事業所の省エネ化	建築物の省エネ化、BEMS [★] や省エネ診断等を活用したエネルギー管理の徹底 等	-4.8	A
	省エネ機器の導入	高効率給湯器・高効率照明（LED）の導入、街灯のLED化、トップランナー基準を達成した機器への買い替え 等	-14.2	A, E
	省エネ行動の実践	事業所におけるクールビズ・ウォームビズ（服装・空調管理等）の徹底 等	-0.1	A
	新エネルギー・再生可能エネルギーの利活用	小水力発電、メタンガス発電、太陽光発電等の導入、環境負荷の小さい供給電力の選択 等	-22.9	B, C, D
	業務その他部門合計			-42.0

▲用語解説▼

★HEMS（Home Energy Management System）

エネルギーの「見える化」と一元管理を実現する、家庭で使われるエネルギーを管理するシステム。

★スマートメーター

30分ごとの電気使用量を計測することができ、かつ通信機能を保有しているため、遠隔でメーターの指示数を取得することが可能な電気メーター。

★BEMS（Building Energy Management System）

ビルの設備・環境及びエネルギーを管理するためのシステム。

削減見込量の推計結果(2)

部門	取組	取り組み例	削減見込量 (千 t-CO ₂)	根拠
運輸	自家用車の省エネ化	次世代自動車★の普及・燃費改善 等	-22.9	A
	トラック輸送の省エネ化	トラック輸送の効率化、エコドライブ関連機器導入、共同輸送の効率化、トラック輸送から貨物鉄道輸送への転換の促進 等	-0.8	A
	鉄道の省エネ化	鉄道のエネルギー消費効率の向上 等	-1.3	A
	低炭素型まちづくりの推進	道路交通流対策の推進、信号機の集中制御化やLED化等の推進、自動走行の推進 等	-2.7	A
	徒歩・自動車・公共交通の利用促進	公共交通機関及び自転車の利用促進（コミュニティ・サイクルの整備、パーク&ライド★の導入）等	-2.0	A
	省エネ行動の実践	エコドライブ、カーシェアリングの実践 等	-2.6	A
	運輸部門合計			-32.3
廃棄物処理	可燃ごみの削減・分別収集の徹底	可燃ごみの削減、ペットボトル等資源物の分別の徹底 等	-0.4	F
	バイオマスプラスチック類の普及	バイオマスプラスチック類の普及促進、製品に使用される石油由来のプラスチックの削減 等	-1.3	A
	廃棄物処理部門合計			-1.7
農業	水田から排出されるメタンの削減	水田における稲わらすき込みから堆肥施用への転換 等	-0.1	A
	施肥に伴う一酸化二窒素の削減	施肥量の低減 等	-0.03	A
	農業部門合計			-0.1
代替フロン類	代替フロン類の削減	ノンフロン製品の導入、点検の実施、廃棄時のフロン類の回収の促進 等	-1.5	A
	代替フロン類合計			-1.5
合計			-199.4	—

注1) 端数処理の関係上、各項目の和が合計値と合わない場合がある。

注2) 削減量を推計する根拠とした資料・条件は以下のとおり。

A：「地球温暖化対策計画」（2016（平成28）年5月13日閣議決定）」から島田市分を按分

B：【太陽光発電】「固定価格買取制度 情報公表用ウェブサイト」（経済産業省・資源エネルギー庁）より、島田市において2013～2017年度に導入された発電出力実績を把握し、この5年間の傾向から2030年度の発電出力量を推定後、これに係数1,100を乗じて算出した推定年間発電量に2030年の電気のCO₂排出係数（0.000370t-CO₂/kWh）を乗じて設定

C：【太陽光発電以外の新エネルギー・再生可能エネルギー発電】2013年度以降に設置された又は設置が計画されている発電施設（小水力発電、バイオマス発電）の計画年間発電量を事業所のホームページより把握し、2030年度の電気のCO₂排出係数（0.000370t-CO₂/kWh）を乗じて設定

D：【環境負荷の小さい供給電力の選択】基準年度（2013年度）と2030年度の電気のCO₂排出係数より、電力の使用によるCO₂排出量が28%削減されると想定して設定

E：【街灯のLED化】「島田市 自治会・町内会が所有する防犯灯の整備状況（補助金件数）」より、2013年度までの累計補助件数が484灯、2017年度現在の防犯灯の総数が7,959灯であり、2030年度までに全ての防犯灯をLED化するものとして、CO₂排出量が1灯当たり0.09t-CO₂削減（環境省LED照明補助事業H28年度補助実績より）されると想定して設定

F：2013年度の可燃ごみ（収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ）の実績値から、「島田市一般廃棄物処理基本計画（2015～2022）」（2015（平成27）年3月、島田市）」で設定した目標が達成された場合に推定される2030年度における可燃ごみ（収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ）削減量に可燃ごみのCO₂排出係数を乗じて設定

注3) 電気のCO₂排出係数は、基準年度（2013（平成25）年度）が0.000513t-CO₂/kWh（中部電力）、2030年度の目標は「長期エネルギー見通し（経済産業省、2015年7月）」に基づく全電源平均の0.000370t-CO₂/kWhとした。

▲用語解説▼

★次世代自動車

ハイブリッド車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など。

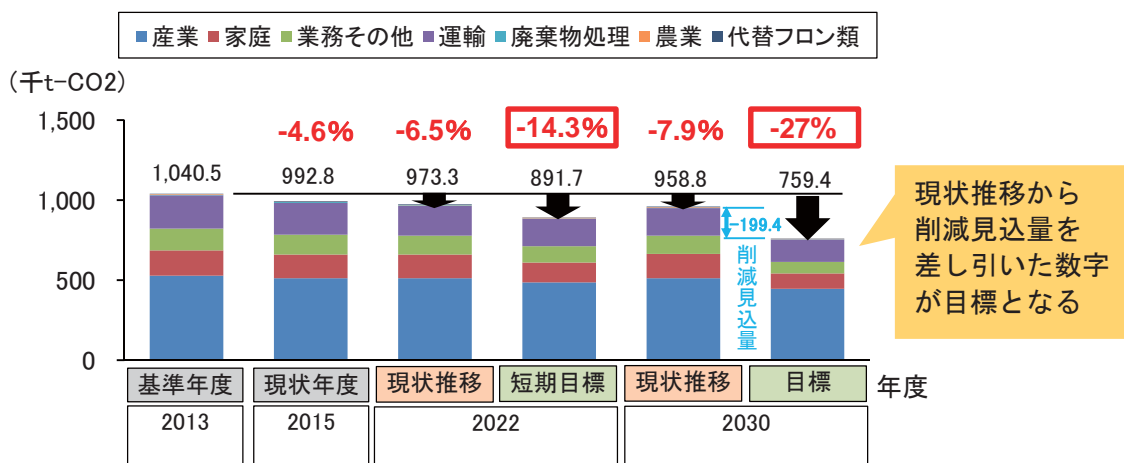
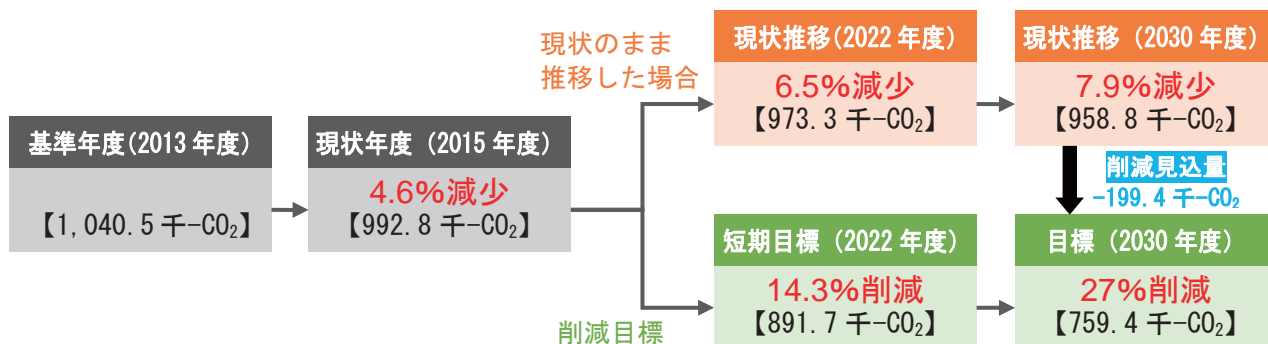
★パーク&ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、バスや鉄道等の公共交通機関を利用して目的地に向かうシステム。

削減目標

現状のまま推移した場合の温室効果ガス排出量から、国の「地球温暖化対策計画」における島田市分の削減見込量、その他個別の削減見込量を差し引き、本市における2030年度の目標を基準年度（2013年度）比27%削減として設定しました。また、環境基本計画の目標年次である2022年度の短期目標として、2013年度比14.3%削減として設定します。

この削減目標の実現は、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標である基準年度（2013年度）比26%削減に寄与し、さらにはパリ協定の目標「産業革命前からの気温上昇を2℃未満にする（1.5℃に抑えるよう努力する）」の達成につながるものです。パリ協定の達成目標をIPCCの示す4つのシナリオ（P. 71参照）に当てはめると、RCP2.6（平均1.0℃上昇）からRCP4.5（平均1.8℃上昇）の実現を目指したのになると想定されます。



温室効果ガス排出量の削減目標

部門別排出量の目標（単位は千t-CO₂）

部門	年度	2013 (H25)	2015 (H27)	2022 (短期目標)		2030 (目標)			
	基準年度	現状年度	現状推移	目標	現状推移	削減見込量	目標 (基準年度比%)		
産業		528.6	511.8	511.3	484.9	510.8	-64.6	446.2	-15.6%
家庭		157.5	148.6	148.1	125.0	153.2	-57.1	96.1	-38.9%
業務その他		135.8	123.6	118.1	101.7	113.3	-42.0	71.3	-47.5%
運輸		207.0	198.7	186.1	171.1	171.6	-32.3	139.2	-32.7%
廃棄物処理		5.6	4.0	3.8	3.7	3.8	-1.7	2.1	-62.9%
農業		2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	-0.1	2.4	-8.2%
代替フロン類		3.4	3.5	3.5	2.7	3.6	-1.5	2.1	-40.1%
排出量合計		1,040.5	992.8	973.3	891.7	958.8	-199.4	759.4	-27.0%
基準年度比		-	-4.6%	-6.5%	-14.3%	-7.9%	-	-27.0%	-

注) 端数処理の関係上、各温室効果ガス排出量の和が合計値と合わない場合がある。

第5節 地球温暖化に関する取組

1 緩和策と適応策の体系

■緩和策と適応策

地球温暖化に関する取り組みには、大きく分けて「緩和策」と「適応策」があります。

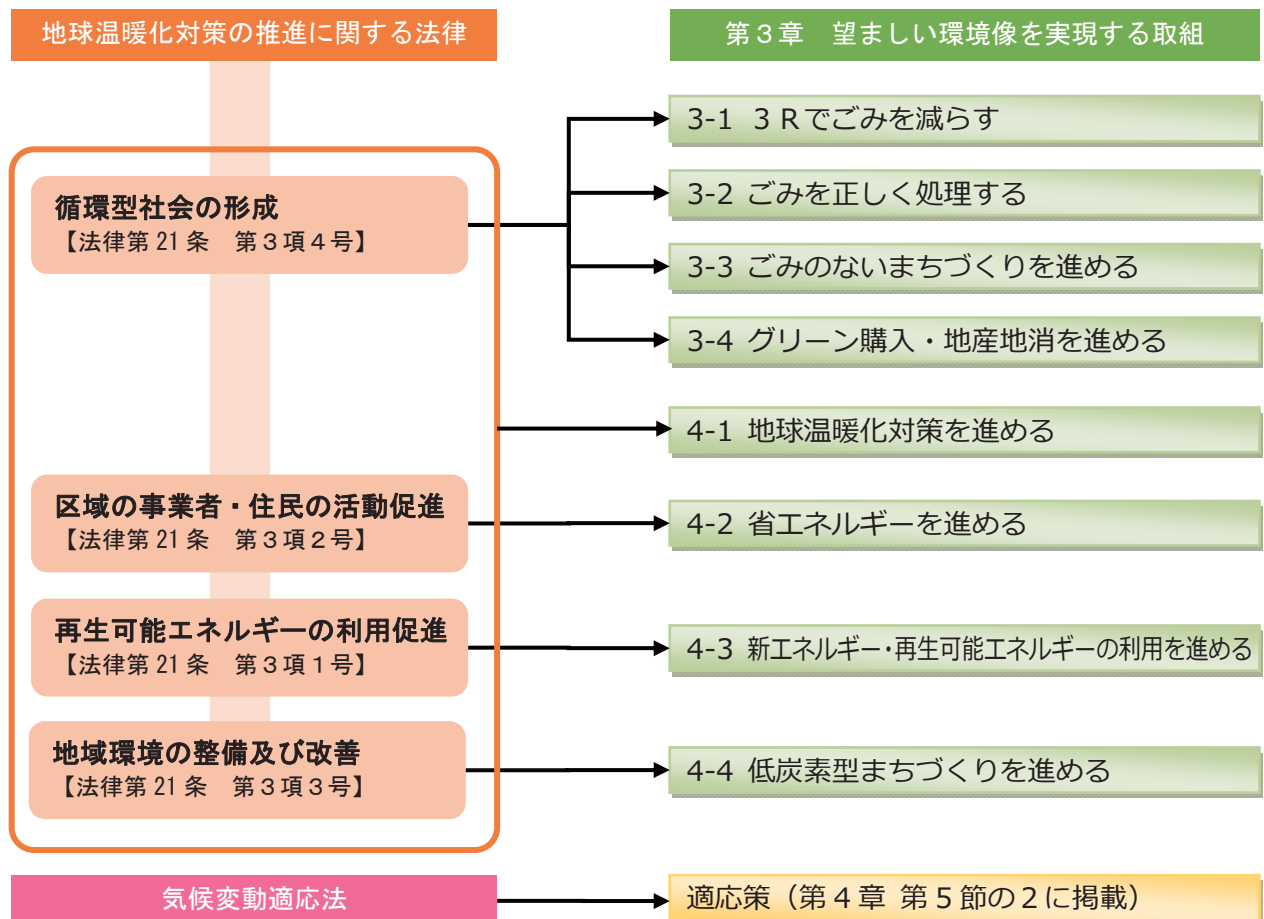
緩和策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制することです。省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など、今まで本市で取り組んできた地球温暖化対策のほとんどがこの緩和策になります。まずはこの緩和策を着実に実施していくことが重要です。

その一方で、緩和策を最大限に実施したとしても、地球温暖化による影響は回避することができません。既に地球温暖化は進行しており、温室効果ガスを限りなくゼロに近づけたとしても、大気中に蓄積された温室効果ガスによる影響は今後も続きます。そこで、気候変動に対して自然や人間社会のあり方を調整するのが適応策です。

■地球温暖化対策推進法と気候変動適応法

緩和策については「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に定める分類に従い、義務的記載事項として4つの分野について取り組みを掲載します。一方、適応策については、「気候変動適応法」に基づいて取り組みを掲載します。

なお、本実行計画では、「第3章 望ましい環境像を実現する取組」の中でも地球温暖化対策についての取り組みを掲載していることから、重複を避けるため、ここでは対応する「取組の方向」を図示します。ただし、適応策に関しては第4章第5節の2に掲載します。



2 適応策

■ 適応策の分野・項目

国の「気候変動の影響への適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、影響評価の結果を整理しています。また、これらの各分野における気候変動の影響について、既存文献や気候変動及びその影響の予測結果等を活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。

これらの情報を踏まえ、本市では以下の基準①及び②により選定した分野・項目について適切に対応できるように、本市の総合計画や関連する個別計画、国内外の気候変動の取組状況等を見据えながら、全庁的な体制の下、検討・実施していくこととします。

選定基準①：国の適応計画で示される分野・項目（大項目・小項目）のうち、「重大性」が特に大きく、「緊急性」及び「確信度」が高いと評価されたものの中から、本市に関係がない「高潮・高波」を除いたもの

選定基準②：本市の地域特性等から選定する分野・項目（大項目・小項目）

本市が取り組む重要な分野・項目（1）

国の適応計画で示されている分野・項目・評価(重大性・緊急性・確信度)							選定基準	
分野	大項目		小項目	評価				
				重大性	緊急性	確信度		
農業・林業・水産業	農業		水稲	◎	◎	◎	①	
			果樹	◎	◎	◎	①	
			土地利用型作物(麦、大豆、飼料作物等) (茶)	◎	△	△	②	
			園芸作物(野菜)	-	△	△	②	
			畜産	◎	△	△	②	
			病害虫・雑草・動物感染症	◎	◎	◎	①	
			農業生産基盤	◎	◎	△	②	
	林業		山地災害、治山・林道施設	土石流・地すべり等	◎	◎	△	②
				水供給(地表水)	◎	◎	△	②
			人工林	木材生産(人工林等)	◎	◎	□	②
				人工林	◎	△	△	②
			天然林	自然林・二次林	◎	△	◎	②
	特用林産物		特用林産物(きのこ類等)	◎	◎	□	②	
	農林水産業従事者の熱中症		死亡リスク	◎	◎	◎	①	
			熱中症	◎	◎	◎	①	
鳥獣害			野生鳥獣による影響	◎	◎	-	②	
	分布・個体群の変動	◎	◎	◎	①			
水環境・水資源	水環境		湖沼・ダム湖	◎	△	△	②	
			河川	◇	□	□	②	
	水資源		水供給(地表水)	◎	◎	△	②	
			水供給(地下水)	◇	△	□	②	

注) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下の通り。

重大性 ◎：特に大きい ◇：「特に大きい」とはいえない -：現状では評価できない

緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

【資料：日本における気候変動による影響に関する評価報告書（2015（平成27）年3月、中央環境審議会地球環境部会・気候変動影響評価等小委員会）】

本市が取り組む重要な分野・項目（2）

国の適応計画で示されている分野・項目・評価(重大性・緊急性・確信度)							選定基準	
分野	大項目		小項目	評価				
				重大性	緊急性	確信度		
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	生態系への影響	◎	△	◎	②	
		里地・里山生態系	生態系への影響	◇	△	□	②	
		人工林	生態系への影響	◎	△	△	②	
		野生鳥獣による影響	生態系への影響	◎	◎	-	②	
		物質収支	生態系への影響	◎	△	△	②	
		淡水生態系	湖沼	生態系への影響	◎	△	□	②
		河川	生態系への影響	◎	△	□	②	
		生物季節	生態系への影響	◇	◎	◎	②	
		分布・個体群の変動	在来種	生態系への影響	◎	◎	◎	①
			外来種	生態系への影響	◎	◎	△	②
自然災害・沿岸域	水害		洪水	◎	◎	◎	①	
			内水	◎	◎	△	②	
	土砂災害		土石流・地すべり等	◎	◎	△	②	
	その他（強風等）		強風等	◎	△	△	②	
健康	暑熱		死亡リスク	◎	◎	◎	①	
			熱中症	◎	◎	◎	①	
	感染症		節足動物媒介感染症	◎	△	△	②	
	その他		温暖化と大気汚染の複合影響	-	△	△	②	
国民生活都市生活	インフラ・ライフライン		水道、交通等	◎	◎	□	②	
	その他		暑熱による生活への影響	◎	◎	◎	①	

注) 重大性、緊急性、確信度の凡例は以下の通り。

重大性 ◎：特に大きい ◇：「特に大きい」とはいえない -：現状では評価できない

緊急性 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

確信度 ◎：高い △：中程度 □：低い -：現状では評価できない

【資料：日本における気候変動による影響に関する評価報告書（2015（平成27）年3月、中央環境審議会地球環境部会・気候変動影響評価等小委員会）】

IPCCが発表した1.5℃特別報告書



国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は2018（平成30）年10月、地球温暖化が現在のペースで続くと、早くも2030年には世界の平均気温が産業革命前より1.5℃上昇する恐れがあるとする特別報告書を発表しました。

報告書では、努力目標とされる産業革命前より1.5℃上昇で予測される影響を科学的に検証し、2℃上昇の場合と比較しています。その結果、1.5℃上昇に留めても異常気象が発生して生態系に深刻な影響が出ると警告し、早急な対策を促しています。

気温上昇が1.5℃を大きく超えないようにするには、世界の二酸化炭素排出量が2030年までに、2010年水準から約45%削減され、2050年前後には正味ゼロとなっている必要があります。

【主な影響】

- 夏季における北極の海氷の消滅は、1.5℃だと100年に1回程度、2℃だと10年に1回程度
- 1.5℃で海面は2100年までに26～77cm上昇し、2℃ではさらに10cm上昇する
- 1.5℃で昆虫種の6%、植物種の8%の半数が死滅し、2℃ではそれぞれ倍となる
- 1.5℃でサンゴの70～90%が死滅し、2℃なら99%が死滅する

市の施策

①農林業に関する適応

取組内容	取組内容の詳細	担当課
農業分野の適応	○ 農作物の被害状況報告に基づき、気候変動による農業への影響についても検討していきます。	農林課
林業分野の適応	○ 治山・林道施設の整備を推進し、森林の有する水源涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮を図っていきます。	農林課
	○ 国・県等の情報を基に、気候変動による林業への影響についても把握できるよう検討していきます。	
	○ 出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。	危機管理課
農林業従事者の熱中症対策	○ 国・県等の情報を基に、気候変動による農林業従事者の熱中症への影響についても把握できるよう検討していきます。	農林課
鳥獣害の適応	○ 野生鳥獣による農作物被害状況報告に基づき、気候変動の影響についても検討していきます。	農林課

②水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応

取組内容	取組内容の詳細	担当課
水環境・水資源の適応	○ 湖沼や主要河川の水質変化に注意し、水質調査を続けます。	環境課
	○ 水量の減少に注意し、地下水の水位変動調査を続けます。	
	○ 地下水源を予備水源として保有します。	水道課
自然生態系の適応	○ 森林等の自然生態系、生物季節、在来種、外来種への影響を把握する事態が生じた場合は、モニタリングの実施を検討します。	環境課
水害への適応	○ 洪水ハザードマップ★を作成・配布し、洪水のリスク周知を行うとともに、市独自で水位計を設置して市民が自ら避難の判断ができるよう情報提供を行います。	危機管理課
	○ 地区の防災マップ作成の推進・援助をして、地域の危険箇所を住民に周知します。	
土砂災害等への適応	○ 出前講座等を通して災害の特徴や身を守る方法を啓発するとともに、土砂災害を対象とした避難訓練を実施して人的被害の軽減に努めます。	危機管理課
	○ 正確な情報の収集に努め、避難情報等、的確な情報提供を迅速に実施します。	

気候変動によるお茶への影響

お茶は亜熱帯性の作物のため、気温が少し高くなる程度であれば影響が少ないと考えられています。しかし、少雨・高温により水が不足すると、温度調節ができずにお茶の葉の生育が抑制されます。また、静岡県のお茶は冬の寒い中では休眠状態で過ごし、冬越しに一斉に芽を出すのできれいに揃った一番茶を機械で摘むことができます。しかし、冬が暖かくなると芽が不揃いになりやすく、機械で摘みにくくなるなどの問題が生じます。さらに、降水パターンが変わったり、水不足になったりすると、今まで以上に散水が必要になり、品種や栽培方法を変更する必要も生じます。

【資料：地球温暖化 何が起ころの静岡県（静岡県）】

▲用語解説▼

★ハザードマップ

発生の予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図。災害予測図。

③人の健康や生活に関する適応

取組内容	取組内容の詳細	担当課
暑熱による人の健康への適応	○ 気温 35℃以上でホームページへの掲載と同報無線で熱中症に対する注意喚起を行うとともに、静岡地方気象台により高温注意情報が発表されたらホームページを更新します。	健康づくり課
感染症への適応	○ ヒトスジシマカによるデング熱などの感染症について、ホームページへ掲載し、情報提供を行います。	健康づくり課
複合影響への適応	○ 硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気中濃度の変化について注意し、引き続き観測を続けます。	環境課
国民生活・都市生活への適応	○ ライフラインの断絶に備え、備蓄資機材等の整備を進めるとともに、住民自身にも備蓄の啓発を行います。	危機管理課
	○ 災害時は早急に被害情報を把握し、迅速に道路啓開や応急復旧を実施できるような体制を整えます。	
	○ 静岡県から食中毒警報が出された場合、同報無線等で注意喚起を行うとともに、ホームページの更新も行っています。	健康づくり課

市民の取組

- 適応に関心を持ち、健康や生活への影響を最小限に抑えるための情報を収集します。
- ハザードマップなどの防災マップについて事前に把握し、今後頻発すると想定される自然災害に対する防災・減災の意識を高めます。
- 緊急時の備品・備蓄、避難、連絡などについて準備をしておきます。
- 急な渇水に備え、普段から節水に役立つ情報を集めるとともに、雨水利用設備の導入などを検討します。
- 暑さによる熱中症や、蚊やダニなどをはじめとする感染症の危険が高まることを考え、今まで以上に意識を高めて、必要な時に正しい行動がとれるようにします。
- 猛暑時には屋外での活動を控えます。
- エアコン等を活用して適切な体温調節を心掛けるとともに、水分補給をこまめに行います。
- 感染症が発生した場合は、正しい情報を収集して予防策をとります。
- 日差しと熱を和らげる緑のカーテンを設置します。
- 涼しい軽装、クールビズで行動します。



事業者の取組

- 気候変動から事業活動に受ける影響を低減する気候リスク管理に取り組みます。
- 気候変動による外部環境変化に対応した事業継続計画（BCP）★などの策定に努めます。
- ビジネスチャンスとして捉え、農林産物の品種改良や栽培適地の移動への対応、適応に関する製品やサービス提供などを積極的に行います。
- 猛暑時には屋外での活動を控えます。
- エアコン等を活用して適切な体温調節を心掛けるとともに、水分補給をこまめに行います。
- 日差しと熱を和らげる緑のカーテンを設置します。
- 涼しい軽装、クールビズで行動します。



▲用語解説▼

★事業継続計画（BCP：Business Continuity Planning）

災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

第5章 計画の推進

計画を策定した後、「どのように計画を推進・管理し、取り組んでいくのか」ということが最も大切です。

本章では、計画の内容を確実に推進するための体制や進行管理の方法、環境保全活動の促進方策などについて示します。



第1節 計画の推進体制

計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすとともに、協働により環境保全活動に取り組んでいくことが必要です。

各主体の代表者で構成する環境審議会や庁内の横断的組織、国・県・周辺市町との連携・協力により、計画の推進を図っていきます。

ここでは、計画を推進する主体とその役割について示します。

1 市民

■市民

市民は、日常生活に伴う環境への負荷を低減するとともに、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業などを実施していくことも期待されます。

- * 第3章に示す市民の取組をはじめ、環境保全活動を積極的に実践します。
- * 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

■市民団体・NPO

市民団体・NPOは、市内の環境保全活動の推進に当たって主導的な役割を果たすとともに、市民・事業者・市の協働を促進するコーディネーターとして期待されます。

- * 第3章に示す市民の取組をはじめ、その専門的な立場から市民による環境保全活動を主導します。
- * コーディネーターとして、市民・事業者・市の協働の促進をサポートします。
- * 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

2 事業者

事業者は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するとともに、公害の防止や自然環境の保全など、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業などを実施していくことも期待されます。

- * 第3章に示す事業者の取組をはじめ、企業のCSR活動をはじめとした環境保全活動を積極的に実践します。
- * 島田市環境報告書やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

3 市

■環境審議会

島田市環境基本条例第 19 条に基づき、市長が委嘱する委員 15 人以内により組織されています。

- * 市長の諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項について調査・審議します。
- * 環境の保全及び創造に関する事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べます。

■環境管理委員会・幹事会

島田市環境基本条例第 20 条第 2 項に基づき、庁内に設置する横断的な推進組織です。なお、環境管理委員会の下に幹事会があります。

- * 計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整を行います。

■庁内各課

出先機関を含めた全ての部署が率先して計画を推進します。

- * 第3章に示す市の施策に環境配慮を織り込むとともに、その進捗状況を把握し、環境管理委員会及び幹事会に報告します。

■事務局（環境課）

環境審議会や環境管理委員会、市民や事業者と市を結ぶ窓口の役割を果たすため、環境課を計画推進事務局と位置付けます。

- * 各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、環境管理委員会や環境審議会の事務・とりまとめなどを行います。

4 国・県・周辺市町

今日の幅広い環境課題の解決には、広域的な取り組みとともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、国・県や周辺市町などとの連携・協力を努めていきます。

第2節 計画の進行管理

計画を着実に推進するためには、施策や取り組みの進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していく必要があります。

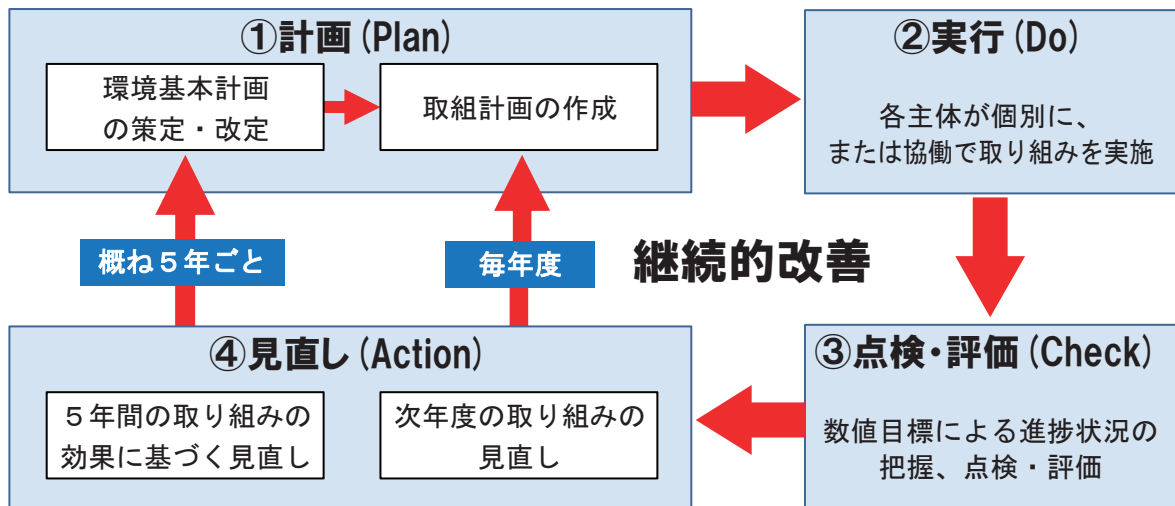
ここでは、計画の進行管理の手法について示します。

1 「P・D・C・A」サイクルを活用した進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの手法を導入して進行管理を行います。

環境マネジメントシステムとは、「計画 (Plan)」を立て、それを「実行 (Do)」し、その達成度を「点検・評価 (Check)」し、結果を基に「見直し (Action)」を行うという“P・D・C・A”を1サイクルとし、このサイクルを繰り返し行うことにより取り組みの実効性を確保していく手法です。

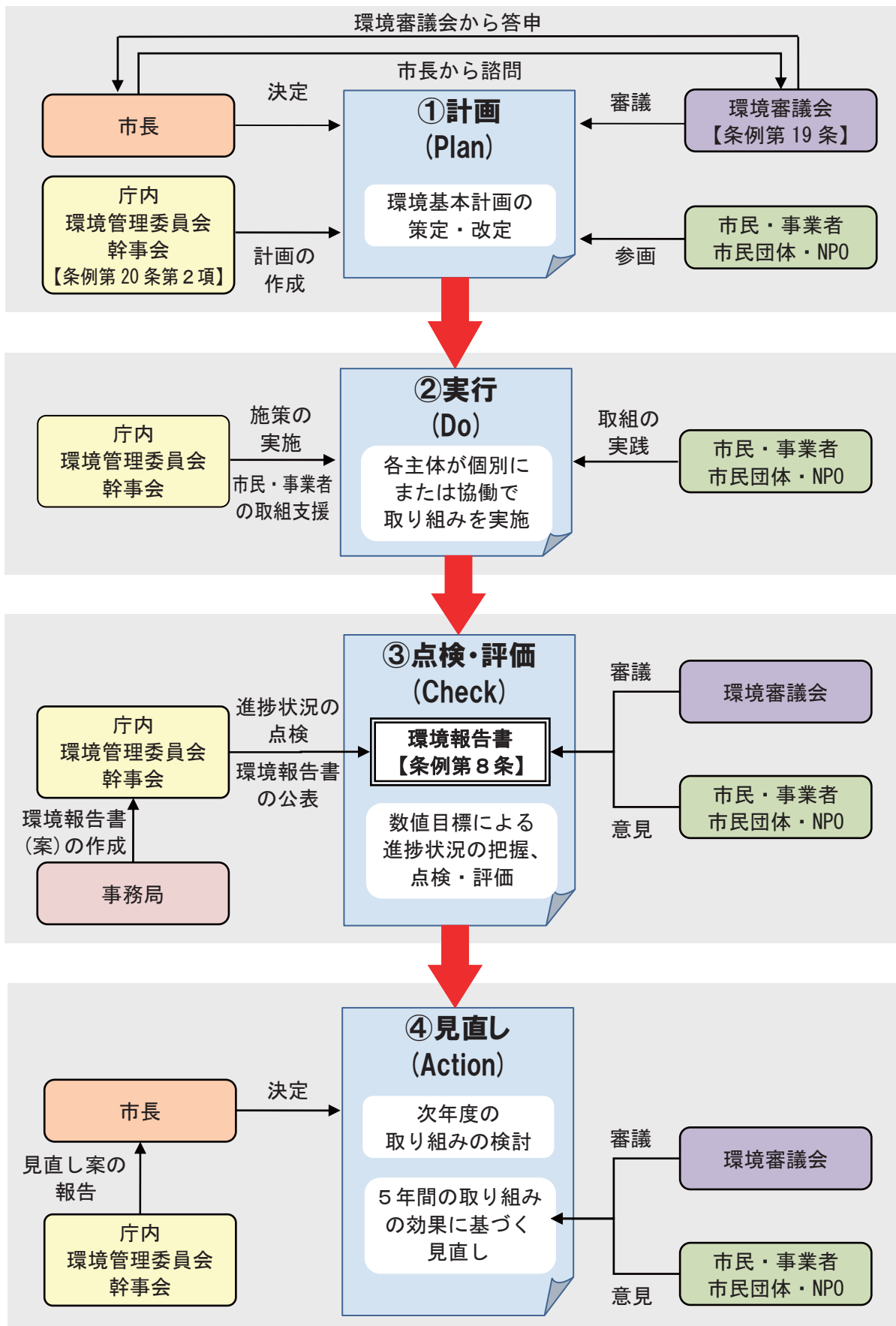
本計画における取り組みの期間は10年間ですが、毎年度、施策の実施状況を点検・評価し、次年度の取組計画などへ反映します。



2 環境報告書による進行管理の状況や評価の公表

進行管理の状況は、環境基本条例第8条に規定された年次報告書として「島田市環境報告書」のとりまとめを行い、ホームページや広報紙などの各種媒体を活用して公表します。

また、公表した「島田市環境報告書」について広く意見を募集し、次年度以降の計画の推進に反映させるとともに、次年度の「島田市環境報告書」に寄せられた意見とそれに対する市の回答を掲載します。



計画の進行管理の流れ

第3節 環境保全活動を促進するための制度

本計画の実効性を高めるためには、市の施策のみならず、市民・事業者による自主的な取り組みが必要です。そのため、「環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）」を創設し、市民・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

1 環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）の概要と定義

環境基本計画の推進に資すると期待される環境保全活動を「しまだエコ活動」として登録することによって支援し、環境基本計画の推進と市民・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

「しまだエコ活動」とは、以下の①及び②にあてはまる環境保全活動とします。

【定義】

- ① 市民及び事業者が市内で行う環境保全活動
- ② 第2次島田市環境基本計画に規定する市の施策、市民の取組、事業者の取組に関する環境保全活動

2 しまだエコ活動の登録の流れ

「しまだエコ活動」の登録までの流れは以下のとおりです。

【登録までの流れ】

- ① 「しまだエコ活動」への登録を希望する市民・事業者（以下「申請者」という。）は、所定の「登録申請書」の様式により、登録を申請します。
- ② 市は、登録申請書の内容を確認し、計画の推進に寄与すると期待される場合は、「しまだエコ活動」として登録します。
- ③ 登録を受けた申請者は、活動終了後、所定の「しまだエコ活動レポート」の様式により、活動の実績を報告します。

※登録数に上限は設けません。

3 しまだエコ活動への支援

「しまだエコ活動」への支援は以下のとおりです。

【支援内容】

- * 市のホームページ及び島田市環境報告書などで名称、活動内容の概要を紹介します。
- * 市から各種環境情報を提供します。
- * 活動促進のための資金助成制度を検討します。

第4節 その他の計画の推進方法

個別計画との調整、計画の周知・広報、予算措置など、計画を推進するための方策やその方向性について示します。

1 計画の周知・広報

環境基本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版の配架（市役所、図書館、公民館など）、ホームページへの掲載などを行うほか、「広報しまだ」などによる広報を行います。

また、環境に関するイベントや出前講座などで周知するなど、あらゆる場面における広報を心がけます。

2 予算措置

本計画に掲げられた取り組みを実施するため、計画の進捗状況や取り組みの有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。特に計画中に位置付けた重点取組については、優先的な予算の確保に努めます。

3 個別計画との調整

本計画は島田市総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。なお、島田市環境基本条例第9条により、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施する場合は、本計画との整合を図ります。

4 広域的な連携・協力

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取り組みだけにとどまらず、国・県などの行政機関や周辺市町との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取り組みが必要な施策については、関係する行政機関や周辺市町との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。

資料編

計画策定の経緯、委員名簿、諮問・答申文、島田市環境基本条例などを掲載します。

資料 1 計画策定の経緯

●第1次島田市環境基本計画 2003（平成15）年3月策定

市民・事業者で構成される「島田市環境100人会議」と市内の「島田市環境基本計画策定委員会」とが協力して検討を進めるパートナーシップ型で計画案の策定を行いました。

島田市環境100人会議は、水とみどり、ごみ、エネルギー・まちと交通、食生活のテーマごと分科会に分かれ、施策等の原案の検討・作成を行いました。また、市との共催で環境基本計画の策定のための講演会や小学生の環境学習発表会を実施したほか、市民等へのアンケート調査、島田市環境基本計画策定委員会との分科会レベルでの合同会議などを行いました。計画には、市民が主体となって行う「市民プロジェクト」なども掲載されています。

●第2次島田市環境基本計画 2013（平成25）年3月策定

市民・事業者で構成される「島田市環境市民会議」を開催し、ワークショップ方式による計画案の検討を行いました。島田市環境市民会議における意見を市内の「島田市環境管理委員会」「島田市環境管理委員会幹事会」で検討し、その結果を島田市環境市民会議に戻すという形式で計画案を作成しました。本計画では、環境保全活動を促進するための新たな制度として、「環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）」の創設が謳われました。

●第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】

2018年 平成30年	会議等の名称	内容
7月 3日 ～31日	環境管理委員会幹事会(5部会)	取り組み状況の確認
8月 29日	環境管理委員会	第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 見直し案について
10月 2日	第1回環境審議会	第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 見直し案について
11月 27日	第2回環境審議会	第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 島田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (案)について
12月 20日	パブリックコメント開始	12月20日から1月18日まで市ホームページ、島田市環境課(田代環境プラザ、阿知ヶ谷旧清掃センター)、情報公開コーナー(市役所本庁舎1階、金谷北支所、金谷南支所、川根支所)で公開
2019年 平成31年	会議等の名称	内容
1月 18日	パブリックコメント終了	意見提出1名12件
2月 28日	第3回環境審議会	パブリックコメントについて 第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】 島田市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) (案)について
3月 22日	答申	環境審議会から市長への答申
3月	計画策定	

資料2 委員名簿

(1) 島田市環境審議会（敬称略）

区分	氏名	所属など	備考
学識	平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会 専務理事	会長
	小島 忠光	島田市校長会 推薦	
	池谷 伸兒	エコアクション21 審査人	
市民	石川 政彦	島田市自治会長連合会 参与	
	河村 元	特定非営利活動法人 環境市民くらぶ 理事	
	佐野 邦代	島田市消費者グループ 代表	
	柳川 晴代	金谷ライフクリエイターサークル 代表	
事業者	原田 昌彦	特定非営利活動法人NPOまちづくり川根の会 副理事長	
	佐久間章次	島田商工会議所 専務理事	副会長
	落合 辰也	一般社団法人 島田青年会議所 副理事長	
	實勝 智貴	新東海製紙株式会社 島田工場 生産本部 環境安全部長	
	長崎 渉	富士食品工業株式会社 静岡金谷工場 生産本部生産技術部 部長兼環境管理グループリーダー	
行政	寺澤 賢一	中部電力株式会社 島田営業所長	
	鈴木 智也	静岡県くらし・環境部環境局生活環境課長	

【区分】学識＝学識経験者 市民＝市民代表 事業者＝事業者代表 行政＝関係行政機関

(2) 島田市環境市民会議（敬称略）

池原 智彦	石川 正之	小野田 譲治	加藤 高明	北川 良二
酒井 秀一郎	提坂 とみ	佐野 邦代	澤口 弘典	鈴木 金秀
伊達 元	中村 正男	長島 博雄	西野 龍一	野島 恵美子
橋本 貴之	平口 美矢子	牧野 雄介	増田 直樹	森 悦子
諸田 昌太郎	山村 欽一郎	山村 隆康	山村 友子	山本 麻美

(3) 庁内策定委員会

①環境管理委員会

役名	構成				
委員長	地域生活部長				
副委員長	市長戦略部長				
委員	危機管理部長	健康福祉部長	こども未来部長	産業観光部長	都市基盤部長
	行政経営部長	教育部長	議会事務局長	病院事務部長	

②環境管理委員会部会（幹事会）

部会	構成
自然環境部会	戦略推進課長、農林課長、都市政策課長、建設課長、水道課長、環境課長
生活環境部会	戦略推進課長、生活安心課長、下水道課長、資産活用課長、環境課長
資源循環部会	生活安心課長、農林課長、学校給食課長、環境課長
地球環境部会	都市政策課長、建設課長、資産活用課長、人事課長、環境課長
環境教育部会	都市政策課長、すぐやる課長、下水道課長、学校教育課長、社会教育課長、環境課長

資料3 諮問・答申

(1) 諮問文

島地環第122号
平成30年9月27日

島田市環境審議会
会長 平井 一之 様

島田市長 染谷 絹代

第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】について（諮問）

このことについて、島田市環境基本条例第7条第4項の規定に基づき、第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】について貴審議会に諮問します。

(2) 答申文

平成31年3月22日

島田市長 染谷 絹代 様

島田市環境審議会
会長 平井 一之

第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】について（答申）

平成30年9月27日付け島地環第122号にて諮問のありました第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】及び島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、庁内部会による検討結果を踏まえ、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申いたします。

なお、下記について特段のご配慮を願います。

記

- 1 計画の推進に当たっては、広く市民に周知するとともに、市は市民、事業者と連携し、それぞれの取組を支援すること。
- 2 環境施策の実施に当たっては、担当部署だけでなく庁内各部署の横断的な連携を図り、総合的かつ計画的に進めること。
また、数値目標を定めた取組については、毎年計画の進捗状況を公表するとともに、各主体の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。

資料4 島田市環境基本条例

○島田市環境基本条例

(平成17年 条例第103号)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者（以下「すべての市民」という。）の責務を明らかにし、すべての市民が一体となって、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を推進することにより、もって市民が良好な環境の恵みを楽しむとともに、健康で文化的な生活を営む権利の確保を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範囲な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 すべての市民は、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって適切に維持され、人と自然とが共生できるような多様な自然環境を、体系的に保全及び創造をしなければならない。

2 すべての市民は、地球環境の保全が自らの課題であることを認識し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目的とした取組を、自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、環境の保全及び創造を図る上で、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する施策を支援し、及びこれに協力する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、その普及、啓発活動等について積極的に参加する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講ずる責務を有するとともに、自然環境の破壊防止のため、植生の復元、緑地の整備その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されるに当たって生ずる環境への負荷の低減を図るとともに、再生資源の原材料への積極的な使用等事業活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴い生ずる各種エネルギーの使用による環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、循環、共生及び参加を基本とした社会の構築を目指し、すべての市民が一体となって地球的規模の環境問題を地域から解決していくための施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全及び創造のために、すべての市民が実践しなければならない具体的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を尊重し、これを環境基本計画に反映させなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、島田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

- 第8条 市長は、毎年度、環境の状況及び市長が環境の保全及び創造に関して実施した施策について報告書を作成し、これを速やかに公表しなければならない。
- 2 市民及び事業者は、報告書が公表された日から市長が定める日まで、報告書について市長に意見書を提出することができる。
- 3 市長は、報告書について島田市環境審議会に意見を聴かなければならない。

(施策の策定に当たっての事前配慮)

- 第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画に整合するよう配慮しなければならない。

(事業者の事前配慮の促進)

- 第10条 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者の環境の保全及び創造についての事前配慮を行うことを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、本市の環境に影響を及ぼすと認められる事業を行う事業者との間に、環境の保全及び創造のために取るべき措置について定める協定を、必要に応じて締結するよう努めるものとする。

(規制の措置)

- 第11条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要と認めるときは、地域の特性、規制の効果及び影響を考慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減に係る環境の保全及び創造に関する活動を行う場合において、経済的な助成が必要と認められるときは、その措置を講ずるものとする。
- 2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民又は事業者に係る適正で公平な経済的負担の措置について、調査及び研究を実施し、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視体制の整備等)

- 第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適切に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めなければならない。
- 2 市は、環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査及び研究に努めなければならない。

(公害等の処理)

- 第14条 市は、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(公共的施設の整備等の推進)

- 第15条 市は、下水道、一般廃棄物処理施設等環境の保全上必要な公共的施設の整備その他の環境への負荷の低減に係る事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報の提供)

- 第16条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供しなければならない。

(国、県等との協力)

- 第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のうち、広域的な取組が必要と認める施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

- 第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の円滑な推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境審議会)

- 第19条 本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、島田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表
- (3) 事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(自主環境管理の促進)

- 第20条 市長は、地球環境の保全のため、率先し、環境への負荷を低減するための実行計画を策定するものとする。
- 2 市長は、前項の実行計画の推進と目標達成のため、環境管理委員会を設置するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、環境管理委員会について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年5月5日から施行する。



第2次島田市環境基本計画【後期基本計画】

島田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

2019（平成31）年3月

編集・発行 | 島田市地域生活部環境課
〒427-0034 島田市伊太7番地の1
TEL: 0547-36-7145 FAX: 0547-34-5501
E-mail: kankyo@city.shimada.lg.jp

★この冊子は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。